

第七項 學資金ノ多寡

第四十五條 學事ニ勤勞シテ實効ヲ奏セシ者ハ其事由ヲ悉クシ之ヲ開陳スヘシ

第四十六條 此心得書中諸表ヲ製シテ上陳スヘキモノ並ニ別段具狀スヘキ條項ノ外ハ其狀ヲ悉シ第二號表ニ副ヘ併セテ之ヲ上陳スヘシ

第四十七條 視學巡回先ニ於テ檢査ヲ要スヘキ諸帳簿ノ目ハ左ノ如シ

- 一 就學不就學屆帳
- 一 學齡人口調査帳
- 一 學校所有物名數帳
- 一 補助金請拂帳
- 一 課金及授業料請拂帳
- 一 寄附金貸付明細帳
- 一 學校敷地調帳
- 一 寄附資金利子請拂帳

三、督業機關 當縣廳の指導監督と相俟つて別に指導機關が設けられた。即明治十一年六月同じく本縣學則總要第四章として督業條例なるものを發布してゐる。督業は優良訓導の中から拔擢專任せられるものであつて其の任務權限は左記條例に示される通りに學校の試験監督から、小學校實情視察、教授法の講習、教授法研究會の司會、授業生及同試補選舉に當りその學力試験の施行等頗る重要なものであつて學區取締や縣官などに比し遙に指導機關としての任務を強く帯びたものであつた。その條例は左の通りであつた。

○督業條例 (明治十一年六月發布)

第一條 督業ハ訓導及ヒ訓導補助ノ中ヨリ拔擢シテ之ヲ專任シ各中學區ヘ派遣セシムルモノトス
 第二條 督業訓導ハ當分一中學區ニ一人トス

第三條 春秋兩度受持區内ノ各小學校ヲ巡回教員其他教授ノ方法ヲ董督シ生徒學業ノ進展ヲ監視シ及其得失ヲ審察シテ之ヲ縣廳ヘ具狀スベシ

第四條 巡回中各小學校教員其他授業法傳習ノ爲メ滯留スルコトアルモ三日以上ニ渉ルヘカラス

第五條 小學校及授業方法等ノ質問アルトキハ丁寧ニ之ヲ教示スヘシ

第六條 各小學校教員授業生ノ内一名宛三月毎ニ一回便宜ノ地ニ會同シ凡ソ教育上ノ事ヲ討論研究セシメ授業法等一定ナラシムルヲ要ス

但巡回中欠會ノ節ハ其旨豫メ該校ヘ通知スベシ

第七條 春秋兩度試業法ニ照シ持區内各小學生徒ノ大試業定期試業ヲ專行スヘシ

第八條 大試業定期試業畢リシ後視學巡回官員ニ隨行シテ持區内各小學生徒ノ集合試業ヲ執行スヘシ

第九條 渾テ試業ハ區長學區取締戶長列席ノ上之ヲ執行シ試業表ハ一中學區内取締連署ヲ以テ縣廳ヘ差出スヘシ

第十條 授業生同試補ヲ選舉スルニ際リ區長學區取締等ノ申牒ニ依リ其學業ヲ試験シ具狀書ヘ連署スヘシ

第十一條 教員授業生等不品行或ハ不勉強ノコトアラハ反覆説諭ヲ加ヘ改良セシムルヲ要ス

第十二條 持區内ヲ巡回スルハ素ヨリ職務ニ付別段旅費ヲ給セスト雖モ手當トシテ巡回中一日二十錢ツ、給與スヘシ

第十三條 月給及旅費手當金當分ニテ官給ス

第十四條 巡回スル毎ニ左ノ表式ニ據リ各校承認者ノ印ヲ取り縣廳ヘ差出スヘシ承認者トハ區長學區取締戶長渾テ督業者ノ臨校ヲ承認スル者ヲ云フ(表式之を略す)

四、議事機關 明治八年の地方官會議は民意を容れ、衆議を聴く最初の會であつた。即明治大帝の

「廣ク會議ヲ與シ萬機公論ニ決スヘシ」の御誓文の實施されて第一歩であつた。之に準つて地方に於ても地方行政上の議事機關といふものが生れて來た。

我が熊本縣に於ては翌年明治九年五月に「臨時民會々議規則」なるものが出來て發布されてゐる。其の第一條に

會議ハ縣下人民ノ代議人事ヲ議スルノ會ニシテ議題アル毎ニ臨時縣廳ノ命ト人民ノ企望トニ依テ開クヲ例トス

としてあつて今日の地方議會の濫觴をなしてゐる。其の會議の種類には小區會、大區會、縣會の三階段があつて、小區會はまづ後の町村會に相當する程度のもので、大區會は郡又は郷に相當する範圍のものであつたやうである。議事の内容は勿論行政諸般の事項であつたが、他の學區取締會議、教育會議等と相並んで否それ以上の有力な議事機關であつたのである。

明治十一年七月に至つて大政官布告をもつて「府縣會規則」發せられ、地方議事機關は愈々確立されることになつた。

更に明治十二年本縣としては「町村會並町村聯合會規則」といふのが制定されて其の議事範圍なども一層明かにされてゐる。

第三節 初等教育

甲 全國狀況

一、「小學教則」の概要 學制頒布の翌月文部省は「小學教則」を布達して其の實施法を明かにした。即ち上等等各八級に分ち、下等八級より上第一級まで十六階級、毎級半年をもつて進級する。教授時數毎週三十時として其の各科配當時數を左の通り示してゐる。

小學教則概要表

| 單語書取 | 會話讀方 | 單語暗誦 | 修身口授 | 洋法算術 | 單語讀方 | 習語字 | 綴字 | 一週三十時 | 年 齡 | 小 學 | |
|------|------|------|------|------|------|-----|----|-------|-----|-------|---|
| | | | | | | | | | | 每級六ヶ月 | 級 |
| | | 四 | 二 | 六 | 六 | 六 | 六 | 時 | 才六 | 級八 | 下 |
| | | 四 | 二 | 二 | 六 | 四 | 六 | 時 | 才六 | 級七 | |
| 四 | 六 | | 二 | 六 | | 六 | | 時 | 才七 | 級六 | |
| 二 | | | 一 | 六 | | 六 | | 時 | 才七 | 級五 | |
| | | | | 六 | | 六 | | 時 | 才八 | 級四 | |
| | | | | 六 | | 六 | | 時 | 才八 | 級三 | |
| | | | | 六 | | 四 | | 時 | 才九 | 級二 | |
| | | | | 六 | | 四 | | 時 | 才九 | 級一 | |
| | | | | 六 | | 四 | | 時 | 才十 | 級八 | 上 |
| | | | | 六 | | 二 | | 時 | 才十 | 級七 | |
| | | | | 六 | | | | 時 | 才一十 | 級六 | |
| | | | | 六 | | | | 時 | 才一十 | 級五 | |
| | | | | 六 | | | | 時 | 才二十 | 級四 | |
| | | | | 六 | | | | 時 | 才二十 | 級三 | |
| | | | | 六 | | | | 時 | 才三十 | 級二 | |
| | | | | 六 | | | | 時 | 才三十 | 級一 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|-----|-------|-------|-------|----|------|------|------|------|------|----|----|----|----|-----|--|
| 讀本讀方 | 會話暗誦 | 地理讀方 | 養生口授 | 會話書取 | 讀本輪講 | 文法講 | 地理學輪講 | 地理學輪講 | 究理學輪講 | 書讀 | 各科溫習 | 細字習字 | 書讀作文 | 史學論文 | 細字速寫 | 算術 | 幾何 | 博物 | 化學 | 生理學 | |
| 六 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 二 | 三 | 六 | 四 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 欠 | 六 | 四 | 二 | 六 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 二 | 六 | 欠 | 六 | 二 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 四 | 四 | 六 | 欠 | 六 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 二 | 六 | 六 | 四 | 欠 | 四 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 六 | 二 | 六 | 六 | 欠 | 四 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 四 | 六 | 二 | 六 | 六 | 欠 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 二 | 二 | 四 | 六 | 六 | 欠 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 四 | 二 | 二 | 六 | 四 | 欠 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 四 | 四 | 二 | 二 | 四 | 欠 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 四 | 二 | 二 | 四 | 二 | 欠 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 四 | 二 | 二 | 四 | 二 | 欠 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 三 | 三 | 四 | 三 | 二 | 二 | 欠 | | | | |
| | | | | | | | | | | | 一 | 二 | 二 | 六 | 四 | 二 | 二 | 欠 | | | |

之に加ふるに各科の教授方法の要領を以てした。

二、小學教育の發達狀況 文部省は種々の方法をもつて銳意小學校の設置を督勵した。明治六年より十二年に至る小學校の狀況は左表に示す通りで、「學制」の示す五萬三千七百六十小學に比しては過半に達してゐる。

| | |
|---------------|-----------|
| 本期に於ける小學校發達狀況 | |
| 明治六年 | 一二、五五八 |
| 七年 | 二〇、〇一七 |
| 八年 | 二四、二二五 |
| 九年 | 二四、九四七 |
| 十年 | 二五、四五九 |
| 十一年 | 二六、五八四 |
| 十二年 | 二八、〇二五 |
| 小學校數 | |
| 教員數 | |
| 兒童數 | |
| 明治六年 | 二五、五三二 |
| 七年 | 三六、八六六 |
| 八年 | 四四、五〇一 |
| 九年 | 五二、二六二 |
| 十年 | 五九、八〇五 |
| 十一年 | 六五、六一二 |
| 十二年 | 七一、〇四六 |
| 小學校數 | |
| 教員數 | |
| 兒童數 | |
| 明治六年 | 一、一四五、八〇二 |
| 七年 | 一、七二四、七六八 |
| 八年 | 一、九二六、一二六 |
| 九年 | 二、〇六七、八〇一 |
| 十年 | 二、一六三、六〇一 |
| 十一年 | 二、二七三、二二三 |
| 十二年 | 二、三二五、〇七〇 |

尙次の表は學制頒布の翌年の全國の狀況を示すものである。各府縣の學校比較も面白い。公學と私學の振合ひも様々である。男女生徒の對比も時代を語るものである。殊に人口對就學の歩合などは今日の狀況と比べて雲泥の差であることに想到する。我が國新教育の第一歩の姿として味つて見たい。

明治六年府縣公私小學及生徒全員表

凡例、以下ハ分數ヲ示ス

第一大學區

| 府縣 | 學校全數 | 公學 | 私學 | 生徒全員 | 男 | 女 | 人口百人中就學生員 |
|------|-------|-----|-------|--------|--------|--------|-----------|
| 東京府 | 1,105 | 39 | 1,166 | 73,855 | 42,033 | 31,822 | 8.22 |
| 神奈川縣 | 383 | 383 | | 28,633 | 19,049 | 9,584 | 5.87 |
| 埼玉縣 | 240 | 24 | 26 | 16,590 | 13,891 | 2,699 | 3.80 |
| 熊谷縣 | 333 | 300 | 13 | 34,677 | 28,353 | 6,324 | 4.00 |
| 千葉縣 | 405 | 405 | | 28,735 | 23,979 | 4,756 | 2.74 |
| 足柄上縣 | 268 | 259 | 9 | 20,555 | 14,851 | 5,704 | 6.77 |
| 新沼縣 | 339 | 16 | 333 | 21,277 | 9,621 | 11,656 | 2.33 |
| 茨城縣 | 300 | | 300 | 33,853 | 27,669 | 6,184 | 6.77 |
| 栃木縣 | 257 | 74 | 183 | 25,377 | 18,995 | 6,382 | 4.03 |
| 山梨縣 | 185 | 185 | | 32,733 | 20,754 | 11,979 | 8.56 |

第二大學區

| 府縣 | 學校全數 | 公學 | 私學 | 生徒全員 | 男 | 女 | 人口百人中就學生員 |
|-----|------|----|-----|--------|--------|--------|-----------|
| 愛知縣 | 650 | 1 | 649 | 76,428 | 54,594 | 21,834 | 6.77 |

第三大學區

| 府縣 | 學校全數 | 公學 | 私學 | 生徒全員 | 男 | 女 | 人口百人中就學生員 |
|------|------|-----|-----|---------|--------|--------|-----------|
| 濱松縣 | 336 | 335 | 1 | 27,077 | 22,324 | 4,753 | 6.22 |
| 度會縣 | 69 | 69 | | 15,246 | 11,791 | 3,455 | 4.9 |
| 岐阜縣 | 583 | 3 | 579 | 56,740 | 37,894 | 18,846 | 8.68 |
| 三重縣 | 34 | 26 | 8 | 17,706 | 12,877 | 4,829 | 4.24 |
| 靜岡縣 | 44 | 2 | 42 | 10,311 | 7,350 | 2,961 | 2.74 |
| 石川縣 | 193 | 177 | 16 | 20,127 | 17,294 | 2,833 | 2.89 |
| 筑摩縣 | 57 | 57 | | 33,423 | 25,071 | 8,352 | 4.75 |
| 敦賀縣 | 335 | 335 | | 35,433 | 28,500 | 6,933 | 6.75 |
| 大阪府 | 64 | 42 | 22 | 144,445 | 93,550 | 50,895 | 27.6 |
| 京都府 | 176 | 176 | | 47,321 | 33,133 | 14,188 | 8.66 |
| 兵庫縣 | 133 | | 133 | 133,104 | 85,554 | 47,550 | 6.63 |
| 奈良縣 | 開申セズ | | | | | | |
| 堺縣 | 203 | 203 | | 20,939 | 15,096 | 5,843 | 4.99 |
| 和歌山縣 | 243 | 206 | 37 | 27,004 | 22,329 | 4,675 | 4.92 |
| 飾磨縣 | 965 | 965 | | 61,332 | 41,405 | 19,927 | 10.6 |
| 豐岡縣 | 177 | 177 | | 14,441 | 10,611 | 3,830 | 3.44 |

| 府 | 縣 | 學校全數 | 公學 | 私學 | 生徒全員 | 男 | 女 | 人口百人中就學生員 |
|----|---|------|----|----|-------|--------|-------|-----------|
| 高知 | 縣 | 三九 | 〇 | 〇 | 九、六三三 | 八、五二八 | 一、一〇四 | 一・二六 |
| 名東 | 縣 | 四七 | 三 | 〇 | 六、七四七 | 四七、三〇九 | 四、四三 | 四・七三 |
| 岡山 | 縣 | 四八 | 〇 | 〇 | 三、〇四三 | 一五、五六五 | 六、四八 | 六・六〇 |
| 瀨賀 | 縣 | 八 | 〇 | 〇 | 三、七三五 | 二五、五六六 | 九、四九 | 六・〇六 |

第四大學區

| 府 | 縣 | 學校全數 | 公學 | 私學 | 生徒全員 | 男 | 女 | 人口百人中就學生員 |
|----|---|------|-----|----|--------|--------|-------|-----------|
| 廣島 | 縣 | 三七 | 二七〇 | 七 | 二九、七三三 | 二四、二四四 | 五、四八八 | 三・一五 |
| 鳥取 | 縣 | 三〇 | 〇 | 二七 | 一四、九三三 | 一二、五三三 | 二、四〇九 | 三・八七 |
| 島根 | 縣 | 三 | 〇 | 〇 | 七、三〇〇 | 六、七九七 | 五、一三 | 二・ |
| 北條 | 縣 | 開申セス | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 小田 | 縣 | 四四 | 四四 | 〇 | 三五、七三九 | 二六、八七一 | 八、八六八 | 五・八七 |
| 愛媛 | 縣 | 七 | 七 | 〇 | 九、六九九 | 七、六四九 | 二、〇五〇 | 二・三三 |
| 山口 | 縣 | 二〇〇 | 一七 | 一三 | 二〇、二五一 | 一五、八一〇 | 四、五四一 | 二・四五 |
| 濱田 | 縣 | 點檢中 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |

第五大學區

| 府 | 縣 | 學校全數 | 公學 | 私學 | 生徒全員 | 男 | 女 | 人口百人中就學生員 |
|-----|---|--------------|-----|-----|--------|--------|-------|-----------|
| 長崎 | 縣 | 四三 | 四三 | 〇 | 二、三四五 | 二、〇〇九 | 一、三六 | 〇・三五 |
| 佐賀 | 縣 | 擾亂ニ遭ヒ點檢スル能ハス | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 白川 | 縣 | 九 | 〇 | 九 | 一六、八五三 | 一四、五六六 | 二、二八七 | 一・七五 |
| 宮崎 | 縣 | 二二 | 二二 | 〇 | 九、三二 | 七、七三六 | 一、三八五 | 二・三九 |
| 鹿兒島 | 縣 | 七 | 七 | 〇 | 一三、一六六 | 一二、七三六 | 四四〇 | 一・六二 |
| 小倉 | 縣 | 二五 | 一〇〇 | 一五 | 一四、四七二 | 一二、二九 | 一、二五三 | 四・三 |
| 大分 | 縣 | 一〇六 | 〇 | 一〇六 | 一五、九三六 | 一二、二四九 | 三、六八七 | 二・七五 |
| 福岡 | 縣 | 二七 | 〇 | 二七 | 三、四六〇 | 三、〇九七 | 三六三 | 〇・七 |
| 三浦 | 縣 | 八 | 七 | 一 | 八、〇四 | 六、八六一 | 一、一〇三 | 二・〇 |

第六大學區

| 府 | 縣 | 學校全數 | 公學 | 私學 | 生徒全員 | 男 | 女 | 人口百人中就學生員 |
|----|---|------|----|-----|--------|--------|-------|-----------|
| 新潟 | 縣 | 一五〇 | 七三 | 一五〇 | 二五、五〇〇 | 二二、四三三 | 三、〇六七 | 一・八六 |
| 置賜 | 縣 | 點檢中 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 酒田 | 縣 | 七 | 〇 | 七 | 四、六三三 | 四、三九八 | 二三 | 三・五三 |
| 若松 | 縣 | 點檢中 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 長野 | 縣 | 三三 | 三三 | 〇 | 二五、九〇三 | 一九、七九三 | 六、一一〇 | 五・五三 |

| | | | | | | | |
|-----|----|----|---|--------|--------|------|------|
| 相川縣 | 三 | 二〇 | 二 | 一、九七五 | 一、〇七三 | 二七三 | 〇・二五 |
| 新川縣 | 三三 | 二七 | 一 | 二七、〇六九 | 三三、六六八 | 三、三八 | 三・五〇 |

第七大學區

| 府縣 | 學校全數 | 公學 | 私學 | 生徒全員 | 男 | 女 | 人口百人中 就學生員 |
|-----|------|-----|----|--------|--------|-------|---------------|
| 宮城縣 | 三五 | 三五 | | 三三、一〇〇 | 一九、九七九 | 三、三四二 | 五・〇〇 |
| 福島縣 | 點檢中 | | | | | | |
| 磐前縣 | 一六四 | 一三三 | 一 | 八、五五三 | 七、七九五 | 五五八 | 三・四三 |
| 水澤縣 | 三〇三 | 三〇三 | | 三三、〇五 | 二〇、六三 | 二、二〇五 | 六・〇六 |
| 岩手縣 | 九 | 五 | | 一、六三 | 一、四九 | 四七〇 | 〇・一〇 |
| 秋田縣 | 六 | 六 | | 七、七九五 | 六、五三七 | 一、二五八 | 〇・一三 |
| 山形縣 | 七 | 六 | | 五、四九三 | 四、五八九 | 九〇三 | 〇・一八 |
| 青森縣 | 三 | 三 | | 六、六五三 | 五、六六八 | 六六 | 〇・一四 |

總計

| | |
|------|--------|
| 學校全數 | 一三、七一六 |
| 公學 | 七、九九五 |
| 私學 | 五、七二一 |

| | |
|-------------|-----------|
| 生徒全員 | 一、二八九、三〇七 |
| 男 | 九七八、八三〇 |
| 女 | 三一〇、四七七 |
| 人口百人中就學生員平均 | 四・一三 |

○右の表に於ける學校全數が其の前の年度別學校數とに一千余校の差があるのは如何なる事情か調査出來たが、多分調査時期の前後に依るものであらう。

三、幼稚園 學制には幼稚小學といふ名稱になつてゐるけれども、其の實質は幼稚園と同様であるから、之をもつて幼稚園の歴史の初頁をなすものと見てよからう。

幼稚園と名づくべき性質のもので最初の設立を見たのは明治八年十二月京都の第三十區小學校に附設されたものである。次は明治九年十一月東京女子師範學校に設けたものであつて、外人保母などを聘し相當に組織立つたものであつた。

明治十一年には同校に保母練習科を設置された。

乙 本縣狀況

一 概 說

學制の頒布と共に本縣に於てもこれまで初等教育の唯一の機關であつた寺小屋は殆ど一齊に姿を消し

た。而して之に代つて小學校が年を追うて創設せられた。縣廳文書に明治十二年現在による小學校臺帳があるが、それによつて其の小學校創設の状況を察すると實に興味深いものである。
右臺帳によつて調製した統計を左に掲げて見よう。

本縣小學校創設狀況年度別調査發表 (明治十二年現在)

| 郡區名 | 年 | | | | | | | | | | | |
|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|----|----|----|
| | 明治四年 | 全五年 | 全六年 | 全七年 | 全八年 | 全九年 | 全十年 | 全十一年 | 全十二年 | 計 | | |
| 熊本區 | | | | | | | | | | | | |
| 飽田郡 | | | | | | | | | | | | |
| 託麻郡 | | | | | | | | | | | | |
| 菊池郡 | | | | | | | | | | | | |
| 合志郡 | | | | | | | | | | | | |
| 山鹿郡 | | | | | | | | | | | | |
| 山木郡 | | | | | | | | | | | | |
| 玉山郡 | | | | | | | | | | | | |
| 阿蘇郡 | | | | | | | | | | | | |
| 上益城郡 | | | | | | | | | | | | |
| 下益城郡 | | | | | | | | | | | | |
| 宇土郡 | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 二 | 一四 | 二二 | 二七 | 二九 | 三六 | 四一 | 四九 | 五二 | 五九 | 六六 | 七二 |

| 八代郡 | 葦北郡 | 球磨郡 | 天草郡 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一 | 一 | 一 | 四 | 二 |
| 一 | 一 | 一 | 四 | 一五 |
| 一 | 一 | 一 | 四 | 四六 |
| 四 | 七 | 九 | 一 | 一九五 |
| 一九 | 一〇 | 二六 | 五二 | 二五九 |
| 一 | 一 | 一 | 七 | 六四 |
| | | | 一四 | 一四 |
| 一 | 二 | | | 四五 |
| 四 | | | 三 | 二五 |
| 三〇 | 二〇 | 三七 | 六七 | 六六五 |

此の統計には創立年度の不明なもの僅か、除かれてゐるし、又一度創設されても明治十二年當時現存しなかつたものも計上されてゐない。従つて別項掲ぐる所の八年現在の「管内小學校就學比較」や、「明治六年府縣公私小學校及生徒全員略表」に於ける本縣分など、對照して同年度の校數は一致してゐない様なことにもなつてゐるが大凡の狀況は察し得らるゝものと信ずる。

- 右の表に就いて讀み得る二三の点を擧ぐれば、
- 明治四年二校(山鹿郡)の創立があつてゐるのは余程進んだ施設である。
- 明治五年は學制頒布の年でまだ僅かに十五校にしか過ぎぬ。
- 明治七年に至つて俄に増して百九十四校。
- 明治八年は更に飛躍して二百五十九校、此の兩年度で縣下の初等教育はまづ一般落の普及を見た形である。
- 更に本縣特別の事情である西南の役を境として之を見ると明治九年までに五百八十一校までに増加



黒髮小學校舊校舍

して、今一息といふ所で、十年の役となり、其の年僅か十四校の設立を見る様な一頓坐を來してゐる。次二ヶ年で七十校の新設となつて愈明治十二年には六百六十五校の普及状態となつたのである。

○城北に於て早くから設立せられ、城南は之に後れてゐるやうな事も目につく。

學校創設が斯くの如く急速に行はれたのは勿論、明治大帝の新日本建設の大御心に基くことであるが、亦維新直後張り切るやうな進取的意氣を持つた國民の努力、特に西陲の文教國である本縣の如き一般縣民の教育熱が斯かる活潑な仕事を爲したことであらう。

學校の普及に伴ひ、諸般の規程、學事の獎勵監督の法なども漸次整ふてゐる。而して本縣は明治十年の役のために一頓坐を來した關係上、之を明治九年以前と明治十年以後とに別けて眺むる方が適切と見らるゝ點もあるから、本期の初等教育は之を劃して前期と後期に分つて記述するこ

と、する。

二期 (明治九年以前)

一、教則及試験法其他

1 小學教則 學制による教則に準じて本縣でも下等、上等の小學教則が定められた。上等のが明治八年八月卅日發布されてゐるから、順序として下等のは勿論其の以前明治五年か六年に發布されてゐる筈であるが、縣廳文書中、それを收めてあると思はるゝもの即「熊本縣布達便覽」のその年度のが欠本となつて之を知る術がない。その後明治九年八月十五日下等小學教則が改正されたのが残つてゐる。それで稍遺憾を感じるけれども此の兩者を掲げて本縣最初の小學教則の陣立を見ることにしたい。

○下等小學教則 (明治九年八月十五日布達、既發布ノモノヲ改正セルモノ)

- 一、小學ヲ分テ上下二等トス下等小學ノ生徒ハ年齢六歳ヨリ九歳ニ終リ在學四箇年トス
- 一、下等小學ノ課程ヲ分テ八級トス每級六ヶ月ノ習業ト定メ始テ學ニ入者ヲ第八級トス

○第八級

- 一、讀物 伊呂波圖五十音圖濁音圖次清音圖等ニテ假名ノ音及ヒ呼法ヲ教ヘ單語八圖連語十圖ヲ授ク
- 一、書取五十音及正艸變ノ三休ヲ以テ單語ヲ綴ラシム

- 一、問答 單語圖ヲ用キテ諸物ノ性質及用キ方等ヲ問答ス
- 一、修身口授 水土兩日作文問答二科ノ時間内三十分間適宜ノ書ヲ用テ教師口ツカラ縷々説論ス各級皆同シ
- 一、算術 先ツ目撃スル所ノ實物ニ就キ一ヨリ十以上ノ數ヘ方ヲ教ヘ次ニ數字圖ト算用數字圖ヲ以テ讀方書方及ヒ位取ヲ授ケ更ニ前法ト交互シテ百迄ノ數ニ及ヒ兼テ加算九々圖ヲ暗誦セシム
- 一、習字 石盤ニテ平假名片假名ノ字形ヲ教ヘ次ニ習字本三行五字ヲ與ヘテ筆ノ持チ方等ヲ授ク
- 一、復讀 一、体操 体操圖ニ依テ授ク (以下之ニ做ヘ)

○第七級

- 一、讀物 小學讀本卷之一ヲ授ク
- 一、書取 單語及連語ヲ書取ラシム
- 一、問答 人体ノ部分及通常物色圖ヲ問答ス
- 一、算術 前級ノ如クシテ百以上ノ數ヲ教ヘ羅馬數字圖ヲ授ケ乘算九々圖ヲ暗誦セシメ兼テ容易キ加法暗算ニ及ボス
- 一、習字 習字本二行三字ニテ楷書ヲ授ク
- 一、復讀 一、体操

○第六級

- 一、讀物 小學校讀本卷之二及地理初歩ヲ授ケ兼テ地球儀ヲ示ス
- 一、書取 小學校讀本中ノ句ヲ書取ラシム
- 一、問答 形体線度圖及地理初歩地球儀等ヲ問答ス
- 一、算術 加法ヲ授ク暗算及式題問題ヲ與フ (以下之ニ做ヘ)

- 一、習字 楷書ヲ授ク二行三字以下之ニ做ヘ
- 一、復讀 一、体操

○第五級

- 一、讀物 小學讀本卷之三及日本地誌略卷之一ヲ授ケ兼テ地圖ヲ示ス
- 一、作文 單語中ノ字ヲ題ニ與ヘテ數句數行ノ文ヲ綴ラシム
- 一、問答 日本地誌畧及地圖ヲ問答ス
- 一、算術 減法及加減法ヲ授ク
- 一、習字 前級ノ如シ
- 一、復讀 一、体操

○第四級

- 一、讀物 小學讀本卷之四及ヒ日本地誌略卷之二ヲ授ケ兼テ地圖ヲ示ス
- 一、作文 前級ニ準ス
- 一、問答 日本地誌略及ヒ地圖ヲ問答ス
- 一、算術 乘法及ヒ加減乘法ヲ授ク
- 一、習字 行書ヲ授ク三行四字以下之ニ做ヘ
- 一、復讀 一、体操

○第三級

- 一、讀物 日本地誌略卷之三附地圖及日本畧史上卷ヲ授ク
- 一、作文 讀本地誌畧及ヒ其他ノ事物ニ就一旬ノ題ヲ與ヘテ短文ヲ作ラシム

- 一、問答 日本畧史日本地誌畧附地圖ヲ問答ス
- 一、算術 除法及四則分法ヲ授ク
- 一、習字 前級ノ如シ
- 一、復讀 一、体操

○第二級

- 一、讀物 日本畧史下卷及ヒ萬國地誌畧卷之二ニヲ授ケ兼ネテ地圖ヲ示ス
- 一、作文 書牘十二月帖啓蒙手習ノ文等ニ倣ヒ往復文ノ諸式ヲ作ラシム
- 一、問答 日本畧史萬國地誌略及地圖ヲ問答ス
- 一、算術 分數ヲ授ク式題問題ヲ與フ以下之ニ倣ヘ
- 一、習字 艸書手紙ノ文ヲ授ク四行六七字以下之ニ倣ヘ
- 一、復讀 一、体操

○第一級

- 一、讀物 萬國地誌略卷之三附地圖及ヒ萬國史略卷之一ニヲ授ク
- 一、作文 前級ニ準ス
- 一、問答 萬國史略萬國地誌略附地圖及ヒ博物圖ヲ問答ス
- 一、算術 小數及ヒ諸等ヲ授ク
- 一、習字 前級ノ如シ
- 一、諸科復習 從前學フ所ノ者ヲ舉ケテ復習セシム
- 一、体操

右卒業ノ後大試験ヲ經テ上等小學ニ入ルヲ許ス

| 時 | 九時迄 | 十時迄 | 十一時迄 | 十二時迄 | 一時迄 | 二時迄 | 三時迄 |
|---|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|
| 日 | 休 | 復讀 | 復讀 | 復讀 | 復讀 | 復讀 | 復讀 |
| 月 | 復讀 | 操 | 授 | 授 | 授 | 授 | 授 |
| 火 | 復讀 | 操 | 授 | 授 | 授 | 授 | 授 |
| 水 | 復讀 | 操 | 授 | 授 | 授 | 授 | 授 |
| 木 | 復讀 | 操 | 授 | 授 | 授 | 授 | 授 |
| 金 | 復讀 | 操 | 授 | 授 | 授 | 授 | 授 |
| 土 | 復讀 | 操 | 授 | 授 | 授 | 授 | 授 |

講義ハ復讀授讀ノ時間ニ於テス
六級以下ハ作文ノ時間ヲ書取ノ時間トス

別紙

附錄 用書

- 一、小學讀本 一二三四 師範學校編輯 明治七年八月改正ノ分
- 一、日本地誌略 一二三 同
- 一、日本畧史 上下 同 明治八年十月

- 一、萬國地誌略 一二三 同
- 一、萬國史略 一二二 同 明治七年一月
- 一、地理初步 師範學校編纂 明治七年八月改正
- 右六部當縣翻刻
- 一、習字 手本楷 文部省編纂 明治七年一月
- 一、習字 手本行 同
- 一、書 牘 一二三 文部省 明治七年八月
- 一、小學算術書 一二三四 文部省編纂 明治六年三月
- 一、十二月帖 内田普齋著
- 一、啓蒙手習ノ文 福澤諭吉

○ 上等小學教則 (明治八年八月三十日布達)

- 一、上等小學ノ生徒ハ十歳ヨリ十三歳ニ終リ在學四年
- 一、上等小學ハ下等ノ全課卒業ノ生徒ヲシテ之ニ入ル、ヲ法トス
- 但 小學年齢以上就學ノ者ハ必シモ此限ニ非ス
- 一、課程ノ階級及習業ノ時月ハ下等小學ニ同シ 但シ書上ニ同シ
- 一、每級卒業ノ者ハ試験ヲ經テ昇級セシメ落第ノモノハ尙其級ニ止ムルヲ法トス
- 一、每級輪講及ヒ語記ノ課ハ其級ニ於テ學ヒタル書籍ヲ用ユ依テ別ニ書名ヲ掲ケズ
- 一、七級以上作文ノ課ニ於テハ問題ニ從テ公用文證券記簿法等ヲ分チ授クルヲ以テ文例ノ科目ヲ掲ゲズ
- 一、六級以上ノ讀物ハ生徒ヲシテ獨見シ來テ自讀セシム

一、三級以上ハ習字ノ課ヲ置カズ作文ノ課ニ由テ書法ヲ論ズ

一、每級讀物ノ課ニ卷數ヲ定メス算術ノ課ニ其段位ヲ記セズ他日實際經驗ヲ待テ後其界限ヲ定ムベシ

○ 第八級

- 一、讀物 (小學日本文典 日本地理書) 一、算術 一、習字 (細字楷書)
- 一、輪講 一、語記 一、作文 (普通往復文ヲ作ラシム)
- 一、体操

○ 第七級

- 一、讀物 (前級ニ同シ) 一、算術 一、習字 (前級ニ同シ)
- 一、輪講 一、語記 一、作文 (問題ヲ出シ答ノ文ヲ綴ラシム)
- 一、体操

○ 第六級

- 一、讀物 (日本地理書、和譯地理全書) 一、算術 一、習字 (細字行書)
- 一、輪講 一、語記 一、作文 (前級ニ同シ)
- 一、体操

○ 第五級

- 一、讀物 (和譯地理全誌、修身論) 一、算術 一、習字 (細字艸書)
- 一、輪講 一、語記 一、作文 (前級ニ同シ)
- 一、体操

○ 第四級

一、讀物 (修身論、日本略史) 一、算術
二、輪講 一、習字 (細字草書間ニ手本ヲ與ヘス教師口述シ早寫セシム)
一、體操 一、語記 一、作文 (前級ニ同シ)

○第三級

一、讀物 (修身論、日本略史、物理階梯) 一、算術
二、輪講 一、語記 一、作文 (前級ニ同シ)
一、體操

○第二級

一、算術 一、輪講 一、語記
一、作文 (前級ニ同シ) 一、算術 一、體操
二、算術

○第一級

一、讀物 (物理階梯、化學篇、博物學、書名未定) 一、算術
二、輪講 (語記ヲ兼) 一、作文 (前級ニ同シ) 一、算術
一、諸科復習 一、體操 一、算術

右卒業ノ後大試験ヲ經テ中學ニ入ルヲ許ス

以上、上下等教則を通覽して見るといろ／＼面白いことがある。

○体操、が毎時十分づゝ取られてゐる。現今の休憩時間に相當する。しかし全然自由に遊ばせたのではないやうである。体操は体操圖によつて授くなど、示してある所を見ると幾分指導の加はつた休憩

時間であつたらしい。

○讀物といふ科に普通の讀本教授以外、理科書、歴史書、地理書などを讀ませて居り、問答といふ教科に於て理科、地理、歴史などが取扱はれてゐる。

○上等八級といへば年齢漸く十歳、これにどんな内容か知らないが日本文典などを教へてゐる。

○尚上等小學教則の第九條に「毎級讀物の課に卷數を定めず云々、他日實際經驗を待て後其の界限を定むべし」とあるなど殆ど見當のつかない當時としては無理もないことである。

2 試験法 試験は随分重大視せられた行事であつた。監督と指導と獎勵を一舉に收めんとしたもので、規定としても實に微細な點まで定められたやうだし、仕事としても官民共に非常に重視したもので、やうである。そして此の制は種々變遷はあつたが明治二十七八年頃まで續いたやうに記憶してゐる。

本縣で試験法が初めて發布されたのは其の仕事の必要上明治五年、遅くも六年であらうと思はれるけれども、前に述べし如く明治五六年頃の布達書類が見當らない爲に、明治八年九月改正發布になつたもので之を察する外致し方ない。九月廿四日左の通り布達されてゐる。稍煩はしいけれども全文を掲げて此の種規程の概を之によつて得ることゝしたい。

○小學校生徒試験法 (明治八年九月廿四日改正布達)

管下各小學校生徒試験法從來用候法ヲ廢シ更ニ別冊ノ通り改定候條自今右試験法ニ則リ大小試験

トモ施行可致候此旨布達候事

形 難 表 驗 試

| 年 月 日 | 年 號 | 第 何 大 區 何 小 區 何 番 小 學 區 | 何 々 學 校 | 成 點 | | 最 上 定 點 | 姓 名 |
|-------|-----|-------------------------|---------|-----|-----|---------|-----|
| | | | | 總 計 | 講 義 | | |
| | | | | 200 | 20 | | |
| | | | | 40 | 40 | | |
| | | | | 30 | 40 | | |
| | | | | 40 | 30 | | |
| | | | | 全 | 全 | | |
| | | | | 全 | 全 | | |

○ 試 驗 概 式

- 一 定期試験ノ點數ヲ二百點トシ今之ヲ六科ノ難易ニヨリテ各配當スルコト左ノ如シ
 讀物 40 講義 20 作文 40 問答 30 算術 40 習字 30
- 一 第一 讀 物
- 一 下等小學第八級 連語八圖ノ内一枚小學讀本初卷一二回中半枚ヲ讀ム
- 一 同 第七級 小學讀本一枚ヲ讀ム

一 同 第六級 前級ニ照準シ平日讀書ニ從ヒ條數ヲ增加ス五級以上皆之ニ準ス

一 一字ヲ誤讀シ一熟字ヲ誤讀スル者ハ一點ヲ減シ二字ヲ誤讀シ二熟字ヲ誤讀スル者ハ二點ヲ減ス
 但シ摘書ニテ其書ヲ誤讀スル者モ亦之ニ準ス

第二 講 義

一 下等小學第八級讀物ノ後其熟字ノ意味二三條ヲ解ス摘書ハ連語圖若クハ讀本中數箇ノ熟字ヲ讀ミ
 且其熟字中ノ意味ヲ解ス七級以上級ヲ追ヒ條數ヲ增加シ漸高尙ニ渉ル

一 一字ヲ誤解シ一熟字ヲ誤解スル者ハ一點ヲ減シ二字ヲ誤解シ二熟字ヲ誤解スル者ハ二點ヲ減ス
 但摘書ニテ其意味ヲ誤解スル者モ又之ニ準ス

第三 作 文

- 一 下等小學第八級 單語圖中數語ヲ書取
- 一 同 第七級 單語圖中八語ヲ書取
- 一 同 第六級 小學讀本中二三行ヲ書取
- 一 同 第五級 單語圖中一語ヲ撰ミ出題
- 一 同 第四級 前級ニ準ス
- 一 同 第三級 前級ニ準ス
- 一 同 第二級 出題通俗文一章

- 一 同 第一級 前級ニ準ス
- 一 作文ノ褒詞ヲ區別シテ三トス曰大佳曰佳々曰佳是也而シテ三十點ヨリ四十點ニ至ル迄ヲ大佳トシ二十點ヨリ三十點ニ至ル迄ヲ佳々トシ十點ヨリ二十點ニ至ル迄ヲ佳トシ十點以下ノ者ハ褒詞ヲ與ヘス
- 一 點數ヲ付スルノ法ハ先ツ其級ニ於テ最優ナル者ヲ撰ンテ大佳トシ之ニ次ク者ヲ佳々トシ佳々ニ次ク者ヲ佳トシ最劣レル者ヲ無評トス而シテ大佳ノ中ニ於テ尤佳ナル者ニ四十點ヲ與ヘ次ナル者ニ三十九點ヲ與ヘ又佳々ノ中ニテ尤佳ナル者ニ三十點ヲ與ヘ之ニ次ク者ニ二十九點ヲ與ヘ逐次期ノ如クシ終リテ始メテ總作文ト點數ト褒評トヲ定ムヘシ
- 一 文意通暢シテ停滯ナク字形整理ニシテ誤謬ナキ者ハ大佳ノ中ニ入ルヘク文意稍通暢シ字形稍整理ナルモノハ佳々ノ中ニ入ルベク字形整理ニシテ熟字ヲ用ユル佳妙ナリト雖モ文意貫通セザル者ハ佳ノ中ニ入ルベク字形整理ナラズ文意貫通セサルモノハ無評ノ中ニ入ルベシ
- 第四 問 答
 - 一 下等小學第八級 單語圖中六問ニ限ル
 - 一 同 第七級 一題難問二三條ニシテ他ノ問ニ移ルベシ
 - 但問數前級ニ同シ
 - 第六級 形体線度各四五圖地理初步五六條地球儀五六條

- 一 同 第五級 以上前級ニ準ス
- 一 一問ヲ答得サレバ五點ヲ減シ二問ヲ答得サレバ十點ヲ減ス
- 第五 算 術
 - 一 下等小學第八級 數字比較ハ一題ヲ以テ二題ニ當ツ而シテ暗算式題ハ八問問題ハ四問他皆之ニ準ス
 - 暗算及ヒ式題等ハ一問五點ト定メ問題ハ一問十點ト定ム
- 第六 習 字
 - 一 下等小學第八級 五十音並數字ヲ書セシム
 - 一 同 第七級 楷書六七字
 - 一 同 第六級 前級ニ準ス字數大抵十字ニ限ル
 - 一 同 第五級 前級ニ準ス
 - 一 同 第四級 右同
 - 一 同 第三級 右同
 - 一 同 第二級 草書通俗文一章
 - 一 同 第一級 前級ニ準ス
 - 褒評及ビ點數等ヲ署スルハ總テ作文ニ同ジ

- 一、字畫整理ニシテ一モ誤認ナキモノハ大佳ノ中ニ入ルベク字畫稍整調ニシテ誤認ナキモノ或ハ字畫整調ナレ共稍誤認アルモノハ佳々ノ中ニ入ルベク字畫整調ナラザレ共一モ誤認ナキモノハ佳ノ中ニ入ルベク字畫整調ナラズシテ又誤認アルモノハ無評ノ中ニ入ルベシ
- 一 及第落第ハ二百點ヲ得ルモノ最上ノ及第生トシ其半數百點ヲ得ルモノヲ最下ノ及第生トシ是ヨリ下ルモノハ皆落第タリ但其下ルコト纔カニ三點若クハ五點ノ者ハ猶取リテ其末位ニ置クモ妨ゲナシ
- 一 小試験ハ毎月一次試験式ニ準ヒ黜陟點ヲ用ヒ位階ヲ進退シ定期大試験ノ上月表ト比較シ及第落第セシムベキ事
- 一 成點ハ試験ノ上點數ノ多少ニヨリ各位ノ順序ヲ別記スルニ用ユ

なほ明治九年九月九日試験法の改正が行はれてゐるけれども、採點法など一層細かに示された點が見當るけれども、大体は前掲のものと同じであるから此には重ねて掲げない。

要するに管下一律同標準で試験をなし、採點法など微細な點まで規定し、此の準繩に照して嚴密な成績點を算出し、規程に觸るれば容赦なく落第させたものゝやうである。

即ち二百點滿點に對し百點を得るものまでは之を及第させ、是を下るものは落第とし、時に數點の不足までは之を進級させることもあるといふ程度で、まづ點數一本主義で機械的に處理して行つたものゝやうである。

一面獎勵の意味も寓されてゐるだけに賞を受けることも余程範圍を廣くしたやうで、例へば四十點滿點の作文に於て十點以下がその賞に漏れるといふ寛大さであるなど之を物語つてゐる。

3 小學生徒心得等 明治九年九月十三日縣布達をもつて「小學生徒心得」及「父兄證人等心得」といふのが發布せられてゐる。生徒心得の方は今ならば尋常一年に於ける修身訓話か或は夏休みの心得見たやうなものであるが、之を縣から布達して縣下一統に據らせるといふのを見ると、當時總べてが創設で、學校生活の様式に至るまで干涉指導を要する時であつたことが察せられるし、又一面にはこれまで教養低い家庭に育てられた子弟が俄に西洋輸入の新式の學校生活をやるのには隨分眼にあまるやうな粗野、不秩序であつたであらうなどいふことも察せられる。當時の學校生活、家庭生活の一斑を知り得るものとして興味ある材料である。

○ 小學生徒心得 (明治九年九月十三日布達)

- 毎朝早ク起キ、衣服ヲ着、顔ト手ヲ洗ヒ、口ヲ漱キ、髮ヲ櫛キ、父母等ヘ對シ、禮ヲ致スベシ
- 朝飯ノ支度備ラバ、速ニ食シ終リ、直ニ學校ヘ來ルベシ、學校ヘ來ルニハ、衣服ノ着様、帶ノ結ヒ様等、正シクスベシ
- 學校ヘ來ルニハ、必ズ校札ヲ携フ可シ
- 書籍石盤筆紙等課業必用ノ品々ハ、食事以前ニ揃ヘ置キ、出宅ノ節忘ルベカラス
- 出宅ノ節、父母ニ學校ヘ行クト告クベシ

- 毎日課業始リノ、定期限ヨリ十分前、必ス上校致ス可シ
- 課業始ル刻限ニ、後レテ來ルコトアラハ、遅刻ノ由ヲ教師迄口上ニテ届クベシ
- 學校へ來ル途中ニテ、朋輩ト物争ヒヲス可カラズ、石ヲ擲クベカラス、惡口スベカラス、若シ人アリテ争論ヲ、仕掛ル事ノアリトテモ、決シテ相手ニナルベカラス、牛馬車ノ來ルトキハ、傍ニ避ケテ通ルベク、怪我ヲセヌ様氣ヲ付ケヨ、汝ノ師汝ノ父母ハ、汝ガ無事ニ上校シテ、欠課セサルヲ喜フナリ
- 途中或ハ何處ニテモ、教師朋友識ル人ニ、遇ヒタル時ニハ禮ヲセヨ
- 學校ニ上リテハ、直ニ名札ヲ掛替テ、扣處ニ入り場所ヲ取り、書籍石盤筆ト紙辨當合羽帽襟卷、自心覺エシテ、能ク一纏メニ致シ置キ、体操場カ遊園カ、遊堂ニ入り遊ブベシ、朋輩喧嘩スカラズ
- 扣所遊堂其外トモ、戸障子ノ開閉ニ心セヨ、硝子ヲ破ルベカラス、壁ニ疵付クベカラス、樂書ヲスベカラス。遊園其他ノ處ニテ、樹ノ枝ヲ折ルベカラス、花果ヲ採ルベカラス、石瓦ヲ擲クベカラス、總テ校内ノ品物ヲ傷フ事ヲ爲スベカラズ
- 課業時刻ノ近付キテ、合圖ノ鐘ノ鳴ル時ハ、扣處ニ入り書籍等、必用ノ品々ヲ携ヘテ、教師ノ指圖ヲ待ツベキナリ
- 教師ニ導レ、教場ニ入タル後ハ油斷セズ、正ク教師ノ方ニ向キ、手弄セズ、戯レズ、一切不行儀ノ事ヲ爲サスシテ、他念ナク業ヲ授カルベシ
- 書籍器械ノ扱ハ、イツモ手荒ニスベカラズ、書籍ヲ扱グニ心セヨ、指ニテ紙ヲ揉ムベカラズ、石盤ヲ破ルベカラス、石筆ヲ折ルベカラズ
- 墨水ヲ覆ス可カラズ、机ニ疵ヲ付クベカラス、筆紙石筆何品モ、皆大切ニ遣フ可シ、無益ニ費スコト勿レ
- 放課時間ニ至リナバ、体操場カ遊園ニテ、怪我ケセヌ様遊ブベシ、熱キ日寒キ日風荒キ日ハ遊堂ノ方宜シカルベシ便所ニ行カバ用心セヨ、衣服ヤ足ヲ汚スベカラズ

- 正午十二時辨當ハ、教師ノ指圖ニテ、扣所へ入り用フヘシ、湯茶ヲ覆スベカラズ、飯菜ヲ散スベカラズ、行儀能ク早ク食フベシ、食シ終ラバ体操場遊園遊堂ニテ課業合圖ノ鐘迄ハ、心ノマ、ニ遊ブベシ
 - 課業終ルトギニナリ、体操場ヲ教師ヨリ「分レ進メ」ノ、號令ヲ、聞クトモ噪キテ驅クベカラス、教師ヘ對シ一禮シ扣處へ入り、品々ヲ持携ヘテ歸ルベシ、途中ノ心得前ニアリ、汝ノ師汝ノ父母ハ、汝ガ早ク歸宅シテ、復習スルヲ冀フナリ
 - 家ニ歸ラバ父母ヘ歸リシ事ヲ告ゲテ後、課業ノ復習勉強シ、然シテ後ハ遊フベシ、決シテ怠ル事ナカレ
- 父兄及證人等心得
- 一 生徒病氣又無據事ニテ欠課致候節ハ其趣ヲ父母或ハ證人ヨリ當校へ届出ヘシ
 - 一 受業料及書器代價等ハ毎月ニ十五日ヨリ、月末迄ニ上納致ヌベシ
 - 一 但上納金ヲ受取ル時ハ請求證書ヲ渡スベシ
 - 一 生徒或ハ證人轉住致シ候節ハ、早速其移リ先ノ宿所ヲ、父母或ハ證人ヨリ届出ヘシ
 - 一 生徒ノ家隔地轉住致候ニ付退學ヲ願ハサルヲ得サル様ノ儀有之節ハ當校ヨリ先方最寄ノ小學校へ添翰ヲ送り、是迄修業致來候等級ヲ續テ授カリ候様取計ヒ遣ハスベシ
- 明治九年九月
- 熊 本 縣

二、教 員

1 小學校教員心得 「小學校教員心得書」といふものが明治九年五月十日布達されてゐる。教員の服務態度や事務上の注意は勿論、更に進んで兒童教養上の詳細な指針までも含めてある。これまで殆ど準據すべき服務章程がなく、其の態度或は寛に過ぎ嚴に偏し、其の事務或は精に過ぎ粗に失し雜然不統一

のものであつたのが、此の心得書によつて一通りの統一が出来たわけであらう。

三九〇

○小學教員心得書 (明治九年五月十日布達)

師範學校ヨリ派出シテ教員ノ職ヲ奉スル者及ヒ從來其職ニ從事スル者等各準據シテ奉スル所ノ章程無之各自ノ思慮ニ任セ施爲スルカ故ニ寬嚴其中ヲ失シテ生徒ヲシテ怠惰卑屈ノ弊ヲ生セシムル者アリ故ニ今左ノ數條ヲ設ケ依テ以テ並ニ從事セシメントス

抑幼童ノ徳性ヲ養成シ知識ヲ培養スルハ教員ノ責任ニシテ其一言一行皆生徒ノ模範タルコト勿論ナレハ端正自ラ處シ自然其教化ニ草假センコトヲ期シ養成ノ法ヲ愆サランコトヲ要ス

第一條 教員ノ生徒ニ於ケルヤ正課ノ授業能ク其方法ヲ得ルノミナラス其身ヲシテ品行ヲ正シクシ行狀ヲ修メ家庭ニアツテハ父母長上ニ事以テ他日邦國ノ裨補タルノ基ヲモ教導スベキモノナレハ正課授業時間外ニ於テ忠臣孝子貞女烈婦等古人ノ嘉言善行寄功偉績ヲ証シテ口授ヲナシ生徒ヲ踴躍勉セシムヘシ

第二條 正科授業時間ハ當縣明治七年第二百二十五號布達正科時間表ノ通りタルベシ最モ春分秋分ノ候ニヨリテ時間ノ伸縮アルベシ其變換ノ度毎ニ揭示スベシ

第三條 兒童ハ物ニ倦ミ易キモノナレバ宜シク之ヲ鼓舞作興シ快樂ノ心ヲ生セシメ以テ健康ヲ保チ勉強ニ堪ヘシムルヲ要ス

第四條 兒童ノ質各異ナリ故ニ教員タルモノ常ニ注意シテ坐起遊戲ノ間其性質ヲ認識シ狂進者ハ之ヲ抑ヘ逡巡者ハ之ヲ進誘シ以テ其中ヲ得セシメ丁寧薰陶之ヲシテ從容自適喜テ學ニ進マシムルコトヲ要シ漫ニ苛督嚴責ヲ加ヘンコトヲ欲セス

第五條 不良ノ兒カツテ規則ヲ犯シ其罪ニ不服教誨ヲ不用ノ節之ヲ督責スルハ勿論ト雖要ハ生徒ヲシテ自カラ改良善ニ遷ルノ心ヲ生セシメンコトヲ望ムベシ

第六條 毎月小試験ヲ行ヒ優劣ヲ判シ生徒ノ順次ヲ轉換シ表ニ製シテ之ヲ目撃ノ場所ヘ揭示シ獎勵鼓舞スベシ

第九條 正課ノ外變則ヲ設テ學齡以外ノ晩年生ニシテ小學ノ正則ヲ履ム能サル者ヲシテ入學セシメ目下無學ノ急ヲ救フノ法アルベシ

但シ本章ノ議ヲ起サントセバ該區々戶長取締ニ協議シ夜學等ヲ開テ教導スヘシ
第十二條 取締等ヘ協議シ校中或ハ遊歩場ヘ知覺ヲ開クヘキ戲玩ノ器具ヲ設ケ置キ實物ニ就テ教示スル等ノコトアルヘシ

第十四條 生徒日々ノ出納簿ヲ製シ置昇校ノ者ハ必記載スベシ

但本文二十三ノ兩條ハ學校通論等ニ依テ取捨スルモ妨ケナシ

第十五條 生徒無故數日ヲ欠席スル者アレハ同僚ヲ以二三回ハ促シ猶不用者アレバ本人ヲ呼出シ督責スルハ勿論猶取締戶長等ヘ通報シテ其父兄ヘノ督責ヲ求ムベシ

第十六條 校中ノ洒掃ハ校僕或ハ生徒ノ組合ヲ立テ毎日授業ノ前後ニ於テ内外共清潔洒掃シ汚穢ニ至ラサル様注意スベシ

第十七條 体格健全ナラシムルハ修業者ノ要務ナレバ生徒ヲシテ身ノ健康ヲ保護スベキ旨ヲ誨示シ炎天寒威ニ露胃シ垢衣ヲ着ケ或ハ束髮シテ上蒸ヲ醸ス等皆健康ノ害ナレバ能ク注意シテ潔清ニセシムベシ

第十八條 郡テ規則ハ常才ヲ待ツノ常法ナレバ傑出異常ノ才子ハ必シモ是ヲ以テ束縛セズ多少ノ勞力ヲ盡シ格別ニ配慮シテ邦家ノ用材ヲ養成センコト平常注意セザルベカラズ

第十九條 三ヶ月ニ一回宛近傍各校或ハ一大區中協議シ教授ノ方法教則ノ得失等教育上取捨スベキモノヲ正サンカ爲メ會議ヲ設ケテ教授ノ得失ヲ討論スベシ最モ期日ヲ定メテ取締ニ報知シ臨席ヲ求ムベシ而其議決スル所ノ者ヲ輯テ休業前ノ會議ノ元案トナスベシ

第二十條 毎歲夏時休業後ニ於テ一大區中ヨリ一二名派出教員ノ中ヲ師範學校ニ會合シ教育ノ得失學務ノ要事ヲ議スベシ其ノ議決スル所ノ者ヲ編輯シテ一部ノ書トナシ之ヲ携歸テ同員一大區中會議ノ節普ク報通スヘシ

第二十一條 派出教員ハ勿論其他教員トモ歸省等願フ者其事由ヲ詳記シテ取締戸長へ差出シ廳ノ許可ヲ經進退スベシ
右可恪守事

明治九年五月

熊 本 縣

右の内、第九條、第十二條、第十八條の如きは特に面白い。

2 小學校教員教授心得 次いで同年九月九日「小學校教員教授心得」といふのが布達されてゐる。前項「小學校教員心得書」に對するもので前者が一般心得であるのに對し、後者は専ら教授上の心得であつて、實に詳細を極めたもの、全く初歩のものを指導するやうな點にまで觸れてゐる。教授法が幼稚であつて、相互視察などいふこともなし、模範授業、講習會等も行はれず、教授書もまだ刊行を見なかつた時代、縣が此の種の指導まで爲したことは當然のことであつたらう。従つて當時の教壇上の一切の計劃所作、如何に劃一的のものであつたか、想像される。掲げて教育實動の姿を眺めたい。

○ 小學校教員教授心得 (明治九年九月九日布達)

- 第一條 教師ハ寛猛相濟ヲ躋トス寛ハ姑息ノ謂ニ非ズ猛ハ怒叱ノ儀ニ非ズ
- 第二條 教師授業上ノ要訣ヲ論セバ身体ハ危立スベシ言語ハ明了ナルヘシ視ルトキニ目ヲ轉スベカラス斥ストキニ指ヲ撓スヘカラス
- 第三條 柔懦ノ体貌アルヘカラス嚴酷ノ處行アルベカラス
- 第四條 教師ノ生徒ニ於ケルヤ固ヨリ師弟ノ誼アリト雖トモ稱呼ノ際宜シク丁寧穩當ノ辭ヲ以テ接スヘシ
- 第五條 號令ハ急速ニ發ス可カラス急速ナレハ音調清朗ナラス必聞得サル者アリ解セサル者アリ再三問フ者アリ遂ニ教場ノ紛擾ヲ生スルニ至ル

- 第六條 教鞭ハ塗盤ノ字ヲ斥スルニ用ケル可シ以テ生徒ヲ指ス可カラス
- 第七條 若演説ス可キ事アルトキハ之ヲ授業ノ前或ハ後ニ於テスヘシ必ス業中ニ欄外ノ語ヲ費スコト勿レ
- 第八條 生徒ノ上校起業時限ニ後レサル様常ニ命令シ教師又生徒ニ先テ至リ机案ノ正シカラザルハ之ヲ正フシ塗盤ノ未タ拭ハサルハ之ヲ拭フ等都テ教場ノ整肅ニ注意ス可シ
- 第九條 書籍器械等ノ机上ニ汎亂セル歟或ハ懸圖ヲ不正ニ懸下セル等ハ授業上ニ大害アリトス尤モ謹慎ヲ加フ可シ
- 第十條 教場ニ在テハ生徒ノ相談話スルト左右前後ヲ顧視スルト其机案ヲ離ルトハ嚴重ニ之ヲ禁ス可シ
- 第十一條 行列ノ節ト雖モ談笑顧視スルコトヲ禁ス可シ
- 第十二條 語算ニテ算成ヲ表シ或ハ命ヲ教師ニ乞フノ外決シテ手ヲ舉ケシムルコトヲ禁ス可シ 但時宜ニヨツテハ教師令シテ手ヲ舉ケシムルコトアルヘシ
- 第十三條 講義作文問答及ヒ令ヲ教師ニ乞フノ外決シテ自ラ立ツコトヲ禁スヘシ
- 第十四條 教場内ニ生徒ノ玩具ヲ携入ルコトヲ禁ス可シ
- 第十五條 生徒ノ廊下ニ上リ縁邊ヲ奔走スル事ヲ禁ス可シ
- 第十六條 遊歩時間己ニ盡ルノ折ヲ開テ猶奔走嬉戲スル事ヲ禁スベシ
- 第十七條 生徒舉手ノ狀ハ宛モ天ヲ指スガ如クセシメ必ス右手ヲ以テスベシ
- 第十八條 第一時間ノ首第五時間ノ尾ニハ生徒ヲシテ一齋ニ立禮セシムベシ 但シ毎時授業ノ前後ニハ生徒ヲシテ脚床上ヨリ一齊ニ目禮セシムベシ
- 第十九條 教場ニ敬禮スベキ人至ルトキハ迎ヘテ生徒ノ前面ニ延キ生徒ヲシテ一齊ニ立禮セシムベシ
- 第二十條 教場ニ敬禮スベキ人至ルトモ教師私ニ獨リ之ヲ揖スベカラス生徒モ亦私ニ之ヲ禮スル事ヲ禁ス可シ

第二十一條 生徒ニ對シテ一事一物ヲ授クルニモ必ス一生ニ示スベカラス毎ニ衆生ニ向テ説明スベシ

第二十二條 授業時間中事故アツテ戶外ニ出ルトキハ上位ノ生徒一名ニ命シテ教師ノ坐位ニ就キテ衆生ヲ監督セシムヘシ

第二十三條 塗盤ニ書スル中ハ都テ縝密ナレトモ緩漫ニ洩ルヘカラス又敏捷ナレトモ粗笨ニ流ルヘカラス要スルニ縝密ニシテ敏捷字畫整正分明ナルヲ貴トス

第二十四條 復讀授讀問答ヲ論セス地理初歩ニハ地球儀地誌略ニハ地圖或ハ暗射圖ヲ用ヒ彼此對照シテ生徒ヲシテ明晰ニ地理ヲ領會セシムルコト肝腎ナリ

第二十五條 歴史ト雖モ亦マ、地圖ヲ掲ケテ以テ征討戰伐當時ノ情況ヲ知ラシム可シ

第二十六條 日常ノ問答ハ可成丈精密ナラサルコトヲ得ス獨リ試場ニ在テハ個中ノ要處ヲ指點スルコト數處ニ過キス然レトモ生徒ニ在テハ其書ヲ通讀詳記シテ場ニ臨ミテ顧慮スルコトナカルヘシ而シテ固ヨリ問目ノ果テ甲乙條件タルヲ預聞前偵セシム可カラサル者トス

第二十七條 但生徒ヲシテ那處最モ是緊要タル歟ヲ着眼スルコトヲ致サシムルヲ授業上ノ要訣トス

一人一所ニ倚着シテ執業間ナキ時ハ必ス神倦ミ身疲ル日々如此シテ改メスンバ竟ニ精神ヲシテ消耗シ身体ヲシテ衰弱ナラ令ルコトヲ致ス夫神身苟モ損シテ顧ミルコトナクンバ何ゾ勉強ニ取ランヤ是体操ノ因テ起ル所以ニシテ体操ハ精神ヲシテ活潑ナラシメ勉強ヲ佐テ攝生ニ補アリ兩ナカラ其宜ヲ得シムル者也是ヲ以テ毎時十分間ヲ以テ生徒ヲ戶外ニ縱テ適意ニ遊嬉セシメ午ヨリ一時ニ至ル間ノ三十分ハ十二時廿分起ヲ以テ運動式及体操術ヲ行フ可シ是亦幼童ヲ教育スルノ道ニシテ學校ノ常法也

教 場 ノ 指 令

第二十八條 上校ノ指令 起業前十分振鐸シ次テ吹笛シテ生徒ヲ二行ニ列シ左右ノ令ヲ以テ歩ヲ進メテ教場ニ入ル

但進行ノ節ハ都テ男女共手ヲ前ニ又スヘシ

第三十九條 就席ノ指令 一ノ令ニテ右或ハ左ニ面セシメニテ其座ニ入り机ニ面シテ立シメ三ニテ脚床ニ倚ラシム

第三十條 修禮ノ指令 教師禮ト呼ヒ生徒ヲシテ注意セシメ一ノ令ニテ起立シ二ニテ禮シ三ニテ席ニ復セシム

第三十一條 就課ノ指令 發令ニ先チテ其書目ヲ命シ次ニ一ノ令ニテ蓋ヲ開キ二ニテ匣内ノ書ヲ取出シ三ニテ蓋ヲ閉

第三十二條 課中ノ指令 本ヲ取テ 開テ 字針ヲ取テ 氣ヲ付テ 讀ミテ 同音 次キ 一句遞讀 一章遞讀 講義シテ 本ヲ閉テ 本ヲ收メテ 石盤ヲ出シテ 拭ヒテ 石筆ヲ取テ 書キテ 石筆ヲ置テ 石盤ヲ反シテ 石盤ヲ收メテ 習字具ヲ出シテ 水ヲ配リテ 墨ヲ磨リテ 墨ヲ置キテ 筆ヲ取テ 書キテ 習字具ヲ收メテ 手ヲ擧テ 手ヲ洗ツテ等

第三十三條 放課ノ指令 一ノ令ニテ側面ニ向ハシメ二ニテ机側ニ立タシメ三ニテ進行ノ方法ニ面セシメ四ニテ進行セシム

授業法ノ概略

第三十四條 復讀ハ首尾中間ノ位次ニ不關生徒中一名ヲ呼或ハ劣等ノ一行或ハ一節宛ヲ順下或順上遞讀スルコト二三

回ヲ經次ニ他生ヨリ一句宛遞讀セシムルコト亦二三回ニシテ次ニ一齊ニ同誦セシム是時教師次々ノ令ヲ以テ句讀ヲナスベシ了レバ閉書セシメテ書中ノ熟語ヲ摘書ス

第三十五條 摘書ハ初メ甲語ヲ書シテ劣位ノ數輩ニ讀マシメ更ニ一齊ニ同誦セシム次ニ乙字ヲ書シテ亦前ノ如クニシ

次ニ丙次ニ丁ノ隔番遞書シ了レハ鞭ヲ取テ一齊ニ同誦セシム其間又摘書中ノ字義ヲ問ヒ尋ヌベシ但摘書

ハ復讀ニ於テハ難事ヲ掲ケ授讀ニ於テハ平易ヲ主トスルノ別アリ

第三十六條 摘書了レハ書ヲ閉テ講義セシムヘシ但優劣生ト坐次トヲ問ハス直ニ一生ヲ指シ命ニ應シテ直立シテ講セ

シム講關テ諸生ノ質問ハ教師之カ紹介ヲシテ講者ニ告ク質問全盡ルニ及ンテ講者始メテ脚床ニ倚ル

第三十七條 授讀ハ先ツ劣位ノ數輩ニ一段一節宛ヲ授ケ一二回ニシテ次ニ一齊ニ向ツテ授クルコト又一二回以下凡テ

上三條ニ準ス但講義教師ノ口演ニ係ルノミ

第三十八條 教師講シ了レハ先ツ第一列ニ就テ質問アル者ニ手ヲ擧ケシメテ一々辨明シテ領會セシメ次ニ第二列又次

ニ第三列ト皆如此己ニ其座位ニ復リテ復タ疑問アル者ニ擧手セシメ更ニ開説シテ竟ニ疑義ヲ懷キナカラ

ニシテ止ムコトナカラシム

第三十九條 問答ハ前日定メ置キシ處ヲ語記答辨スル者ニシテ紙數モ限リアレハ細大遺ス所ナシ其問目ハ順序ヲ推サ

ス生徒ハ坐次ヲ問ハス教師某ト呼ヒ某聲ニ應シテ立チ教師一兩問シテ後宜矣ト令シ生徒始メテ席ニ復ス

如是遂ニ衆生ニ編ネクシテ猶問目未タ盡キサレハ又反覆スベシ而シテ甲乙ノ答ハ得サル所ハ之ヲ戊己ニ

移シ壬癸ハ丙丁ニ移シ毎ニ次序一定ナキヲ好トス了テ後日ノ分ヲ定メ置クヘシ

第四十條 書取ハ教師先ツ塗盤ニ

ノ如キ線ヲ畫シ生徒ヲシテ之ニ倣ハシメ次ニ前日定メ置キシ處ノ一句ヲ朗讀

スルコト二三回ニシテ書キテト令シ席間ヲ巡視スヘシ生徒ハ教師ノ令ニ應シテ書シ先ツ成ル者ハ尺ヲ以

テ石磬ヲ蔽ホヒ靜ニ脚床ニ倚ル教師衆生皆成ルヲ視尺ヲ撤セシメテ復巡視シ先ツ寫誤アル者ヲ書シテ此

ノ如ク成ル者ハ擧手シテト令シ後ニ整正無謬之者ヲ書シテ又令スルコト前ノ如クシ先キノ寫誤ヲ抹シテ

改寫セシム段次此ノ如クニシ了テ後日ノ處ヲ定メ置クベシ 但シ書取ハ前日定メシ處ヲ主トスト雖トモ從

來習ヒ得シ語ヲ適意書取ラシムルコトアルヘシ

第四十一條 作文ハ初メ塗盤ニ文題ヲ書シ一生ヲシテ之ヲ讀マシム若シ題意ノ解シ難キハ教師之ヲ説明シテ後稿ヲ起

サシムヘシ稿皆成ルヲ見レハ筆ヲ擱シテ靜ニ脚床ニ倚ラシメ順次ニ直立シテ其稿ヲ朗誦セシメ教師衆生ト共ニ耳ヲ欵テ之ヲ聽キ讀了シテ教師其中尤劣ナル者ト尤優ナル者トヲ取テ其稿ヲ塗盤ニ掲書シ作者ヲシテ之ヲ一讀セシメ遂ニ衆生ヲシテ縱意ニ之ヲ添削セシメ而ル後ニ教師之ニ是正ヲ加フ

第四十二條 算術ハ最初口誦暗算四五題塗盤上暗算五六題ヲ設ケ算先ツ成ル者ハ舉手シテ報スルカ又ハ直立セシムルカ都テ其敏捷ノ續ヲ沒スヘカラス次ニ石盤ヲ出シテ算セシム暗算其外共一時ニ二題ヲ與フヘカラス問題ハ或ハ作文題ノ如ク一讀セシメ尙解セサレハ教師題意ヲ説明スルコトアルヘシ

第四十三條 習字ハ習字具ヲ出シ後輪番ヲ以テ一二生ニ水ヲ配分セシメ次ニ一齊ニ墨ヲ磨セシメ磨シ了テ一齊ニ執筆セシメ教師巡視シテ字畫ヲ正ス毎ニ一行了レハ筆ヲ擱シ教師更令シテ馳筆セシム更ニ令シテ馳筆セシメ順次如此ニシテ一葉了レハ放テト令シ其ノ放テタル紙帳ヲ裏ヘ折り敷カシムベシ習字了レハ各自ニ舉手セシメ墨穢甚シケレハ洗ハシム但一週ニ清書一度清書ノ次ハ一字毎ニ塗盤ニ掲書シ呼聲筆法ヲ授クヘシ清書ハ必ス別ニ白紙十數葉ヲ編ムコト習字草紙ニ倣ヒ之ヲ清書帖トシ其清書セントスルトキハ書ヘキ紙背ニ敷クニ他紙ヲ以テシ墨痕ヲ次ノ清書紙ニ移サシメサルヲ要ス最モ一紙毎ニ清書セシムルハ宜トセス

三、獎 學

「邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめん」とは明治大帝の大御心であつた。學制が明治五年に頒布されて僅か五年の後、縣下に六百の小學校が設立されたといふのは如何に進取的意氣が高く、教育熱に燃えてゐたかを察せられる。而して斯かる大躍進を見る爲には制度として種々の獎勵督責の道が立てられてゐたことが關つて力あるものなることを忘れてはならない。

1 學區取締事務取扱章程 學制の中に學區取締といふ要識が設けられてあることはこゝに説明する

までもない。而して當時此の職に在るものゝ任務が多く係つて學校設立、就學獎勵といふ方面であつたことは、學制の實施のために如何に當路者が周密な陣立を以つて臨んだかを知ることが出来る。教育建設時代の獎勵實情を知るためにその全文を掲ぐることにする。

○ 學區取締事務取扱章程

(明治八年十月九日達)

學區取締ハ學制ノ旨ヲ遵守シ學事ニ關スル縣廳布達ヲ領遵シ區内ノ人民ヲ曉諭シ 朝廷興學ノ盛意ヲ了知セシメ邑戸不學ノ者ナカラシメンコトヲ要スヘシ會テ心得書ヲ以立校着手ノ方ヲ知ラシムルト雖未依テ以テ從事スルノ規矩ナシ故今取締ニ於テ處分スベキ事務ノ要件ヲ舉ケ章程ヲ設ケ茲ニ據テ以テ從事セシメ倍各區學事ノ隆盛ヲ要ス

第一條 學校設立ハ會テ定ムル所ノ小學區毎ニ立校ヲ要スト雖地形ニ難易アリ人口ニ疎密アリ宜シク區内ノ地形ト人口ノ疎密ニ從ヒ生徒通學ノ便否ヲ占斷シ地位ヲ定メ區戸長ト稟議シ立校ノ設ケアルヘシ而敷地ノ原因ト立校ノ費用等ノ如キハ區戸長ノ權内ニアルヲ以テ同員ノ施爲ニ任スヘシ然レトモ其施設上見込ト矛盾スルモノアレバ幾回モ商議シ竟ニ其議協サルコトアレハ事實ヲ詳記シ開申スベシ

第二條 既ニ立校確定セシ上ハ例規ニ據リ開業願書及校内敷地ノ廣狹建家ノ形狀及坪數等本年當縣乙第五十八號布達ノ通取調一同開申スベシ。此件戸長ニ任スヘカラス

第三條 常ニ戶籍帳ニ就テ學齡人口ノ人員ヲ了知シ區内男女子弟ヲシテ就學セシムベシ不就學ノ者アレバ戶長ト共ニ其父兄ヲ呼テ其旨趣ヲ糺シ學ニ就カシムベキ旨ヲ解示シ不就學ノ者ナカラシムベシ倘解示數回ニ及フモ猶學ニ就カシメサレバ其事實ヲ詳記シテ開申スヘシ

第四條 各區内共多クハ女子ヲシテ就學セシムルモノ少シ舊來ノ習慣ニヨルト雖決シテ不就學ニシテ終ラシムヘカラス且女子ハ修學ノ期短カキモノナレハ宜シク學齡ニ入ラハ速ニ就學セシムベシ

第五條 貧民ノ子弟ハ授業課金等ノ出費價ガタキヨリ多クハ之ヲ度外ニ附スルノ弊アリ。不幸ニシテ貧困ニ陥リ學ニ就ク事能ザルハ愍然ノ至ナリ畢竟是等ガ爲有志ノ附金ヲ要スル所以ナレバ必不就學生ニシテ終ルベカラザルヲ要シ區戶長ト協議シテ就學セシムベシ

第六條 課金授業料等其他費用ノ儀ハ其額ハ戶長ト商議シ定ムルト雖モ其募集ニ至テハ戶長ノ權内ニアルベシ。但課金ノ儀ニ付本年當縣ニ第三拾貳號布達ノ通民費ト同様可取立義ニ付倘其處分ヲ緩慢ニ附シ校費ヲ缺クノ區アラハ之ヲ促スベシ猶週期猶豫スルモノアレバ其狀ヲ開申スベシ

第七條 學資金(下渡委託金寄附金課金授
業料等都チテ云フ)ハ兼テ區戶長ト共ニ檢查了知シ置キ其出納ヲ關スル者ハ此費取扱ノ別戶長主任スト雖其金額出資ノ増減等常ニ瞭然了知シ巡校ノ時々檢查スベシ又資金貨殖ノ法ヲ設ル等ノ儀ハ區戶長ト商議シ從來ヲ謀リ確實ノ良法ヲ立決シテ目前ノ利ヲ見テ苟且ノ

施爲アルベカラズ而其證書等ノ如キハ區戶長ト同封連印シ該區詰所ノ堅固ノ場所ニ藏メ置キ從來ニ備フベシ且別ニ帳簿ヲ製シ置キ一項毎ニ記載シ置クベシ。

第八條 凡學資ニ動産不動産及諸金等ハ一般ニ臺帳ヲ製シ置キ一項毎ニ區分シ記載スベシ假令バ敷地敷地ニ兩様アリ官有地附與ノモノアリ人民ヨリ買得ルモノモ委託金寄附金課金授業料積金或ハ又々前年度ヨリ越高等也此諸般ノ學資ハ皆臺帳ニ其原因ヲ記載シ明瞭ナラシムベシ。

第九條 各區内有志ノ者金穀書籍機械ハ勿論新築等ニ際シ或ハ夫力或ハ竹木等項々タル物ト雖差出候者ハ具申スベシ 但シ區長連署ノコト

第十條 毎年三月中文部省エ開申スベキ統計表出納表動不動産所有品表等ノ如キ例規ヲ違ヘズ開申スベシ而此諸表ヲ開申スルニ莅ミ我ハ戶長ノ調書ヲ要スルノ件アリト雖モ兼テ分管中諸般ノ件々ヲ領知セバ敢テ戶長ノ調書ヲ俟ザルベシ。 但本文諸表ハ一中學區毎ニ取纏開申スベキ

第十一條 各區内生徒就學スル者ハ其父兄ヨリ就學セシムルノ書面二通ヲ戶長ニ出シ戶長ハ之ヲ教員ニ通シ而二通ノ内一通ハ戶長詰所ヘ備一通ハ毎月之ヲ束テ取締ニ送致シ取締ハ之ヲ取テ毎月開申スル所ノ就學表中ニ登記スベシ。但父兄ヨリ戶長ヘ出ス所ノ書面ニ無故退校不爲致ノ七字ヲ記入致サスヘシ年齢外ニ至リ退校ヲ願フノキモ同様ノ手續ヲ以テ處置スベシ。

第十二條 學校設立ノ儀俄ニ新築ノ設ナシ難ヨリ或ハ寺院ヲ借り或ハ長屋等ヲ借家シ或ハ私塾ヲ以テ公立校トナスモノアリ皆之等ハ一時已ムヲ得サルニ出ルト雖到底苟且ノ責ヲ免カレズ區内ノ貧

富ヲ謀リ新築ナシ得ヘキノ地ニシテ猶借家等ヲ以テ開校スルハ因循ノ甚シキモノト云ベシ宜シク區戸長ト協議シ因循苟且ノ設ケ無之ヲ期スベシ。殊ニ太政官第三百三十一號ノ公布アリ官有地ヲ賜リ或ハ官宅郷庫等アレハ皆無代價下渡等ノ恩典モアレハ貧區ト雖モ立校ノ設難カラサルベシ。宜シク注意シテ公立學校ノ体ヲ立ツベシ。

第十三條 地ノ形狀ニ據リ學校ノ分今存廢等アル時ハ能其位置ヲ亂シ生徒出校ノ便否ヲ謀リ事實ヲ開申シ應許ヲ經テ處分スベシ。

第十四條 各中學區大小區ノ順序ト地ノ便宜ニ付キ之ヲ區分シ各受區ヲ定メ分管スベシ而其分管内ハ其者任區トシ區内便宜ノ場所ニ詰所ヲ設ケ之ヲ任所ト届出ヘシ常ニ分管中ノ各校ヲ巡視シ戸長及教員ノ勉否教方ノ如何ヲ視察シ其教則ニ戻ルカ或ハ其則ニ從フヲ嫌フノ狀アラハ飽マテ之ヲ糾督シ尙不改者アラハ其事實ヲ詳記シ開申スベシ。但毎月一回ノ會議ヲ設ケ其分管中ノ事情陳シ無篤熟議シ區區ノ盛大ナ期シ東ヘ盛ニシテ西ヘ衰ヘ南ニ有テ北ニ無等ノ弊アルヘカラス

第十五條 各校生徒ノ進否常ニ能ク視察シ教員試驗ヲ請ハ、區戸長ト共ニ其席ニ臨ミ本年當縣布達甲二百三十三號試驗規則ニ照會シ優劣ヲ判シ及第之者エハ進級狀ヲ附與スベシ。而其都度表ニ製シ表末ニ何級生何名ト記載シ開申スベシ。

第十六條 毎月巡區ノ節區内民心向學ノ景況各校進否ノ形況等詳記シ月報表ト一同開申スベシ。

第十七條 分管區内各校生徒ノ數教員ノ人ト成校ノ位置敷地ノ廣狹原因及坪數ニ至ル迄概略常ニ暗記シ顧問ニ備フベシ。

第十八條 分管區内ノ風俗人情ヲ審シ民心ノ向學ヲ誘掖シ時々用懸及區内ノ長老等ヲ集メ學事ノ興起セサルベカラス子弟ノ學ニ就カサルヘカラサルノ趣ヲ解示シ保護ノ途ヲ立テ隆盛ニ赴カシムヘキノ旨ヲ說示スベシ。

第十九條 月給ハ每月出納課ヨリ受取ルベシ旅費ハ本年當縣乙第五拾壹號布達ノ規則ヲ以テ宿泊スル所ノ戸長證印ヲ取置及十二番中學區外ノ者出廳出熊ノ節ハ師範校出勤簿ヘ捺印シ滯留中ノ宿泊等ハ同校幹事ノ證印ヲ取リ置キ宿料共區長詰所ニ於テ毎月受取ベシ

第二十條 轉宅等アルノ日ハ會テ頒布スル所ノ書類規則及各自處分シ來ル所ノモノ皆能之ヲ詳記シ演舌書ヲ添テ跡役或ハ同勤中エ引讓リ遺漏アルヘカラス

明治八年十月

白 川 縣

2 小學扶助委託金の分與 教育の普及を助け、學區の資力を補助するため、學制の中には府縣に一定の金額を委託する規定が設けられた。元來、學制では各學區がその區内の教育費を負擔することを原則としたのであるが、當時の國狀としては學區の要求するやうな程度迄には地方の經濟狀態は到つてゐなかつた。政府は茲に着眼して明治六年の布達によつて全國を通じて二十九萬三千五百二十七圓六十一錢一厘、即ち兒童一人に對して九厘の割で補助することとした。これが小學扶助委託金と稱せられるもので、即ち現今の義務教育費國庫負擔の淵源といふべきものである。明治十年に小學補助金と稱せられ

明治十三年迄繼續された。

金額は漸次増加され、明治八年の七十萬圓を頂點とし又漸次減額されて明治十三年の二十萬圓で終つてゐる。

これより先、同年一月文部省から委託金に就いての通牒が來てゐる。又本縣の文書としても明治八年三月の分與に際して布達したものを最も古いものとして見當る。而して委託金額の最も多かつたのは此の年であつた。参考の爲に併せ掲げて見よう

○文部省報告第二號

明治八年一月三十一日發行

嚮ニ小學普及ノ主旨ヲ以テ一年三拾萬圓ノ金額ヲ府縣ニ委託シ分頭九厘學資ヲ扶助セシム今更ニ教育擴張ノタメ半年三拾五萬圓ノ金額ヲ配付セリ 全國人員三千三百萬八千四百三十人ノ分頭一錢六毛余乃チ一年貳錢壹厘貳毛余ノ割ル者其レ克ク此意ヲ領會シ子女ノ就學ヲ忽ニスル勿レ

別紙御布告相渡候條區々無洩可觸知者也

明治八年二月十八日

白川縣權令 安岡良亮

これを承けて各中學區に分與したのが三月で、次の様に布達されてゐる。

甲第九十號

區長 縮長 取長 學區 戶長

管下小學校昨年來漸々立校相成候得共未完全ノ場ニ不至殊ニ師範學校生徒派出ニ付而ハ書籍機械等完備セザレバ教授上ニモ差支候ニ付テハ御委託金ノ中ヲ以各中學區人員之多少ニ因リ左之割合ヲ以下渡シ學費缺乏ヲ扶助セシメ候條一般人民ニ於テモ興學之御主意一層厚ク奉體シ倍隆盛ニ趣キ候様體認可致候此旨布達候事

明治八年三月廿八日

白川縣權令 安岡良亮

| | | |
|--------|------------------|---------------|
| 十二番中學區 | 金千六百貳拾八圓〇七錢六厘 | 人員拾五萬四千三百貳拾人 |
| 十三番同 | 同貳千四百拾圓七拾四錢八厘九毛 | 同 貳拾貳萬八千五百〇七人 |
| 十四番同 | 同六百六拾五圓〇八錢貳厘六毛 | 同 六萬三千〇四拾壹人 |
| 十五番同 | 同千七百三拾五圓拾壹錢六厘三毛 | 同 拾六萬四千四百六拾六人 |
| 十六番同 | 同千貳百六拾壹圓拾九錢九厘八毛 | 同 拾壹萬九千五百四拾五人 |
| 十七番同 | 同五百五拾六圓拾五錢三厘八毛 | 同 五萬貳千七百拾六人 |
| 十八番同 | 同千七百三拾八圓四拾三錢七厘六毛 | 同 拾六萬四千七百八拾一人 |

四 本期戰前の學校狀況統計表

本期の學校普及發達の狀況を一覽し得るために當時毎年文部省へ報告してゐた學事統計表のうち最も古いものとして明治七年分を表示して見よう。明治六年の分は記録に見當らず、明治九年の分は戰亂の爲に調製されて居ない。従つて本期戰前の學事統計としては唯それだけである。煩瑣であるけれども本

縣最初の學事展剖圖として興味あるものである。

明治七年第五大學區白川縣學事統計表

| 種別 | 幅員 | 人口 | 小學區數 | 學齡人口 | | 全數 | 就學 | | 全數 | 種別 | 中學區 |
|------|---------------|--------------------|-------|-------------------|-------------------|--------|-------------------|-------------------|----|----|-----|
| | | | | 男 | 女 | | 不學 | 就學 | | | |
| | | | | 全數 | 全數 | | 全數 | 全數 | | | |
| 第十二番 | 東西四里半 南北五里 | 一五、三〇〇 七、一七〇 | 三六 | 二、四〇一 一、一四三 | 二、四〇一 一、一四三 | 一〇、一五九 | 一、二五〇 七、四八三 | 一、二五〇 七、四八三 | 七 | 七 | 七 |
| 第十三番 | 全 | 三六、〇七〇 二、五七〇 | 三〇 | 三、〇八二 一、七九七 | 三、〇八二 一、七九七 | 二、二八四 | 二、三三三 九三 | 二、三三三 九三 | 七 | 七 | 七 |
| 第十四番 | 全 | 六、〇四一 三、八八六 | 一五 | 九、八七六 四、九四二 | 九、八七六 四、九四二 | 二、五二七 | 七、三五九 二、九九〇 | 七、三五九 二、九九〇 | 七 | 七 | 七 |
| 第十五番 | 全 | 一六、四六六 八、五三二 | 二二 | 二、四〇七 一、三〇〇 | 二、四〇七 一、三〇〇 | 一、八四八 | 一、八四八 七、七三五 | 一、八四八 七、七三五 | 七 | 七 | 七 |
| 第十六番 | 全 | 一、九四五 五、〇四〇 | 一〇 | 一、八三三 九、七〇六 | 一、八三三 九、七〇六 | 三、〇六六 | 一、四六七 六、六九三 | 一、四六七 六、六九三 | 七 | 七 | 七 |
| 第十七番 | 全 | 五、七二六 二、九八八 | 九 | 七、〇三五 四、〇三〇 | 七、〇三五 四、〇三〇 | 一、三三三 | 六、三三三 二、八七二 | 六、三三三 二、八七二 | 七 | 七 | 七 |
| 第十八番 | 全 | 一、六四八 八、五五五 | 二 | 二、四八二 二、五六五 | 二、四八二 二、五六五 | 一、三九六 | 三、四一八 二、一九九 | 三、四一八 二、一九九 | 七 | 七 | 七 |
| 總計 | | 九四七、七〇六 四七五、七七八 | 一、五〇四 | 一四〇、八八五 七三、七六一 | 一四〇、八八五 七三、七六一 | 一、〇〇九 | 一〇五、九九七 四七、五八八 | 一〇五、九九七 四七、五八八 | 七 | 七 | 七 |

| 種別 | 幅員 | 人口 | 小學區數 | 學齡人口 | | 全數 | 就學 | | 全數 | 種別 | 中學區 |
|------|---------------|--------------------|-------|-------------------|-------------------|--------|-------------------|-------------------|----|----|-----|
| | | | | 男 | 女 | | 不學 | 就學 | | | |
| | | | | 全數 | 全數 | | 全數 | 全數 | | | |
| 第十二番 | 東西四里半 南北五里 | 一五、三〇〇 七、一七〇 | 三六 | 二、四〇一 一、一四三 | 二、四〇一 一、一四三 | 一〇、一五九 | 一、二五〇 七、四八三 | 一、二五〇 七、四八三 | 七 | 七 | 七 |
| 第十三番 | 全 | 三六、〇七〇 二、五七〇 | 三〇 | 三、〇八二 一、七九七 | 三、〇八二 一、七九七 | 二、二八四 | 二、三三三 九三 | 二、三三三 九三 | 七 | 七 | 七 |
| 第十四番 | 全 | 六、〇四一 三、八八六 | 一五 | 九、八七六 四、九四二 | 九、八七六 四、九四二 | 二、五二七 | 七、三五九 二、九九〇 | 七、三五九 二、九九〇 | 七 | 七 | 七 |
| 第十五番 | 全 | 一六、四六六 八、五三二 | 二二 | 二、四〇七 一、三〇〇 | 二、四〇七 一、三〇〇 | 一、八四八 | 一、八四八 七、七三五 | 一、八四八 七、七三五 | 七 | 七 | 七 |
| 第十六番 | 全 | 一、九四五 五、〇四〇 | 一〇 | 一、八三三 九、七〇六 | 一、八三三 九、七〇六 | 三、〇六六 | 一、四六七 六、六九三 | 一、四六七 六、六九三 | 七 | 七 | 七 |
| 第十七番 | 全 | 五、七二六 二、九八八 | 九 | 七、〇三五 四、〇三〇 | 七、〇三五 四、〇三〇 | 一、三三三 | 六、三三三 二、八七二 | 六、三三三 二、八七二 | 七 | 七 | 七 |
| 第十八番 | 全 | 一、六四八 八、五五五 | 二 | 二、四八二 二、五六五 | 二、四八二 二、五六五 | 一、三九六 | 三、四一八 二、一九九 | 三、四一八 二、一九九 | 七 | 七 | 七 |
| 總計 | | 九四七、七〇六 四七五、七七八 | 一、五〇四 | 一四〇、八八五 七三、七六一 | 一四〇、八八五 七三、七六一 | 一、〇〇九 | 一〇五、九九七 四七、五八八 | 一〇五、九九七 四七、五八八 | 七 | 七 | 七 |

| 校生徒 | 外國語學 | | 人口百人中 就學 比例 數 | 小教學員 | | 中教學員 | | 校師 範 員 | 外國語 校 教 員 | | 外國 教 員 | |
|-----|------|----|------------------------|------|----|------|----|--------------|--------------------|----|--------------|----|
| | 徒 | | | 員 | | 員 | | | 員 | | 員 | |
| | 私學 | 公學 | | 私學 | 公學 | 私學 | 公學 | | 私學 | 公學 | 私學 | 公學 |
| 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | |
| | | | 六人二分 | | | | | | | | | |
| | | | 五人三分 | | | | | | | | | |
| | | | 四人三分 | | | | | | | | | |
| | | | 三人七分 | | | | | | | | | |
| | | | 三人 | | | | | | | | | |
| | | | 二人五分 | | | | | | | | | |
| | | | 九分 | | | | | | | | | |
| | | | 五人六分 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

備考 大學及専門學校ハ何レモ本縣ニハ該當ナキニ付キ表中ヨリ削除ス

(三) 後 期 (明治十年以後)

一 戦役の影響

明治十年の役は本縣の教育に非常な打撃を與へた。七、八、九年と急速に普及發達した小學教育が戦亂の爲めに一時全部閉校するといふ慘害を被つた。

明治十一年の春期試験の狀況報告がその試験官によつて書かれたものがある。その前書に次の様なことがあつて當時の消息を物語つてゐる。

本縣小學校ハ明治五年學制頒布ヨリ月ヲ逐ウテ建築シ已に各所七百餘校ニ及ビ、漸次隆盛ノ域ニ躋ン
トスルニ奈何ゾ十年二月薩人亂ヲ作シ縣下兵馬ノ衢トナリ兵火ニ罹ルモノ三十七校、賊徒ノ亂暴ニカ
、リ破壊セシモノ六校、自他火災ニ燒燼スルモノ十一校、大風ニ倒ル、モノ三十七校、大破壊五十七
校、其ノ餘風火ノ難ヲ免ル、モノト雖モ一時人民離散校トシテ閉ヂサルモノナシ。縣下文運ノ厄、眞
ニ極レリト謂フベシ其後閉校ノモノハ開キ、風火ニ罹ルモノハ漸次再築昨十一年ニ至リテ始テ舊觀ニ
復ス是ヲ以テ變亂前ノ景況ハ書類散逸得テ知ルベカラザルモノ多シ

然れども銳意當局の精勵努方によつて此の十一年には本縣各方面の學則など大いに整備せられてゐて、戦後復興の氣の横溢せるものを見ることが出来る。

二 熊本縣學則

「熊本縣學則」は戦後の新陣容である。十一年六月十七日の制定であるが、その内容にはその以前に發布せられたものを取り入れたものもあり、學則としての目次だけ整へて置いて後日其の規程を追補したものもある。次にその目次とその各章規の發布年月日を示さう。

熊本縣學則 (明治十一年六月十七日學則として制定)

目次

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------|------------------------------|---------------|------------------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------|-------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|--------------|
| 第一卷 總 要 | 第一章 學區制定 (明治十一年六月十七日乙第百二十號達) | 第二章 學校興立順 (全) | 第三章 教員及授業生取扱條例 (明治十一年五月廿二日乙第一〇一號達) | 第四章 督業條例 (明治十一年六月廿四日乙第二一八號達) | 第五章 月俸規則 (明治十一年五月廿七日乙第一〇五號達) | 第六章 旅費規則 (全) | 第七章 教員及授業生職務並心得 (明治十一年六月廿四日乙第一二八號達) | 第八章 學區取締服務並心得 (明治十二年八月五日乙第一〇四號達) | 第九章 視學官員巡回心得 (明治十一年二月一日乙第二十三號達) | 第二章 師範校規則 |
| 第一章 通則 (明治十一年五月十日乙第九十一號達) | 第二章 入校規則 (全) | 第三章 教 則 (全) | 第四章 試業規則 (全) | 第五章 學年末休業日 (全) | 第六章 學資給與並辨償規則 (全) | 第七章 派遣並奉職規則 (全) | 第八章 舍 則 (全) | 第九章 舍長選舉及心得 (全) | 第十章 諸規定 (全) | 第十一章 禁 約 (全) |

第十二章 戒 例 (全)

附 錄 書 式

- 第十三章 豫科生徒規程
- 第十四章 速成生徒規程

第三卷 中學校規則

- 第一章 通則 (明治十二年八月十二日乙第百八號達)
- 第二章 教 則 (全)
- 第三章 試驗規則 (全)
- 第五章 舍則並生徒心得 (全)
- 第六章 生長心得 (全)
- 第七章 雜 則 (全)
- 第八章 禁 約 (全)
- 第九章 戒例及附錄 (全)
- 第十章 通學規則
- 第四卷 小學校規則
- 第一章 通則 (明治十一年八月十日甲第一二四號達)
- 第二章 入校規則 (全)

第三章 教 則 (全)

第四章 試業規則 (明治十一年八月十五日甲第一二九號達)

第五章 小學生徒心得 (全)

第六章 諭戒條例 (全)

第七章 雜 則 (全)

第五卷 諸雜規

- 私學條例 (明治十一年七月十九日甲第一一七號達)
- 夜學 (明治十二年一月廿七日甲第三十二號達)
- 學齡調査法 (明治十二年四月一日)
- 學校建築心得
- 學資金取扱規則 (明治十二年三月廿五日乙第四九號達)

右の如く第一卷が總要で一般的事、第二卷が師範學校、第三卷が中學校、而して第四卷が小學校で、第五卷が雜則となつてゐる。依つて本節に於ては主として第四卷關係及び其の他にして小學校に關係深きものに就き、其の必要によつて精略適當に紹介して當時の狀況を知ることにした。尤も學則以

外に布達された事項なども併せ眺めて行くこととする。

三 學 區

學則第一卷第一章に學區の制定が示されてゐる。即ち熊本縣は全國七大學區の中、第五大學區内に屬してゐる、縣内を七中學區に分ち之を更に左表の如く小學區に分つてゐる。一中學區に中學を一校宛一小學區に小學校一校づゝの計畫であつたわけであるから、現在の中學校、小學校の實際に比べて、中學校は割合に少ないが、小學校は約三倍の數を豫定したことになる。普及の策としては當を得たことであつたらうし、現在のやうな一校千余人も收容する學校などは夢想もしてゐなかつたことでもあつたらう而しまた小學區の地形及び資力の關係で數小區聯合して一小學校を設けることも許されてあつた。之を小學聯區と言つてゐた。

| 中學區名 | 大區 | 地方 | 小學區 |
|------|------|------|-----------|
| 第十二番 | 第一大區 | 菊池郡 | 自第一番小學區 |
| 中學區 | 第二大區 | 鹿玉名郡 | 至第二十五番小學區 |
| | 第三大區 | 飽田郡 | |
| 第十三番 | 第五大區 | 合志郡 | 自第一番小學區 |
| | 第六大區 | 山本郡 | |

| | | | |
|------|-------|------|-------------|
| 中學區 | 第七大區 | 菊池郡 | 至第三百六十一番小學區 |
| 第十四番 | 第一大區 | 阿蘇郡 | 自第一番小學區 |
| 第十五番 | 第四大區 | 上益城郡 | 自第一番小學區 |
| | 第九大區 | 阿蘇郡 | |
| | 第十大區 | 合志郡 | |
| 第十六番 | 第十二大區 | 宇土郡 | 自第一番小學區 |
| | 第十三大區 | 五ヶ庄郡 | |
| 第十七番 | 第十四大區 | 球摩郡 | 自第一番小學區 |
| 第十八番 | 第十五大區 | 天草郡 | 自第一番小學區 |
| | 第十六大區 | | 計千四百六十七小學區 |

之より先明治八年二月二日に中學區劃改正と云ふのがあるが前學則に示されたるものと全然同一である。して見ると夫以前に今一つ學區の制定されたものがある筈であるが書類が見當らないので省く事とする。

越えて明治十二年八月十四日に更に次の通りの改正があつてゐる。

「十三番中學區の内合志郡の東端十二番中學區の中に入り、十四番阿蘇郡の西端東端十五番に屬し、十六番の北端下益城郡に斗入せしを郡界を以て相定む」
今之を分り易い爲に圖に示すと別圖の様になる。

四 小學校諸規則

○小學校規則中通則の第一條に

小學ハ六年一ヶ月ヨリ滿十四年マデノ男女ヲ入校セシメ下等小學ハ滿九年迄、上等小學ハ滿十二年マデ、高等小學ハ滿十四年迄ニ卒業スルヲ法トス

但滿十四年ヲ超ルモ未タ教科卒業ニ至ラサルモノハ尙就學セシムとある。

1 教則、これまで文部省布達のものに準じ全國劃一に施行して來たのであるが、文部省はそれが當時の地方それ々の事情に適しないことを認めて明治十一年五月之を廢して各府縣に於て之を編成する

國庫圖本



熊本縣學區地圖



○小學校規則中通過の第一條に

小學ハ六年一ヶ月ヨリ滿十四年マデノ男女ヲ入校セシメ下等小學ハ滿九年迄、上等小學ハ滿十二年マデ、高等小學ハ滿十四年迄ニ卒業スルヲ法トス

但滿十四年ヲ超ルモ未タ教科卒業ニ至ラサルモノハ尙就學セシムとある。

1 教則、これまで文部省布達のものに準じ全國劃一に施行して來たのであるが、文部省はそれが當時の地方それ々の事情に適しないことを認めて明治十一年五月之を廢して各府縣に於て之を編成する



やうに命じた。

本縣では臨時教育會議を開いて審議の上之を定めてゐる。從來の上下二等八ヶ年に對し、今回の上
下等及高等小學の三階級としてゐる。年限はやはり八ヶ年であるから、全課程としては大体前後相似た
ものであるが、之を三階級とした所などに相當地方的事情を酌んだ所がある。

右臨時教育會議に於て原案に附した説明書といふのがある。案の編制趣旨が明かにされてゐるから次
に之を示すこととする。

○ 明 說 書

凡小學ノ教則タル兒童ヲシテ普通ノ學ヲ修メシムルヲ要ス然リ而シテ其教則高尚ニ涉リ時勢人情ニ適
セサレハ人民却テ之ヲ否ミ就學スルヲ好マス況ヤ當縣ノ如キ内國ノ西隅ニ位シ文運未タ普ク開通セス
故ニ僻郷寒村ノ地ニ至テハ從來ノ教則ヲ目シテ高尚トナシ就學ヲ欲セサルモノ少ナカラス之ヲ本年學
事統計表ニ據ルニ學齡人員十五萬四千百十九人ノ内就學者五萬三千四百三十二人不就學者十萬〇〇六
百八十七人ニシテ凡學ニ就クモノ學齡三分ノ一ニ過キス畢竟客年兵亂ノ余トハ雖モ抑又人民ノ歸向セ
サルニ依レリ故ニ普ク兒童ヲシテ學ニ就カシメント欲セハ先其教則ヲ改正シ勉メラ土地人情ニ適スル
ヲ要ス蓋是今般文部省ニ於テ小學校教則ヲ廢シ各府縣ニ任スル所以ナク今之ヲ改正ニ膺テ先各府縣ニ
於テ改正シタル教則ヲ參考スルニ或ハ正科尋常簡易科ニ分ツ其簡易科ヲシテ村落ノ教則トスルアリ然

ルニ村落中ニモ余裕アルモノアリテ簡易ノ學科ヲ好マズ直チニ正科ニ入ルヲ欲スルモ入ルヲ能ハス或ハ正科豫科ノ兩科ヲ一校中ニ置キ其父兄ノ望ニ任セ其ノ科ニ入ラシムモアリ然ルトキハ其教場ヲ増スノミナラス從テ費用モ嵩スルナレハ學資不充分ノ地ニハ容易ニ施シ難カラン又村落ニ等級ヲ立正科尋常科簡易科ト其校位ニ從ヒ定ムルアリ是又一村落中悉ク貧者ニ限ラス一市街中皆富者ニ非ラサレハ之ヲ分別スル大ニ難スル所ナリ故ニ少シク差アルモ之ヲ平均シ可成的簡易ノ教則ヲ立ルニ如カス

此ノ教則ヲ立ルニ膺リテ先當縣人民就學ヲ欲セサル所以ヲ原スルニ農工商ノ子弟タルモノ多クハ十年乃至十一年位ニシテ其父兄ノ力作ヲ助ケ又ハ職工ニ從事スル者多シ故ニ滿十四年迄ノ就學ヲ程遠ク思ヒ自然半途退學スル者少カラス是畢竟教則ノ高尚ト卒業年數ノ長キニ歸セサルヲ得ス

之ニ依テ今般改正ノ教則ハ上下二等ニ分チ各六級トシ每級六ヶ月ニシテ在學六年ノ修業トナス即滿六年ヨリ始リ滿十二年ニ終ル故二十年ニシテ退學セント欲スルモ半年ヤ一年ノ差ナレハ其父兄タルモノ必ズ奮發從學卒業ヲ期スルモノアラン然而シテ上下等小學卒業ノ上尙余裕アル者ハ更ニ高等ノ科ニ進メ滿十二年ヨリ滿十四年マデ從學卒業トナサハ退學變シテ進學ノ基トナリ其簡且便ニシテ却テ正科豫科簡易科ノ數種繁雜ノ患ヲ免カル、庶幾カラシカ是本案ヲ起草スル所以ナリ

尙念のために之を明治五年の學則による小學教則と比較すると次のやうになる。

○ 小學教則新舊比較表

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 舊制小學 | | | | | | | 新制小學 | | | | | | | | | | | | | |
| 學 小 等 上 | | | | | | | 學 小 等 下 | | | | | | | | | | | | | |
| 第 一 級 | 第 二 級 | 第 三 級 | 第 四 級 | 第 五 級 | 第 六 級 | 第 七 級 | 第 一 級 | 第 二 級 | 第 三 級 | 第 四 級 | 第 五 級 | 第 六 級 | 第 一 級 | 第 二 級 | 第 三 級 | 第 四 級 | 第 五 級 | 第 六 級 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 十 三 歲 ヨリ | 十 二 歲 ヨリ | 十 一 歲 ヨリ | 十 歲 ヨリ | 九 歲 ヨリ | 八 歲 ヨリ | 七 歲 ヨリ | 六 歲 ヨリ |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 學 小 等 高 | | | | | | | 學 小 等 上 | | | | | | | 學 小 等 下 | | | | | | |

之によつて按ずるに

○當時の本縣の情勢としては上下等二段として八ヶ年制の學校は不適當であつたらしい。

○十一、二歳頃になると家事手傳として中途退學者が多かつたやうである。

○それでそれ等の實狀に應ずるため、上下等六ヶ年として十二歳で上等小學を終るやうに編制したのである。

一段落の教育はこゝで一纏りをつけやうといふ腹である。

○更に進まんとするものゝ爲に更に二ヶ年を取つて高等小學としたのであるが、上等小學で飽き足らないで今一步進まうといふ程のものはその二ヶ年の中で中途退學などのものは少からうといふ見込のやうである。

○要するに大きな單元の教育案でなくて、第一階(下等)第二階(上等)第三階(高等)と小刻みに而も一完結を遂げられるやうに組織し、各資力に應じて適度に進ませやうといふ考へである。

2 各級の課程 從來のに比しては稍細かに定められてゐる。科目なども幾分變つたのがあるけれども、大体に於て同一年齡(級で比較することは都合わるいから)では其の程度は似たものである。

茲では各等各級に亘り從來のものと比較研究するまでの餘裕を有しないから之を止め、今回新に設けられた高等小學の教則だけを掲げて右教則の大体を察することにした。尤も此の高等小學は從來の上等小學の上に更に二ヶ年分を加へたのではなく、從來の上等小學の四級以上に相當するものであること

を承知して見るべきである。

○高等小學教則

例言

第一條 讀物ハ凡テ生徒ヲシテ自讀セシメ生理學、博物學、地理學等ノ如キハ必ず圖ヲ示シテ之ヲ教フ

第二條 語記ハ輪讀輪講ノ課ニシテ學ビシ書籍ヲ教フ因テ別ニ書名ヲ掲ケズ

第三條 作文及算術ハ時々宿題ヲ與フルコトアルベシ

第四條 教則ニ揭示スル毎級ノ諸課ハ必ず同一ニ習熟セシメ勉メテ同級ヲ終ヘシムルヲ要ス

高等小學教則

一 高等小學ハ上下等小學科卒業ノ上猶修學スルモノ、爲メ別ニ之ヲ設クルモノトス

一 高等小學ハ齡十二年一ヶ月ヨリ滿十四年ニ終リ在學二ヶ年トス

一 課程ヲ分テ四級トシ毎級六ヶ月ノ修業ト定メ第四級ヨリ次第ニ進ミ第一級ニ至テ終ル

但シ學力ノ進否ニ由リ斟酌増減スルコトアルベシ

一 毎級卒業ノモノハ試業ヲ經及第ノ者ハ昇級セシメ落第ノ者ハ其ノ級ニ止ム

一 全科卒業ノ後温習時間ハ凡三ヶ月トス

一 修業ノ時間ハ毎日五時間ト定ム

高等小學課程

| | | |
|-----|--------------------|--------------------|
| 第四級 | 輪讀 日本地誌要略ヲ教フ | 書學 前級ニ同シ |
| | 輪講 日本文典ヲ教フ | 體操 |
| | 語記 | 第二級 |
| | 作文 書讀文及記事文ヲ綴ラシム | 輪讀 輿地誌畧卷之五迄ヲ教フ |
| | 復習 一週間ニ學ビシ所ヲ溫習セシム | 輪講 小學生理書ヲ教フ |
| | 算術 單比例ヨリ按分遞折比例迄ヲ教フ | 作文 記事文及論說文ヲ綴ラシム |
| | 習字 楷書ヲ習ハシム | 復習 前級ニ同シ |
| | 書學 諸物寫生 | 算術 開平開立對數用法及求積法ヲ教フ |
| | 體操 | 習字 細字楷書ヲ習ハシム |
| 第三級 | | 書學 前級ニ同シ |
| | 輪讀 國史學要ヲ教フ | 體操 |
| | 輪講 小學化學書ヲ教フ | 第一級 |
| | 語記 前級ニ同シ | 輪讀 輿地誌畧卷ノ六ヨリ十迄ヲ教フ |
| | 作文 前級ニ同シ | 輪講 博物小識及經濟入門ヲ教フ |
| | 復習 前級ニ同シ | 語記 |
| | 算術 連鎖和較比例及平均損益ヲ教フ | 作文 前級ニ同シ |
| | 習字 前級ニ同シ | 復習 前級ニ同シ |

算術 數學級數度學級數及幾何學ヲ教フ
 習字 速寫
 書學 幾何書學ヲ教フ

記簿 單記法ヲ教フ
 體操

3 其他

○又小學校通則同第二條に
 種痘或ハ天然痘ヲ爲サ、ル者ハ入校ヲ許サズ
 とある。

○第八條に授業料の等級を示してある。
 一等 一ヶ月 二十錢 二等 一ヶ月 十五錢
 三等 全 十錢 四等 全 六錢
 而して尙山間僻陬の村落は情況により八等に分つことも許されてゐた。又至貧の者の免除の制もあつた。

○休日、は左の如く定められてゐる。夏休暇が設けられたのは此の時からである。
 孝明天皇祭 一月三十日 神武天皇祭 四月三日
 紀元節 二月十一日 神嘗祭 十月十七日

| | | | | |
|-----------|---------|------------------|---|----------|
| 天 長 節 | 十一月三日 | 冬 | 日 | 自十二月二十六日 |
| 新 嘗 祭 | 十一月廿三日 | 毎 日 曜 日 | 日 | 至十一月五日 |
| 春 季 皇 靈 祭 | 春 分 日 | 完 期 卒 業 試 驗 後 | 日 | 三 |
| 秋 季 皇 靈 祭 | 秋 分 日 | | 日 | |
| 夏 日 | 自八月三十一日 | 右ノ外臨時休業ハ其時ニ揭示スベシ | 日 | |

○試験は四種に定められてゐる。月次試験は毎月末に、定期試験は毎期末即各級の終末試験で四月と十月、卒業試験は下等より上等へ、上等より高等へ、更に高等より中學へ進む際に施行されるもの集合試験は春秋二期各中學區毎に區内の優秀生徒のみを集めて行ふ一種の比較試験である。

○小學校教則の第六章に諭戒條例といふのが定められてゐる。當時の訓育態度がよく窺はれる。

○諭戒條例

- 第一條 第一項 授業時間ニ後レタル者
- 第二項 妄リニ校中ヲ奔走シ或ハ大聲高笑ナス者
- 第三項 教師ノ許可ナクシテ書籍器械等妄リニ貸借交互スルモノ 但兄弟姉妹互ニ用ケルハ此ノ限リニアラス
- 第四項 斷リナク他人ノ物品ヲ用ケル者
- 第五項 課業必用ノ物品ヲ遺忘スル者
- 右條項ヲ犯ス者ハ衆生徒ノ前ニテ訓諭ヲ加ヘ減點一個ヲ日課表ニ付スヘシ
- 第二條 第一項 他ノ勤學及ヒ自主ヲ妨ル者
- 第二項 墻壁及屋上ニ上リ危險ノ游戲ヲナシ諸器物ヲ毀損シ樹木ヲ斬折スル者

- 第三項 瓦石土塊等ヲ擲ツ者
- 第四項 戸壁等ニ樂書シ及建築物工瑕付リ者
- 第五項 人ヲ誹謗スル者
- 第六項 喧嘩口論スル者
- 右條項ヲ犯ス者ハ衆生徒ノ前ニテ訓諭ヲ加ヘ退校時間後三十分間留置減點二個ヲ日課表ニ付スヘシ
- 第三條 第一項 鑑札及課業必用ノ品物ヲ途中ニ遺失スル者
- 第二項 校内或ハ途中ニテ人ヲ打擲毀傷スル者
- 第三項 他人ノ物品藏匿スル者
- 第四項 自己ノ私意ヲ挾ミ他生ヲ煽動スル者
- 右ノ條項ヲ犯ス者ハ衆生徒ノ前ニテ訓諭ヲ加ヘ退校時間後一時間留置減點五個ヲ日課表ニ付スヘシ
- 右ノ如ク定ムト雖宜ク其事實ノ輕重ヲ酌量シテ之ヲ處分シ務メテ公平ヲ要ス

之を通覽して次のやうなことが感ぜられる。

イ、各學校が自立的に經營されることに信頼しかねた爲でもあらうか、事實こゝまで示さなければ運営出來なかつたのだらうか、兎に角随分細かな點まで指示したものである。

ロ、所謂操行なるものを成績點數に表はすことについて簡単な解決をしたものである。現在では修身科の成績に日常操行の成績を加味することの良否、方法の問題など充分論議されるものであるが、當時としては前掲の如く極めて簡單明瞭である。遅刻すれば一點引かれる。喧嘩すれば二點引かれる。教科書でも忘れたら五點減せられる、腕白な連中は半年の後には點數がマイナスになつたこと

であらう。

ハ、衆生徒の前で訓諭したことも、或はある時間留置なども、皆懲戒の色彩の明瞭であつたことを示してゐる。

ニ、罰の方のみ考慮されて、操行上に於ける賞の方を眼中に置かず、而して賞と言へば學科試験の優秀なるものゝみに限られたことなども考へさせられる事實である。

五 教 員

一 教員の種類、資格、任免 學則に示すところは次の通りである。授業生試補といふ補助教員が上等小學二級以上の者、今で言へば尋常五年卒業程度のものから撰抜採用した等は當時の程度の低かつたこと、智識階級の人の少なかつたことを證してゐる。尤もその實力は今の五年卒業者等より高い方面もあつたと察せられる。

○教員並授業生取扱假規程

- 第一條 教員ノ名稱ヲ分テ二トス外ニ授業生及試補ヲ設ク其目左ノ如シ
 - 第一 訓導
 - 第二 訓導補
 - 第三 授業生
 - 第四 授業生試補
- 第二條 訓導ハ師範校全科卒業セシ者ヲ任用シ之ヲ各學校ノ教員ニ充テ其月俸官撰ニ係ル者ハ官給トシ民撰ニ係ル者ハ民給トス
- 第三條 訓導補ハ本縣師範校ニ於テ全科卒業セシ者ヲ任用シ之ヲ各小學校ノ教員ニ充テ其月俸官撰民撰ニ關セス渾

テ民給トス

第四條 授業生ハ本縣師範校ニ於テ一級或ハ二三級ヲ卒業セシ者ヲ便宜ニ撰舉シテ各小學校教員ノ補助ニ充テ其俸給民費ニ出ルモノトス

但師範校養成ノ生徒ナキトキハ便宜他ノ者ヲ撰舉シテ教員ニ充ツルモ妨ケナシ

第五條 授業生試補ハ上等小學二級以上ノ生徒中學業優秀行狀方正ナル者ヲ便宜撰抜シテ小學教授ノ補助ニ充テ其給料民費ニ出ルモノトス

第六條 教員及ヒ授業生取扱規程前條ノ如ク定ムト雖モ其功勞ニヨリテハ順次階級ヲ進ムルコトアルベシ

但シ授業生試補ノ階級ヲ進ムルトキハ臨時師範校ニ於テ其學業ヲ試験ス

第七條 教員及授業生等ノ任免陞降ハ渾テ縣廳ニ於テ之ヲ處分ス

第八條 各小學校ニ於テ教員授業生及試補ヲ採用セント欲スル者ハ區長學區取締等連署ノ上縣廳ニ具狀スベシ

第九條 授業生ハ滿十八年以上ニシテ其學識品行兩ナカラ備ル者ニ限ルヘシ

第十條 師範校卒業ノ證書ヲ所持セサル者ニシテ授業生ニ撰拔セント欲スルトキハ區長學區取締立會ノ上督業訓導ニ於テ其學力ヲ試験シ之ニ履歷書ヲ添ヘ具狀スベシ

但督業訓導ヲ置カサル以内ハ派出訓導補ノ内ヲ以テ之ヲ執行セシム

第十一條 授業生ノ試験法左ノ如シ

- 史學 萬國史略又國史要中壹枚乃至二枚ヲ撰ミ之ヲ講讀セシム
- 日本外史又ハ十八史略中凡半枚ヲ撰ミ之ヲ譯解セシム
- 地學 輿地誌略又ハ日本地誌略中二枚乃至三枚ヲ撰ミ之ヲ素讀セシム
- 理學 物理全誌中半枚乃至一枚ヲ撰ミ之ヲ素讀セシメテ後其要領ヲ質問ス
- 算學 分數術迄ノ設問三題トス

作文 通常書簡文一篇ヲ作ラシム
習字 楷行草ノ三体ヲ書セシム

第十二條 教員其ノ他ノ撰舉具狀書式如左 書式略

第十三條 教員授業生及試補トモ渾テ任用セシ上ハ容易ニ辭職ヲ許サス若シ事故アリテ辭職ヲ乞フ者ハ區長學區取締等ニ於テ其實實ヲ取糺シ止ムヲ得サル分ニ限り副書ヲ以テ縣廳ニ中立ベシ

第十四條 各學校ニ於テ教員及授業生ヲ轉任セシメント欲シ甲乙兩大區ニ係ルトキハ兩區ノ區長學區取締協議ノ上左ノ書式ノ如ク記載縣廳ヘ具狀スベシ
書式之ヲ略ス

(備考 以下第廿條迄あるも略す)

女教員は本期の初頃から僅かではあつたが統計表に姿を見せてゐる、明治七年のに十二番中學區熊本に一名、十四番中學區阿蘇地方に一名擧げられてゐる。次いで明治八年になると十二番中學區に十三人十四番中學區にやはり一人、私學に四人表はれてゐる。

かくして時に増減はあつたけれども大体に於て漸次増加して第三期に至つては余程其の數を増すことになつた。

2 教員の職務、心得 之等についても學則の中に明細に示されてゐる。明治九年に發布されたものは本期の中、戦前の状況のところを紹介して置いたが、本學則に示されたものは數項類似のものがある外大分異なつた方面について規定されてゐる。特に眼立つてゐるのは男女それぞれ取扱を異にすべきこと

との具体的注意が數項擧げられてゐるが如きことで、これは女生徒が漸次増加して來た爲めにこれまで男生徒に附帶したやうな取扱をしてゐた女生徒に對し特別の考慮を拂ふやうになつた顯著な進歩と見ねばならぬ。参考のため全文を掲げて見よう。

○ 教員及授業生職務並心得

第一節 教員及授業生職務

第一條 教員ノ職任タル専ラ生徒ヲ教育スルニアリ而シテ其ノ生徒タル小學中學師範學ノ別アリ故ニ之ニ從事スル者ハ其ノ成規ト教則トニ遵ヒ丁寧教授スヘシ

第二條 授業生及試補ハ教員ニ副貳ス

第三條 勉メテ生徒ノ行狀ヲ改良ナラシメ兼テ攝養衛生ノ事ニ注意スヘシ

第四條 教育行届カサレハ上下ニ對シ其責ニ任ス

第五條 教則及授業ノ方法其他教育上ニ關シ意見アルトキハ之ヲ具狀スルヲ得

第六條 教員取扱ノ事務左ノ如シ

第一 規則ニ遵ヒ試業ヲナス事

第二 生徒ノ勤怠ヲ檢スル事

第三 生徒人名簿及課業表等ヲ製スル事

第四 授業上ニ屬スル書籍器械等ヲ保全スル事

第五 生徒階級ノ順次ヲ明ニスル事

第二節 教員及授業生心得

第七條 教員ハ只學術ヲ授クルノミニ止ラス専ラ教育ヲ主トシテ徳性ヲ訓練智識ヲ發達セシムルノ重任ナレハ言行端正ニシテ生徒ノ模範トナリ其生徒ノ善惡賢愚ハ已カ導ル如何ニアルト顧ミ一舉一措必ス輕忽ニセズ自然教化ニ卒僊ナラシムルヲ要ス

第八條 人ヲ教導スルニハ嚴酷ニ過キス寛柔ニ流レス勉メテ其中ヲ得ルヲ要ス

第九條 幼稚ノ者ハ心志未タ定マラス多クハ物ニ倦ミ易キモノナルハ宜シク之ヲ鼓舞作興シ快樂ノ精神ヲ養ヒ以テ健康ヲ保チ勉強ニ堪ヘシムルヲ要ス

第十條 成年ノモノハ怠惰ニ流レ動スレハ暴慢ニ移リ易キ者ナレハ欠席遲參ノトキニハ篤ト其事情ヲ糺シ放縱粗豪ナル者ニハ説諭ヲ加ヘ勉テ改良ナラシムルヲ要ス

第十一條 生徒ヨリ質問ヲ受クルトキハ決シテ曖昧ノ答ヲナスヘカラス若シ疑シキ事アラハ之ヲ先進者ニ質シテ而シテ後ニ教ユ可シ

第十二條 兒童ヲ導クニハ自ラ男女ノ別アリテ男ハ溫良ニシテ剛毅ナラシメ女ハ寛厚ニシテ貞順ナラシメン事ヲ要ス故ニ修業余暇ニハ古來仁人義士賢女節婦ノ事ヲ演説スヘシ

第十三條 兒童ノ性質ヲ識別スルハ最緊要ノ事トス故ニ起坐游戲ノ間ニ於テ之ヲ觀察シ狂進ノ者ハ之ヲ矯正シ逡巡ノ者ハ之ヲ勸誘シ以テ其中ヲ得セシメ丁寧董陶之ヲシテ從容自適喜テ學ニ進マシムルヲ要ス漫ニ督責ヲ加フヘカラス

第十四條 生徒ヲ待スルニ一般公平ヲ主トス假ニモ依怙最負ノ沙汰アルヘカラス

第十五條 生徒攝養健康ニ注意シ体操游戲ヲナストキハ之ヲ監護シ粗暴ヲ制シ傷害ヲ防クヘシ

第十六條 女兒ハ骨格軟弱ナルヲ以テ体操游戲モ自ラ男兒ト異リ羽子鞠取等ヲナスヘシ故ニ其游戲場ヲ分チ必ス混同セシムヘカラス

セシムヘカラス

第十七條 男女校ヲ分ツハ固ヨリ教育ノ本意ナリト雖不得已トキハ教場ヲ異ニシ或ハ坐位ヲ異ニスルモ妨ケナシ

第十九條 生徒中顔面手足ヲ汚ス等ノ所爲ナキ様注意シ若シ之レアルトキハ速ニ洗除セシムヘシ

第二十條 教鞭ハ掛圖ヲ示シ字書ヲ指スノ具ナレハ決シテ之ヲ以テ生徒ヲ指揮シ或ハ警箠スヘカラス

第二十一條 言ハ急遽ニ發スヘカラス急遽ナルハ音調清朗ナラス清朗ナラサレハ必ス聞得サル者解シ得サル者再三問フ者アリテ遂ニ教場ノ紛擾ヲ生スルニ至ルモノナレハ宜ク注意スベシ

第二十二條 生徒數日缺席故ナキ事ト認ムルトキハ其朋友ヲ以テ之ヲ促シ尙用ヒサルトキハ自ラ之ヲ呼ビ懇篤説諭ヲ加ヘ或ハ學區取締及戸長等ニ通報シテ其父兄ヘノ督責ヲ求ムヘシ

第二十三條 都テ規則ハ常才ヲ待ツノ法ナレハ傑出異常ノ生徒ハ必シモ是以束縛セス或ハ其階級ヲ進メ或ハ其状態ヲ具申スル等能々注意スベシ

六、獎 學

學制頒布後數年しか經つてゐないし、加ふるに明治十年の役によつて攪亂された後を受けてのことではあるし、學校設立獎勵補助、生徒の就學獎誘等については銳意力を注いだやうである。

1. 小學學齡調査心得 明治十二年四月一日これが發布されてゐる。

○學區取締、戸長、校務係などは戸籍帳に就き毎月之を調査し、一月と七月には調書を製して郡區長へ出し、郡區長は更に縣廳へ出すやうになつてゐる。

○不就學の者には書面によつてその就學を獎誘する

○父兄からの回答書につき其の實否を確かめ、若し事故に托して就學しないものについては懇篤に説諭し、尙肯せなければ郡區長に報告するやうになつてゐる。

○就學者でも缺席十日以上に及ぶ時は當人を督勵し、或は父兄を獎誘して出席させる。

などの獎學上の規定であつて、學校教員も勿論之に關係してゐるなども、校外の關係者が随分骨を折つたものと察せられる。

2. 學區取締職務心得 曩に明治八年、學區取締事務章程といふのが出てゐる。學校設立就學獎勵、更に之等に伴ふ經費問題等につき極めて詳細丁寧なものであつたが、今回十二年八月改定發布になつたものは、服務事項をずつと概括的に述ぶると共に其の内容に餘程監督的色彩を強くして來たやうである而して其の事務内容を檢すると、後の視學や學務書記のやうなことに當るやうである。

○學區取締職務心得

第一條 學區取締ハ學制並ニ本縣學則ノ旨ヲ遵守シ學事興隆ナラシムルヲ要ス。

第二條 公立學校教員ノ能否ヲ監シ該町村協議ノ上其進退郡區長ヲ經テ縣廳ヘ具狀スベシ。

第三條 校則教則其他學事ニ關シ意見アルトキハ郡區長ヘ申出郡區長其意見書ヲ添ヘ縣廳ヘ上申スヘシ

第四條 掌管事件ノ大略ヲ示ス左ノ如シ。

第一 學校廢立其他學事ニ關スル諸願何而調査及奥書ノ事

第二 學校事務及書籍器械整頓ノ事。

第三 學齡調査不就學者獎誘ノ事。

第四 學事統計表編纂ノ事。

第五 各校費豫算表編製ノ事。

第六 學校巡回學事監督ノ事。

第七 生徒學業進否視察ノ事。

第八 生徒ノ試験ニ立會及第者ニ進級證ヲ授與スル事。

第九 學業拔群進歩及學事奇特者具狀ノ事。

第十 學校教員歸省願認可ノ事。

第十一 學校教員囑任解職ヲ其校ヘ通達スル事。

第五條 學事ヲ興隆ナラシムルニハ興學盛衰ノアル所ヲ父兄ニ懇諭シ詢々獎勵シテ邑戸不學ノ徒ナカラシムルヲ要ス。

第六條 公立學校ノ設立ハ只其多キヲ欲シテ維持ノ方法立サレハ屢廢合スルノミニシテ到底其隆盛ヲ期シ難シ。故ニ空シク土地人民ノ景況生徒便學ノ便否ヲ謀リ設立セシムルヲ要ス

第七條 訓導授業生多年職務ヲ勉勵シ著シキ實効ヲ奏セシ者カ或ハ學資ヲ寄附シ其他學事ニ格別勤勞セシ者等ハ其事由ヲ詳細取調郡區長ヘ申出郡區長ヨリ縣廳ヘ開申スヘシ。

第八條 各校巡回ノ節ハ専ラ左ノ條件ニ注意シ其意見アルトキハ郡區長ヘ申出郡區長ヨリ縣廳ヘ開申スヘシ。

- 第一 民心自學ノ景況及學校ノ盛衰。
- 第二 教場ノ位置及書籍器械等ノ整否。
- 第三 學業ノ進否及授業方ノ良否。
- 第三 生徒欠席及不就學ノ事故。
- 第五 學事ニ障礙アル事故。
- 第六 生徒行狀ノ良否及遊戯上益害ノ有無。
- 第七 授業用ノ書籍器械自辨シ得サル者ノ有無及其多少。
- 第八 褒賞ヲ旌表スヘキ者ノ有無。

第九條 學區取締ハ書記ノ本給アルヲ以テ別ニ俸給ヲ與ヘス。

第十條 旅費日當ハ渾テ郡區役所ヨリ領受スヘシ。

七 經費、給與

1. 罹災學校再築補助 十年の役に際し火災等により被害ありし學校の再築を助くるため明治十一年四月、縣は補助金の配布をしてゐる。勿論機宜至極の措置である。其の數三十七校、此の建物二千四百二十四坪五合三勺とあつて、一坪につき三圓八十錢の割、合計九千二百拾參圓貳拾壹錢四厘といふ額になつてゐる。多きは一校千二百餘圓、少きは五十七圓の補助を受けてゐる。財源は無論小學補助金（別名御委託金）である。

其の後六月に至り更に特別の詮議を以て火災風災に罹りたる小學校へ左の割合をもつて補助されてゐる。

○補助金下渡割合

- 一、火災燒燼ノ學校 建坪一坪ニ付 金貳圓ヅ、
- 一、風災覆倒ノ學校 建坪一坪ニ付 金壹圓ヅ、
- 一、同 大破ノ學校 建坪一坪ニ付 金五拾錢ヅ、
- 建坪ト稱スルハ舊建坪ニシテ新築ノ分ニアラズ
- 但二階坪數ハ算入セス

2. 公立學校學資金 學校設立、教育振興が一時的のものでなく、所謂國家百年の大計であるべきだのに學制發布以後の管下の狀況は一時非常な勢をもつて普及したのであるけれども、村落地方では經費難を感じ、又貧家の子弟などは就學も困難なる狀況であつた。殊に明治十年の役及大風による被害等によつて再起の資力に堪へなかつたものなどもあつたやうである。之等を救ふ一つの方法として前項の補助なども施されたものである。斯かる狀況に遭遇した縣當局は教育事業の永遠性、持久力に着眼して、十二年三月「公立學校學資金取扱心得」なるものを制定して布達してゐる。其の緒言に於て趣旨を明かにしてゐる。

緒 言

學事ヲ興隆スルハ良教師ヲ得ルヲ以テ主トスト雖校舍ノ完全書籍器械ノ整備亦得テ欠クヘカラス而シ

テ此ノ數者ノ請求總テ學資ニ關セザルヲ得ス其ノ學資ノ如キハ人民各自ノ子弟ヲ教育スルノ費途ナレバ人民之ヲ負擔スルハ素ヨリ其義務ナリ然リト雖邊陲僻遠ノ地ニ至ツテハ未タ學問ノ何タルヲ知ラス偶之ヲ知ルモ貧困ニ苦ムノ徒アルヲ以テ年々文部省ヨリ補助トシテ若干金ヲ下付セラル然ラバ則之ヲ主管スルモノ此ノ意ヲ休シ維持ノ方法ヲ確定セサレバ一旦開校スト雖竟ニ閉校廢學ニ至ルヤ必セリ然リ而シテ其ノ維持ノ方法ヲ要スルニ一年度中支出スベキ若干ノ費額年々生出スル確實ノ資本ヲ起スニ在ルノミ冀クハ各郡區町村ニ於テ其方法ヲ協議シ一旦非常ノ變アリト雖之ニ躓クコトナク維持保續シテ官ノ補助ヲ仰カス益隆盛ナラシメハ能ク其職分ヲ盡スト謂可シ是今般學資取扱ノ方法ヲ設クル所以ナリ

而して其の「取扱心得」は十三條に亘つて規定されてゐる。その中第一、二條だけを次に示さう

第一條 公立學校學資金ハ寄附金 生徒受業料、及協議費等ノモノヲ云フ

但學校ノ諸經費ハ寄附金利子受業料及協議費等ヲ以テ支消スベキモノトス

第二條 寄附金ハ渾テ學校維持ノ資本トシテ之ヲ増殖セシムルヲ要ス漫リニ諸經費ニ支消スヘカラス

若シ非常ノ事アリテ不得止一時操替支出ヲ要スル時ハ他日辨償ノ見込ヲ立テ郡區長ノ認可ヲ受ケ之ヲ處分シ其旨縣廳ヘ開申スヘシ

3 俸給 教員及授業生の等級及俸給は學則總要第五章に左の如く定められてゐる。

| | | | | | |
|----|---------------|----------------|--------------|--------------|--------------|
| 種類 | 一等訓導 | 二等訓導 | 三等訓導 | 四等訓導 | 五等訓導 |
| 訓導 | 自二十七圓 至三十圓 | 自二十三圓 至二十五圓 | 自十七圓 至二十圓 | 自十三圓 至十四圓 | 自十一圓 至十二圓 |

| | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 種類 | 一級訓導補 | 二級訓導補 | 三級訓導補 | 四級訓導補 | 五級訓導補 |
| 訓導補 | 十圓 | 九圓 | 八圓 | 七圓 | 六圓 |

| | | | | |
|-----|-------|-------|-------|----------------|
| 種類 | 一級授業生 | 二級授業生 | 三級授業生 | 授業生試補 |
| 授業生 | 五圓 | 四圓 | 三圓 | 自二圓一錢 至二圓五錢 |

其の支給法にも細かに規定があるが、その重なるものゝ要點だけを擧げると左の通りである。

○給額は相對的約定によつて減額することが出来る。

○父母病氣のため歸省の際はその日數分だけ引去る。

○醫師の證明する病氣缺勤は

二十日以内は全額支給

四十日以内は三分の二支給

六十日以内は三分の一支給

六十日以上に及ぶも尙治愈せざる時は支給を止め其の旨開申せよといふことになつてゐる。

4 旅費 教員及授業生の旅費日當を左表の如く學則に定めてある

四三六

| 等級 | 管外並旅行 | 同滞在日當 | 管内並旅行 | 同滞在日當 | 巡回 |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|
| 訓導 | 一圓五十錢 | 三十五錢 | 六十五錢 | 三十錢 | 四十錢 |
| 訓導補 | 一圓四十錢 | 三十錢 | 五十五錢 | 二十五錢 | 三十五錢 |
| 授業生 | 一圓三十錢 | 二十五錢 | 四十五錢 | 二十錢 | 三十錢 |

○並旅行は管内外の別なく一日十里詰と定め、六里以上より一日分を給する

○管内並旅行往復三里以上六里未滿は半額支給、三里以下は不給

○巡回は一日五里詰とし二里半より一日分を給し一里以上二里半未滿は半額

其の他大体は現在の支給精神と似てゐる。

八 其他

1 私學條例 明治十一年七月、學則第五卷諸雜規の中に私學條例なるものが發布されてゐる。これが發布されるまでには當時の消息を語る種々の經緯があり、發布後もそれが續いてゐる。その事情を概説して置かう。

學制の頒布と同時にそれまでの唯一の普通教育機關であつた寺小屋と私塾は大部分閉鎖されてしまつた。但し其の中には表面廢止して、實際は内々生徒を收容してゐるなどのことはあつた。學制も勿論私學を認め一定の條件に適ふものは之を許可する精神であつた。學制第四十三章は之を規定してゐる。

ところが明治六七年と進んで公學が組織立ち内容が充實して來る割合に私學(多くは小學方面)は之に伴はざるものも生じ、縣當局としては私學の取締に稍注意しはじめた。一方生徒の方では如何なる都合か地方によつては公學を嫌ひ、却つて私學に向ふものが多かつたりする現象さへ見られた。縣としては私學に對して内容が公學と同様であるやうに等督勵しつゝ、年を経て明治十一年に至つた。

明治十一年三月縣としては私立學校の亂設を防ぐ意味で次のやうなことを文部省に伺つて見た。

○私立學校開業差止之義伺(明治十一年三月八日)

當縣下各區小學校去ル明治七年以來追々設立候處兎角舊習ニ固着シ學規整然タル公立學校ヲ嫌ヒ私學開業願出候者往々有之右ハ學制中公私ノ學校ハ願ニ依リ許可相成ベキ筋ニ候得共私學開業ノ爲メ公立學校ノ衰微ヲ來シ學政施設上不都合ノ義有之候間自今公立學校設立無之區ヲ除クノ外私立學校開業願出候節差止不苦哉此段相伺候也

即ち公學のない地方だけ私學を許したいといふ大制限の方針であつた。ところが文部省は之に對して同三月十九日附にて

書面公立學校設立無之區ヲ除ク之外タリトモ私學開業差止候儀不相成候事

といふ達しが來てゐる。

そこで本縣では十一年七月、前に述べし如く學則の一部として「私學條例」なるものを制定し之で私學の向上整備を計ることにした。それが私學に就ての最初の規程と思はれるから次に全文を掲げる

○ 私學條例 (明治十一年七月十九日)

四三八

- 第一條 凡私學私塾ヲ開業セント欲スルモノハ本縣學則第一卷第二章第七條文例ニ準シ願書正副二通縣廳へ差出シ許可ヲ受ク可シ
- 第二條 私學私塾開業ヲ初メ一切開申スル所ノ願書ハ校主或ハ塾主ノ名ヲ以テシ該地區戶長及學區取締ノ調印ヲ受ケ差出スモノトス
但校主塾主ニテ教師ヲ兼ヌルモノハ(校塾)主兼教師ト記載スヘシ
- 第三條 既ニ開業許可ヲ受ケタルトキハ左ノ書式ノ如ク標札ヲ掲クヘシ
書式略ス
- 第四條 生徒ハ年齢ノ制限ナク其望ニ任スト雖モ學齡ノ子弟ヲ教授スルハ必ス本縣小學定則ヲ遵守スヘキモノトス
- 第五條 外國語ニ限り己ムヲ得ザル事情アリ學齡ノ者ヲシテ之ヲ專修セシメント欲シ其旨本人又父兄等ヨリ願出ルニ於テハ事實取札之上許可スル事アルヘシ
但小學定則ニ從事シ其余暇ヲ以テ之ヲ修ムルハ此限ニアラス
- 第六條 凡教師タル者師範校全科卒業證書無之モノハ本縣師範學校ニ於テ試驗ヲ遂ケ授業法完全セサルモノハ許可セサルモノトス
- 第七條 學事ニ關涉スル事ハ總テ該區學事關吏之董督ヲ受クヘキモノトス故ニ私學ノ費用生徒之員數其他教育上ニ關スル取調ヲ命スルトキハ必ス違背スヘカラス
- 第八條 學務官巡校ノ節都合ニ依リ私學ニ臨ミ學業ヲ監視スル事アルヘシ
- 第九條 條規ニ違反ノ廉アルハ勿論教育上ニ弊害アリト認ムルトキハ直ニ閉校ヲ命スヘシ
- 第十條 學校ヲ設立及ヒ之ヲ保護スルハ學區内ノ責任ナルヲ以テ其學區内公立學校ノ費用區内一般へ課スルヲ法ト

セハ校主塾主ハ勿論該校へ入學ノ者ト雖モ必ス之ヲ免ルヲ得ス

右私學條例は縣内に布達した上で同年八月七日文部省に對して其の實施方を伺つた所が文部省からは又々次の様に言つて來たのである。

伺之趣私學條例中

- 第四條 學齡ノ子弟ヲ教授スル私學ト雖必ズシモ其縣小學教則ヲ遵守スヘキ筋ニ無之候事
 - 第五條 學齡中已ヲ得ザル事情有之モノハ外國語學ニ限ラス何學修業候共不苦假令已ヲ得ザル事情無之トモ小學校ノ學力有之者又ハ小學校兼修候者ハ勿論外國語學其他何學修業候共不苦候事
 - 第六條 私學教員ハ師範學校ノ卒業證書無之トモ試験ヲ遂クルニ不及候事
 - 第九條 閉校處分ノ儀ハ其都度文部省へ可伺出候事
- 其他ノ條々伺之通

右によつて見ると文部省は此の際としては兎に角學間が普及さへすればよい。形式などか少し變る位は構はない。實質的に國民が向上さへすればよいといふ方針であつたやうである。勿論明治天皇の御誓文の「人各志ヲ得シメ」の聖旨が充分實際政治上に現はれたものと拜察することが出来る。學制そのものは劃一に過ぎたとの評を受けてゐたがその運用に當つては斯く融通の利いた状態であつたことを察せねばならぬ。

斯くて本縣はどんな都合であつたか其れから一ヶ年其のまゝに過ぎて明治十二年十月に至り再び「私學條例」を定めて文部省に伺つてゐる。その「私學條例」なるものは次の通りである。

○ 私學條例

(明治十二年十月三日何)

- 第一條 私學トハ一人若クハ數人の私財ヲ以テ開設スルモノヲ云フ
- 第二條 私學ヲ開設セント欲スルモノハ其校塾位置名稱並學科教則校塾則ヲ詳記シ教師ノ履歷書ヲ添ヘ縣廳ヘ願出許可ヲ受クベシ
- 第三條 私學開設ノ許可ヲ受ケタルモノハ門戸ニ其ノ標札ヲ掲グベシ
- 第四條 私學開設ノ後更ニ教員ヲ聘用スル時ニ本人ノ履歷書ヲ添ヘ縣廳ヘ届出ベシ
- 第五條 私學教則ヲ變更シ及校塾ヲ閉止シ若クハ移轉スル時ハ其ノ時々縣廳ヘ届出ベシ
- 第六條 學事ニ關スル願届等ノ書類ハ渾テ郡區役所ヲ經テ差出スベキモノトス
- 第七條 學務課其他學事關涉ノ官吏時宜ニヨリ校塾ヲ監視スルコトアルベシ

今回は縣としても殆ど内容に觸れないで唯其の設置廢止上の手續程度の規程を拵へたのであつた。然るに丁度此の年九月學制が廢せられて教育令が發布された爲に之に抵觸する點があるといふので書類は一先づ返却といふことになつた。

そこで縣としては更に案を立て直した。この事は教育令發布以後のことと第三期に屬する事實であるけれども行懸り上そこまで述べて一纏りをつけて置くことゝしよう。

即明治十二年十一月二十二日更に伺つた私學條例なるものは次の通りである。

○ 私學條例

(明治十二年十二月廿二日何)

- 第一條 私學ハ教育令ノ旨ヲ遵守シテ開設スルモノトス
- 第二條 私學ヲ開設スルモノハ其校塾位置名稱並學科教則ヲ詳記シ郡區役所ヲ經テ縣廳ヘ開申スベシ
- 第三條 學則ヲ變更シ校塾ヲ閉止及移轉スル時ハ郡區役所ヲ經テ縣廳ヘ開申スベシ
- 第五條 學事關涉ノ官吏教育上ノ事件調査ヲ要スル時ハ速ニ之ニ應スベシ
- 第六條 學事關涉ノ官吏臨時校塾ヲ巡視スル時ハ之ヲ拒ムヲ得ス
- 第七條 就學生徒ノ員數ハ毎年一月兩度ニ郡區役所ヲ經テ縣廳ヘ開申スベシ

之に對して文部省からは十二月八日「伺之通」といふ許可があつてゐる。

2 夜學規則 明治十一年一月廿七日、學則の一部として夜學に關する規則が公布されてゐる。その第一條に示されてもある通り、まだ向學心も今日の如く進まなかつた時代、家業手傳のため就學しないものが相當多數あつたことは當然の現象である。それに對して特別の便宜法が與へられたのが此の規則である。家業のために正規の修學が出来ないものゝためには夜學は何時の時代でも必要である。此の頃でも少し讀書算數の知識あるものゝ自宅に近隣の子弟が集つて夜學をやることは勿論行はれてゐた。此の夜學といふ特殊方法を組織立て晝間教育に代る道を開いてまでも行謂「邑に不學の戸なからしめ」ようと努めた施設は誠に親切を極めたものである。唯其の當時此の夜學實施の狀況が書類として見當らないのは惜しことである。

次に「夜學規則」のうち特に必要と認むる條項のみ掲げて見よう。

○ 夜 學 規 則

- 第一條 夜學校ハ農商ノ子弟其家業ニ關シ晝間不得止修學ニ暇ナキモノノ爲ニ設クルモノニシテ教則等モ一般小學トハ自ラ別異セサルヲ得ス
- 第二條 學期ハ毎年十月ニ始メ翌四月ニ終ル之ヲ一期トシ每期試験ヲ經テ一年ヲ卒ル
- 第三條 學區ヲ四等ニ分子毎級一期乃七ヶ月ニシテ在學併セテ二十八ヶ月トス
- 第四條 前條ノ通等級ヲ定ムト雖必シモ第四級ヨリ入ルヲ要セス其學力適應ノ級ヨリ教ユ
- 第五條 就學ハ一夜三時間トシ毎午後七時ヨリ同十時ニ止
- 第六條 入學ハ年齢十年以上ノ者タルベシ尤父兄ノ望ミニ依リテハ十年未滿ト雖モ妨ケナシ。但女子ハ當分入學スルヲ許サス
- 第七條 教場規則生徒心得並入校規則等ハ學則第四卷中ニ就テ斟酌踐行スベシ
- 第八條 校舍ハ先小學校ヲ假用ス但可成的小學教場ト別異スルヲ要スト雖狹隘ニシテ實際止ムヲ得サルニ於テハ小學教場ヲ用ユル共翌日授業ノ妨ナラサル様注意シ書籍器械等取亂スヘカラス
- 第九條 教員ハ該地小學教員ヲ以スベシ
- 第十條 教員給料ハ小學校ノ給額アルヲ以別段給セスト雖一ヶ月金貳圓以內ヲ以報酬スルモノトスベシ
- 第十一條 受業料ヲ納ムルハ學生ノ義務ナレハ一ヶ月金拾錢以上ト定メ雇人ハ家長ヨリ之ヲ納ムルモノトス但貧民ハ必シモ此限ニアラス且家長ト雖モ貧シキ者ハ出願ノ上學區取締戶長校務係等協議ノ上適宜減額スルモ妨ナシ
- 第十二條 教員報酬金及油代ハ受業料並寄附金等ノ內ヲ以消費シ其ノ他書器類一切自辨タルヘシ但課業上必要ノ器

械ハ小學校ノ物ヲ用ユルモ苦カラス。第十三條 修業証ノコト第十四條休業日ノコト。及夜學課程、夜學課業時間割ハ省畧スル

九、本期末小學校一覽

明治十一年の學事年報に縣内小學校の一覽が掲げられてゐる。當時の學校の分布、大小、設置の遲速等興味ある材料であるから示して置かう。教員數なども表示されてゐるけれども紙面の都合上之を省く大部分は一人で、熊本區や町の學校で三四人、多きは六人位である。女教員が熊本區の學校に一名又は二名在るのも注意すべきである。

明治十一年熊本縣管内小學校表

| 名稱 | 位置(郡町村名) | 設立年 | 生徒數 | | 名稱 | 位置(郡町村名) | 設立年 | 生徒數 | |
|----|----------|------|-----|-----|----|----------|-----|-----|----|
| | | | 男 | 女 | | | | 男 | 女 |
| 五福 | 飽田郡 吳服町 | 明治八年 | 二七五 | 一九三 | 本丁 | 京町本丁 | 全 | 二三一 | 九〇 |
| 慶德 | 全 山崎町 | 全 | 一一七 | 八〇 | 弓削 | 弓削村 | 全 | 二八 | 一二 |
| 一新 | 全 新二丁目 | 全 | 一五六 | 八四 | 龍龍 | 上立田村 | 全 | 三〇 | 七 |
| 一壺 | 全 内坪井町 | 全 | 一九〇 | 八二 | 下龍 | 下立田村 | 全 | 三四 | 四 |
| 手取 | 全 手取本町 | 全 | 五〇 | 五四 | 坪井 | 坪井村 | 全 | 一二五 | 二五 |
| 碩臺 | 全 南新坪井町 | 全 | 九三 | 五九 | 富長 | 京町村ノ内富長村 | 全 | 四八 | 八 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|------|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-----|----|---|
| 川口村 | 海口村 | 奧古閑村 | 護藤村 | 錢塘村 | 内田村 | 小岩瀨村 | 中無田村 | 河東村 | 河陽村 | 薄場村 | 白藤村 | 島新村 | 島幡村 | 土河原村 | 八分字村 | 會富村 | 向榮村 | 本山村 | 近見村 | | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | |
| 川口村 | 海口村 | 沖古閑村 | 護藤村 | 錢塘村 | 内田村 | 小岩瀨村 | 中無田村 | 大渡村 | 小路町 | 島新村 | 白藤村 | 島幡村 | 土河原村 | 八分字村 | 會富村 | 向榮村 | 本山村 | 近見村 | 近見村 | | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | |
| 一九〇三 | 三三七 | 八八 | 四六 | 五三 | 七九 | 四九 | 四四 | 五二 | 〇〇 | 三五 | 二七 | 二四 | 五一 | 三六 | 三五 | 七三 | 四一 | 一〇 | 八〇 | 一〇 | |
| 八 | 六 | 三 | 五 | 九 | 四 | 二 | 七 | 一六 | 一 | 一 | 八 | 七 | 八 | 二 | 三 | 三 | 三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | |
| 高江村 | 田迎村 | 出仲間村 | 重富村 | 笛田村 | 方崎村 | 樹部村 | 中莊村 | 南莊村 | 中問村 | 春竹村 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | |
| 高江村 | 田迎村 | 出仲間村 | 重富村 | 笛田村 | 元三村 | 木部村 | 木部村 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | |
| 四五 | 三三 | 二七 | 二九 | 〇一 | 二九 | 二九 | 四九 | 二〇 | 二〇 | 一〇 | 一七 | 二三 | 四五 | 六五 | 九五 | 二〇 | 三二 | 四六 | 七二 | 七二 | |
| 三 | 三 | 四 | 四 | 一 | 四 | 一 | 三 | 七 | 五 | 二 | 七 | 四 | 二 | 二 | 三 | 二 | 八 | 一 | 二 | 三 | 三 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|------|------|-----|------|------|------|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|---|
| 河内村 | 白濱村 | 野出村 | 嶽村 | 東門寺村 | 立福寺村 | 貢村 | 德玉村 | 硯川村 | 小糸山村 | 鹿子木村 | 梶尾村 | 飛田村 | 須屋村 | 麻生田村 | 山室村 | 松崎村 | 高平村 | 内芹尾村 | 花園村 | 内栴原村 | 栴原村 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 河内村 | 白濱村 | 野出村 | 嶽村 | 東門寺村 | 立福寺村 | 貢村 | 德玉村 | 硯川村 | 小糸山村 | 鹿子木村 | 梶尾村 | 飛田村 | 須屋村 | 麻生田村 | 山室村 | 松崎村 | 高平村 | 内芹尾村 | 花園村 | 内栴原村 | 栴原村 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 一〇五 | 二四 | 一八 | 二四 | 三八 | 五〇 | 五三 | 二九 | 五四 | 四五 | 五二 | 五〇 | 一五 | 四三 | 二二 | 四七 | 四三 | 三九 | 七九 | 七九 | 三〇 | 三〇 | |
| 二五 | 二三 | 三 | 二 | 四 | 七 | 四 | 八 | 一五 | 一三 | 二二 | 一一 | 一〇 | 四 | 一〇 | 一 | 一 | 二 | 三 | 三 | 三〇 | 三〇 | |
| 走湯村 | 島口村 | 白石村 | 濱田村 | 中島村 | 砂原村 | 古町村 | 春日村 | 高橋村 | 池上村 | 島崎村 | 梅洞村 | 上松尾村 | 下松尾村 | 小島村 | 半田村 | 上代村 | 近津村 | 平山村 | 盤屋村 | 全 | 全 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | |
| 走湯村 | 島口村 | 白石村 | 濱田村 | 中島村 | 砂原村 | 古町村 | 春日村 | 高橋村 | 池上村 | 島崎村 | 梅洞村 | 上松尾村 | 下松尾村 | 小島村 | 半田村 | 上代村 | 近津村 | 平山村 | 盤屋村 | 全 | 全 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | |
| 七二 | 四一 | 一六 | 四〇 | 九八 | 三九 | 五八 | 〇三 | 四〇 | 四六 | 四八 | 五五 | 七四 | 九五 | 二二 | 二二 | 六四 | 三三 | 二九 | 二五 | 二五 | 二五 | |
| 三 | 四 | 五 | 一 | 六 | 二 | 八 | 二 | 〇 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 | 四 | 二 | 六 | 四 | 一 | 一 | 一 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| 清源 | 腹赤 | 沖洲西 | 沖洲東 | 扇崎 | 鍋北 | 鍋南 | 山下 | 濱田 | 高道 | 滑石 | 小濱 | 美仲 | 今泉 | 内野 | 前原 | 野口 | 野口 | 築地 | 山田 | 岩崎 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 清源寺村 | 腹赤村 | 沖洲村 | 沖洲村 | 扇崎村 | 鍋北村 | 鍋南村 | 山下村 | 濱田村 | 高道村 | 滑石村 | 小濱村 | 美仲村 | 西照寺村 | 今泉村 | 下野村 | 前原村 | 野口村 | 築地村 | 山田村 | 岩崎村 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 八 | 六 | 七 | 六 | | | | | | | | | 六 | | 七 | | | | 九 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

四四七

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|-------|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|------|-----|-------|
| 上木業 | 原倉 | 西安寺分校 | 西安寺 | 白樹分校 | 坂門 | 青野分校 | 青野 | 寺田 | 大倉 | 小島 | 川島 | 伊倉 | 大濱 | 西覺 | 東覺 | 野部田 | 尾田 | 部田 | 立花 | 下所有 | 赤仁田 | 小天分校 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 上木業村 | 原倉村 | 西安寺村 | 白木村 | 坂門村 | 青野村 | 寺田村 | 大倉村 | 小島村 | 川島村 | 片諏訪村 | 大濱村 | 大濱村 | 大濱村 | 橫島村 | 橫島村 | 野邊田村 | 尾田村 | 部田見村 | 立花村 | 下所有村 | 赤仁村 | 小天村ノ内 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

四四六

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|----------|--------|--------|--------|---------|-------------|-------------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|------------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新 上御 町 | 上御 字田 | 鍋 田 | 西 牧 | 小 原 | 志々 岐 | 南 島 | 方 保 | 古 関 | 下 吉 | 上 吉 | 久 原 | 蒲 生 | 下 御 字 田 | 矢 谷 | 長 村 | 山 内 | 相 真 | 多 久 | 椎 持 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 來 民 | 來 民 | 鍋 田 | 西 牧 | 小 原 | 志々 岐 | 南 島 | 方 保 | 古 関 | 下 吉 | 上 吉 | 久 原 | 蒲 生 | 下 御 字 田 | 矢 谷 | 長 村 | 山 内 | 相 真 | 多 久 | 椎 持 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 五 四 | 二 五 | 三 六 | 七 五 | 三 一 | 三 三 | 四 三 | 四 六 | 二 三 | 三 五 | 四 七 | 八 五 | 四 八 | 三 六 | 二 九 | 三 五 | 三 六 | 二 八 | 五 二 | 五 四 |
| 五 三 | 二 一 | 一 二 | 二 四 | | 一 四 | 二 〇 | 一 一 | 一 九 | 三 一 | 五 〇 | 一 八 | 一 八 | 一 五 | 二 五 | 三 六 | 二 一 | 三 四 | 三 五 | |
| 今 邊 | 木 野 | 松 尾 | 稗 方 | 宮 原 | 津 袋 | 永 野 | 五 郎 丸 | 上 波 留 | 島 田 | 米 島 | 高 橋 | 眞 柳 | 小 柳 | 中 分 田 | 中 川 | 梶 屋 | 中 富 | 藤 井 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | |
| 今 邊 | 木 野 | 松 尾 | 稗 方 | 宮 原 | 津 袋 | 上 永 野 | 五 郎 丸 | 上 波 留 | 島 田 | 庄 高 橋 | 下 高 橋 | 小 柳 | 中 分 田 | 中 川 | 梶 屋 | 中 富 | 藤 井 | | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 五 二 | 七 八 | 三 一 | 五 八 | 一 六 | 二 七 | 一 三 | 二 九 | 一 五 | 三 七 | 四 六 | 三 六 | 二 〇 | 三 四 | 二 〇 | 三 七 | 三 一 | 三 一 | 三 〇 | |
| 二 〇 | 三 一 | 二 六 | 三 四 | 一 〇 | 二 〇 | 一 四 | 一 六 | 三 三 | 二 八 | 二 五 | 二 一 | 三 三 | 一 〇 | 二 四 | 二 〇 | 一 一 | 一 二 | 二 〇 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|------------------|--------|--------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 十 丁 | 太 田 黑 | 津 田 | 岩 村 | 平 野 | 江 栗 | 龜 門 | 下 津 原 | 東 下 津 原 | 榎 原 | 高 野 | 志 口 永 | 米 渡 尾 | 長 小 田 | 肥 猪 | 相 谷 | 小 原 | 坂 上 | 安 原 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | |
| 十 丁 | 太 田 黑 | 津 田 | 岩 村 | 平 野 | 江 栗 | 龜 門 | 下 津 原 | 東 下 津 原 | 榎 原 | 高 野 | 志 口 永 | 米 渡 尾 | 長 小 田 | 肥 猪 | 相 谷 | 小 原 | 坂 上 | 安 原 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三 八 | 四 八 | 三 五 | 四 〇 | 四 九 | 三 九 | 三 五 | 二 〇 | 三 〇 | 三 三 | 三 八 | 四 〇 | 四 八 | 四 九 | 四 〇 | 四 〇 | 四 二 | 二 五 | 三 五 | |
| 四 五 | 三 三 | 二 二 | 五 四 | 四 四 | | 三 三 | 三 三 | 三 三 | 三 三 | 三 三 | 三 三 | 三 三 | 三 三 | 三 三 | 三 三 | 三 三 | 三 三 | 三 三 | |
| 小 坂 | 孝 生 | 四 野 | 岩 山 | 平 山 | 城 村 | 石 留 | 津 留 | 中 鹿 | 山 鹿 | 宮 尾 | 長 田 | 久 重 | 關 村 | 南 關 | 關 外 | 關 東 | 野 田 | 吉 地 | 和 仁 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 小 坂 | 孝 生 | 四 野 | 岩 山 | 平 山 | 城 村 | 石 留 | 津 留 | 中 鹿 | 山 鹿 | 宮 尾 | 長 田 | 久 重 | 關 村 | 南 關 | 關 外 | 關 東 | 野 田 | 吉 地 | 和 仁 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三 六 | 七 九 | 三 九 | 八 四 | 二 七 | 二 六 | 四 六 | 一 〇 | 三 八 | 二 三 | 五 五 | 三 〇 | 三 〇 | 三 一 | 一 六 | 二 五 | 四 八 | 三 〇 | 四 三 | 三 五 |
| 一 七 | 三 五 | 一 六 | 四 五 | 九 〇 | 一 〇 | 八 九 | 二 九 | 一 九 | 二 二 | 五 五 | 五 五 | 二 六 | 五 七 | 四 五 | 五 三 | 五 三 | 五 三 | 五 三 | 五 三 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|
| 山本 | 龜甲 | 豐田 | 平井 | 田底 | 橋田 | 龜尾 | 田島 | 南田 | 豐水 | 福本 | 吉富 | 弘生 | 豐岡 | 竹迫 | 住吉 | 河邊 | 小原 | 護川 | 杉水 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 山本郡 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 合志郡 | 全 | 全 |
| 山本村 | 龜甲村 | 豐田村 | 平井村 | 田底村 | 橋田村 | 龜尾村 | 田島村 | 南田島村 | 豐水村 | 福本村 | 吉富村 | 弘生村 | 豐岡村 | 竹迫町 | 住吉村 | 河邊村 | 小原村 | 矢護川村 | 杉水村 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 八年 | 七年 | 七年 | 八年 | 八年 | 八年 | 七年 | 九年 | 九年 | | | | | 七年 | 九年 | 八年 | 九年 | 九年 | 七年 | 七年 |
| 六一 | 六六 | 五〇 | 九二 | 七七 | 四二 | 四六 | 五一 | 三七 | 五八 | 四七 | 九〇 | 一六一 | 一〇〇 | 一四六 | 七二 | 五五 | 七二 | 五七 | |
| 三四 | 三一 | 三八 | 五六 | 四六 | 一八 | 三四 | 三七 | 二三 | 四八 | 一九 | 四六 | 九四 | 七五 | 一一二 | 五二 | 二二 | 四七 | 四七 | |
| 狩尾 | 的石 | 赤水 | 大浦 | 仁王堂 | 内村 | 清水 | 宮原 | 正清 | 鞍富 | 平原 | 滴水 | 轟村 | 前野 | 岩野 | 有泉 | 古閑 | 野々島 | 植木 | 鏡田 |
| 全 | 全 | 阿蘇郡 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 山本郡 | 合志郡 | 全 | 全 |
| 狩尾村 | 的石村 | 赤水村 | 大浦村 | 仁王堂村 | 内村 | 清水村 | 宮原村 | 正清村 | 鞍富村 | 平原村 | 滴水村 | 轟村 | 木留村 | 岩野村 | 有泉村 | 古閑村 | 野々島村 | 植木町 | 鏡田村 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 七年 | | | | | | | | | | 八年 | 九年 | | | | | | | | |
| 四八 | 六二 | 四六 | 六八 | 五八 | 五二 | 七二 | 四四 | 三九 | 六〇 | 八四 | 五六 | 五五 | 一一一 | 五四 | 四〇 | 三二 | 七二 | 五一 | |
| 二七 | 四四 | 二八 | 四五 | 六〇 | 五七 | 六四 | 一一 | 二八 | 三八 | 六〇 | 三四 | 四七 | 三〇 | 三一 | 一一 | 一五 | 四七 | 二三 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|
| 原古 | 重味 | 雪野 | 中山 | 龍門 | 小門 | 豐岡 | 袈裟尾 | 水次 | 西寺分校 | 西寺 | 全女 | 菊池 | 加惠 | 問所 | 長田 | 木柑子 | 出田 | 赤星 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 原古川村 | 重味村 | 雪野村 | 中山村 | 龍門村 | 辛野村 | 豐岡村 | 袈裟尾村 | 水次村 | 西寺村 | 西寺村 | 隈府町 | 隈府町 | 高島村 | 問所村 | 長田村 | 木柑子村 | 出田村 | 赤星村 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 八年 | 十一年 | | | | | | | 七年 | 十一年 | 七年 | 十一年 | 十年 | | 八年 | 七年 | 八年 | 十一年 | | |
| 四九 | 二四 | 五八 | 四八 | 四七 | 四八 | 二四 | 五三 | 五二 | 四三 | 一九 | 六二 | | 一八二 | 七一 | 七五 | 六二 | 二四 | 三一 | 四一 |
| 九 | 七 | 二〇 | 一七 | 二五 | 一八 | 一三 | 三九 | 二八 | 一五 | 七 | 四五 | 一四六 | | 三四 | 三三 | 二九 | 一〇 | 一八 | 二〇 |
| 平川 | 大津 | 原水 | 堀川 | 久保 | 津久連 | 陣内 | 大林 | 立野 | 岩原 | 合里 | 千田 | 持松 | 廣村 | 長坂 | 藤田 | 下河原 | 伊萩 | 辨利 | 四丁分 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 山鹿郡 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 平川村 | 大津町 | 原水村 | 堀川村 | 久保村 | 津久連村 | 陣内村 | 大林村 | 立野村 | 岩原村 | 合里村 | 千田村 | 持松村 | 廣村 | 長坂村 | 藤田村 | 下河原村 | 伊萩村 | 辨利村 | 四丁分村 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 八年 | 六年 | | | | | 七年 | 八年 | 九年 | 八年 | | | | | | 七年 | 八年 | 十一年 | 七年 | |
| 一〇〇 | 二五一 | 七五 | 五一 | 六六 | 七四 | 二〇 | 六〇 | 五〇 | 七六 | 六七 | 六〇 | 三七 | 六三 | 四一 | 五五 | 七五 | 三六 | 六五 | 四一 |
| 七六 | 一一六 | 三六 | 二六 | 二四 | 三四 | 八五 | 三〇 | 四〇 | 四八 | 三〇 | 二七 | 一五 | 三一 | 二二 | 二六 | 四三 | 一七 | 三二 | 一五 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| 中 | 前 | 色 | 高 | 馬 | 菅 | 柳 | 二 | 竹 | 岸 | 社 | 矢 | 津 | 尾 | 河 | 立 | 鳥 | 遊 | 赤 | 小 |
| 原 | 原 | 見 | 辻 | 見 | 井 | 木 | 瀨 | 原 | 口 | 倉 | 田 | 留 | 下 | 原 | 塚 | 越 | 雀 | 仁 | 池 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 阿蘇郡 |
| 全 | 上 | 色 | 高 | 馬 | 菅 | 柳 | 二 | 竹 | 岸 | 社 | 矢 | 津 | 尾 | 河 | 新 | 瀧 | 波 | 赤 | 小 |
| 村 | 色 | 見 | 辻 | 見 | 尾 | 井 | 瀨 | 原 | 口 | 倉 | 田 | 留 | 下 | 原 | 波 | 水 | 野 | 仁 | 池 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| | 七 | 七 | 九 | 八 | 九 | 八 | 八 | 九 | 九 | 七 | 七 | 六 | 六 | 八 | 八 | 七 | 七 | 七 | 七 |
| 二 | 三 | 六 | 二 | 三 | 四 | 三 | 八 | 一 | 三 | 三 | 五 | 三 | 三 | 二 | 五 | 四 | 三 | 五 | 三 |
| 二 | 五 | 八 | 三 | 八 | 五 | 五 | 九 | 九 | 一 | 六 | 七 | 二 | 一 | 三 | 四 | 三 | 二 | 三 | 一 |
| 總 | 福 | 沼 | 秋 | 陣 | 上 | 上 | 上 | 長 | 田 | 中 | 河 | 下 | 河 | 藤 | 堀 | 吉 | 白 | 市 | 高 |
| 領 | 富 | 山 | 津 | 田 | 島 | 島 | 仲 | 野 | 崎 | 松 | 陰 | 野 | 陽 | 波 | 渡 | 田 | 川 | 下 | 森 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 總 | 福 | 沼 | 秋 | 豐 | 上 | 上 | 上 | 長 | 久 | 中 | 河 | 下 | 河 | 久 | 河 | 吉 | 白 | 市 | 高 |
| 領 | 富 | 山 | 津 | 秋 | 島 | 島 | 仲 | 野 | 石 | 松 | 陰 | 野 | 陽 | 石 | 陰 | 田 | 川 | 下 | 森 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| | 八 | 八 | 八 | 七 | 七 | 八 | 八 | 九 | 七 | 七 | 八 | 八 | 九 | 九 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 |
| 二 | 二 | 二 | 四 | 三 | 四 | 七 | 四 | 四 | 三 | 九 | 六 | 四 | 六 | 二 | 四 | 七 | 五 | 一 | 七 |
| 二 | 三 | 九 | 四 | 三 | 六 | 〇 | 六 | 七 | 四 | 八 | 〇 | 五 | 五 | 六 | 一 | 四 | 三 | 八 | 三 |
| 四 | 七 | 五 | 一 | 七 | 三 | 一 | 三 | 九 | 一 | 八 | 〇 | 一 | 四 | 四 | 一 | 六 | 一 | 七 | 三 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|---|
| 星 | 下 | 手 | 三 | 北 | 坂 | 西 | 宮 | 竹 | 役 | 山 | 小 | 今 | 湯 | 成 | 内 | 坊 | 字 | 甲 | 永 |
| 和 | 原 | 野 | 夕 | 坂 | 梨 | 宮 | 地 | 原 | 犬 | 田 | 野 | 町 | 浦 | 川 | 牧 | 中 | 土 | 賀 | 草 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 阿蘇郡 | 全 |
| 滿 | 中 | 手 | 三 | 北 | 坂 | 宮 | 宮 | 竹 | 役 | 山 | 小 | 今 | 湯 | 成 | 内 | 坊 | 字 | 甲 | 永 |
| 願 | 通 | 野 | 野 | 坂 | 梨 | 地 | 地 | 原 | 犬 | 田 | 野 | 町 | 浦 | 川 | 牧 | 中 | 土 | 賀 | 草 |
| 寺 | 村 | 村 | 村 | 町 | 町 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| | 八 | 六 | 六 | 八 | 七 | 十 | 六 | 七 | 七 | 九 | 九 | 七 | 八 | 六 | 六 | 八 | 八 | 八 | 八 |
| 一 | 六 | 九 | 六 | 三 | 一 | 二 | 二 | 三 | 三 | 三 | 二 | 六 | 一 | 七 | 一 | 二 | 四 | 六 | 九 |
| 五 | 二 | 四 | 一 | 七 | 七 | 四 | 四 | 三 | 三 | 一 | 二 | 六 | 三 | 七 | 二 | 一 | 三 | 九 | 九 |
| 原 | 產 | 山 | 田 | 上 | 萬 | 北 | 明 | 岳 | 杖 | 秋 | 下 | 宮 | 志 | 蓮 | 湯 | 中 | 市 | 志 | 黑 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 大 | 產 | 山 | 田 | 全 | 上 | 北 | 全 | 西 | 全 | 全 | 下 | 宮 | 全 | 黑 | 全 | 中 | 赤 | 全 | 滿 |
| 利 | 山 | 鹿 | 尻 | 村 | 田 | 里 | 里 | 里 | 村 | 村 | 城 | 原 | 全 | 淵 | 全 | 原 | 馬 | 村 | 願 |
| 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| | 八 | 八 | 八 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 八 | 八 | 七 | 八 | 七 | 八 | 八 | 七 | 七 | 七 |
| 三 | 二 | 四 | 一 | 二 | 六 | 六 | 三 | 一 | 一 | 二 | 三 | 七 | 一 | 五 | 四 | 四 | 九 | 四 | 一 |
| 三 | 四 | 〇 | 八 | 二 | 一 | 八 | 一 | 三 | 一 | 六 | 八 | 〇 | 八 | 四 | 二 | 二 | 一 | 三 | 〇 |
| 三 | 一 | 九 | 一 | 二 | 五 | 五 | 三 | 一 | 一 | 六 | 二 | 一 | 五 | 二 | 三 | 六 | 三 | 二 | 〇 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-------|-------|--------|-----|-----|------|-----|-----|-----|----|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| 田代 | 金内 | 下名連石 | 上名連石 | 井無田 | 大平 | 小峯 | 木原谷 | 新藤 | 菅内 | 河内 | 濱町 | 白小野 | 川越 | 甲佐平 | 内園 | 勢井 | 洞岳 | 石野 | 早楠 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 田代村 | 金内村 | 下名連石村 | 上名連石村 | 井無田村 | 大平村 | 小峯村 | 木原谷村 | 新藤村 | 菅内村 | 河内村 | 濱町 | 白小野村 | 川越村 | 甲佐平村 | 内園村 | 勢井村 | 洞岳村 | 石野村 | 早楠村 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 八 | 七 | 九 | 九 | 八 | 五 | 六 | 五 | 八 | 二 | 七 | 四 | 六 | 三 | 一 | 二 | 八 | 四 | 五 | 九 | 八 |
| 一 | 二 | 三 | 三 | 二 | 四 | 二 | 四 | 一 | 二 | 二 | 三 | 二 | 一 | 二 | 六 | 一 | 一 | 二 | 二 | 九 |
| 原町 | 大窪 | 名越 | 若宮 | 佐保 | 萱野 | 椿野 | 白石野 | 坂谷 | 上場 | 西寒野 | 豐内 | 甲佐 | 下横田 | 上早川 | 早川 | 糸田 | 船津 | 三賀 | 津志 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 原町 | 大窪 | 名越 | 馬場 | 下益城郡佐保 | 萱野 | 椿野 | 白石野 | 坂谷 | 上場 | 西寒野 | 豐内 | 岩下 | 下横田 | 上早川 | 早川 | 糸田 | 船津 | 三賀 | 津志 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 七 | 六 | 七 | 八 | 八 | 一 | 一 | 八 | 九 | 七 | 八 | 八 | 七 | 七 | 五 | 四 | 五 | 九 | 四 | 五 | 八 |
| 八 | 七 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 六 | 二 | 四 | 五 | 八 | 一 | 三 | 三 | 七 | 二 | 六 | 一 | 三 | 三 | 三 | 四 | 五 | 二 | 二 | 二 | 二 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|------|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|------|---|
| 馬水 | 戸島 | 保田 | 南領 | 長嶺 | 原上 | 山園 | 弓瀬 | 岩坂 | 鳥子 | 外牧 | 小森 | 宮山 | 河原 | 小谷 | 杉堂 | 田原 | 下陣 | 戸次 | 曲手 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 上益城郡馬水 | 託摩郡戸島 | 保田窪村 | 新南領村 | 長嶺村 | 吉原村 | 小山村 | 鹿歸瀬村 | 岩坂村 | 鳥子村 | 外牧村 | 小森村 | 宮山村 | 上益城郡河原 | 小谷村 | 杉堂村 | 田原村 | 下陣村 | 戸次村 | 馬場楠村 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 二 | 一 | 一 | 六 | 八 | 二 | 二 | 六 | 四 | 三 | 四 | 五 | 二 | 四 | 三 | 三 | 四 | 二 | 二 | 三 | 五 |
| 三 | 三 | 三 | 二 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 辛川 | 平田 | 寺中 | 福原 | 木山 | 赤井 | 小池 | 東無田 | 井寺 | 六嘉 | 北甘 | 高木 | 木倉 | 御船 | 邊田 | 瀧尾 | 水越 | 七瀧 | 上野 | 北田 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 辛川 | 平田 | 寺中 | 福原 | 木山 | 赤井 | 小池 | 東無田 | 井寺 | 六嘉 | 北甘 | 高木 | 木倉 | 御船 | 邊田 | 瀧尾 | 水越 | 七瀧 | 上野 | 北田 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 四 | 三 | 三 | 二 | 五 | 六 | 七 | 八 | 一 | 一 | 二 | 二 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三 | 二 | 二 | 一 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|----------|---------|---------|------|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|------|
| 川尻 | 砂川 | 豊崎 | 下郷 | 豊福 | 浦内 | 曲野 | 古保山 | 古保里 | 松橋 | 松山 | 馬場 | 椿原 | 石橋 | 浦上 | 長崎 | 永尾 | 松合 | 大見 | 大口 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 新田村 | 砂川村 | 南豊崎村 | 下郷村 | 豊福村 | 浦内村 | 曲野村 | 下益城郡古保山村 | 宇土郡古保里村 | 下益城郡松橋町 | 村松山村 | 神馬村 | 椿原村 | 宮庄村 | 浦上村 | 長崎村 | 永尾村 | 松合村 | 大見村 | 大口村 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| | | | | | | | 八年 | 六年 | 八年 | 八年 | 七年 | 八年 | | | | | 七年 | 八年 | 八年 |
| 四九 | 四九 | 八〇 | 四〇 | 五二 | 二七 | 三〇 | 二六 | 五二 | 二〇 | 一一 | 五〇 | 五九 | 五二 | 三二 | 一〇 | 五五 | 一四 | 五〇 | 一七 |
| 二 | 一〇 | 三 | 一三 | 二二 | 一一 | 一〇 | 五 | 八 | 六一 | 三三 | 三五 | 二〇 | 一九 | 三〇 | 一三 | 二二 | 一九 | 一 | |
| 栗木 | 下岳 | 川俣 | 北種山 | 南種山 | 中島村 | 宮原町 | 外出村 | 内田村 | 鏡町 | 鹿野村 | 島地村 | 大野村 | 吉木町 | 東海東村 | 西海東村 | 南小川村 | 小川町 | 江頭村 | 北部田村 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| | | | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| | | | 八 | 八 | | | 七 | 六 | 七 | | | | | | | | | | |
| 七三 | 九〇 | 七五 | 四三 | 一三〇 | 七七 | 一九三 | 九七 | 一七九 | | 七五 | 二四 | 四七 | 六五 | 四二 | 六九 | 六八 | 二五 | 三九 | 一四〇 |
| 一五 | 二八 | 二六 | 一一 | 一七 | 六六 | 一〇三 | 二六 | 三 | 三九 | 一八 | 二〇 | 二三 | 二五 | 八 | 九 | 九 | 五一 | 三六 | 三二 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|------|-----|----|----|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|-----|-----|---------|----|
| 大榎町 | 釋迦堂 | 赤見 | 高村 | 永村 | 千原 | 吉野 | 隈地 | 阿高山 | 藤山 | 鏑瀬 | 三和 | 三ヶ | 小野 | 安見 | 糸石 | 田口 | 吉田 | 白旗 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | |
| 大榎村 | 釋迦堂村 | 赤見村 | 高村 | 永村 | 千原村 | 今吉野村 | 宮地村 | 阿高山村 | 藤山村 | 鏑瀬村 | 三和村 | 三ヶ村 | 上郷村 | 安見村 | 下益城郡糸石村 | 田口村 | 吉田村 | 上益城郡白旗村 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | |
| 八年 | | 七年 | 八年 | 八年 | 九年 | 七年 | 八年 | 八年 | | | | | | | 七年 | | | 八年 | |
| 四六 | 六五 | 二九 | 四八 | 七一 | 三七 | 六三 | 五二 | 一六〇 | 六一 | 六八 | 七五 | 三〇 | 六九 | 六九 | 七二 | 五三 | 七三 | 三七 | 四六 |
| 七 | 一五 | 五 | 一九 | 四 | 五 | 四 | 一 | 七 | 四 | 五 | 一〇 | 二 | 九 | 一四 | 一二 | 九 | 二 | 二 | 五 |
| 手場 | 里浦 | 中村 | 戸馳 | 波多 | 戸浦 | 網田 | 長濱 | 網引 | 網津 | 笠岩 | 笠原 | 新昇 | 宇土 | 岩吉 | 郡花園 | 田尻 | 廻江 | 全 | 杉島 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 四九 | 八四 | 一六 | 六三 | 六〇 | 五一 | 二七 | 五八 | 四〇 | 四九 | 五二 | 六四 | 七二 | 三四七 | 五三 | 四九 | 七六 | 九二 | 六〇 | 六二 |
| 四二 | 四三 | 四五 | 一一 | 一八 | 四八 | 一九 | 四 | 六 | 五 | 八 | 一〇 | 一三六 | | 一八 | 三 | 九 | 一五 | 一六 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 高千穂 | 舟場 | 瓦屋 | 寺下 | 新街 | 西浦 | 漆田 | 大畑 | 西村 | 一武 | 免田 | 三石 | 覺井 | 平城 | 松馬 | 野代 | 頭地 | 宮園 | 中村 | | | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | | | |
| 薩摩瀬村 | 新町 | 大村 | 山田村 | 新町 | 西浦村 | 漆田村 | 大畑村 | 西ノ村 | 一武村 | 免田村 | 柳瀬村 | 木上村 | 深田村 | 川邊村 | 四浦村 | 五木村 | 全 | 全 | | | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | | | |
| 九年 | 八年 | 八年 | 八年 | 六年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | | | |
| 一八四 | 四四 | 四四 | 二四 | 一六三 | 四〇 | 一五 | 八六 | 一六五 | 一六三 | 一三〇 | 一〇七 | 七九 | 七二 | 一四四 | 一五一 | 四七 | 一七 | 五〇 | | | |
| 一四三 | 七 | 七 | 二四 | 二五 | 二七 | 二 | 二 | 二五 | 二七 | 二五 | 三六 | 四九 | 三八 | 八七 | 一四〇 | 二二 | 一〇四 | 三一 | | | |
| 覺井 | 小田 | 追田 | 中田 | 堂山 | 麓山 | 上里 | 岩野 | 江代 | 上村 | 中村 | 中村 | 中村 | 中村 | 柳浦 | 登立 | 阿村 | 合津 | 今泉 | 教良 | 楠木 | 大浦 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 須惠村 | 黒肥地 | 多其木 | 全 | 久米 | 宮原 | 上村 | 湯前 | 岩野 | 江代 | 上村 | 中村 | 中村 | 中村 | 柳浦 | 登立 | 阿村 | 合津 | 今泉 | 教良 | 楠木 | 大浦 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 七年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 |
| 四一 | 五五 | 六四 | 二一 | 五七 | 七一 | 一〇一 | 八九 | 三八 | 二二 | 七九 | 一六 | 二八 | 九九 | 三〇 | 五三 | 二一 | 五九 | 二五 | 四一 | 四一 | 四一 |
| 二九 | 三〇 | 四〇 | 一七 | 三三 | 三三 | 二六 | 二〇 | 二〇 | 一六 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |

四五九

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|----|-----|----|----|
| 柿迫 | 椎原 | 白鳥 | 龍峯 | 太幸 | 新幸 | 上野 | 古閑 | 代出 | 代出 | 日置 | 宮地 | 今泉 | 坂本 | 鎌瀬 | 豊原 | 植柳 | 日奈久 | 上石 | 二見 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 柿迫村 | 椎原村 | 樅木 | 岡中 | 太幸 | 新幸 | 會地 | 古閑 | 北小 | 木町 | 日置 | 宮地 | 今泉 | 坂本 | 鎌瀬 | 豊原 | 植柳 | 日奈久 | 上石 | 二見 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 六七 | 三五 | 二六 | 一一 | 五七 | 七六 | 一〇九 | 八六 | 一六〇 | 一七二 | 一三〇 | 九〇 | 七一 | 九五 | 五八 | 八〇 | 九七 | 八四 | 五八 | 四六 |
| 一 | 七 | 一 | 二 | 五 | 四 | 二〇 | 七 | 六 | 七 | 一 | 四 | 四 | 五 | 四 | 九 | 二 | 一 | 二 | 一 |
| 田浦 | 小田 | 龍瀬 | 計石 | 佐敷 | 湯浦 | 内野 | 岩城 | 葛渡 | 濱村 | 袋村 | 神瀬 | 全 | 一勝 | 三浦 | 渡 | 原 | 中 | 林 | 萬江 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 田浦村 | 小田浦 | 龍瀬村 | 計石村 | 佐敷町 | 湯浦村 | 内野村 | 岩城村 | 葛渡村 | 濱村 | 袋村 | 神瀬村 | 全 | 一勝 | 三浦 | 渡 | 原 | 中 | 林 | 萬江 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 | 八年 |
| 六五 | 六三 | 三八 | 四二 | 二四〇 | 七五 | 一一五 | 一二三 | 三四 | 一八五 | 二九 | 七二 | 七七 | 七五 | 四八 | 一四〇 | 七〇 | 四六 | 五七 | 七四 |
| 一五 | 一六 | 一一 | 一一 | 五 | 六 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |

四五八

第四節 中等教育

甲 全國狀況

| | | | | | | | | |
|------|------|------|-----|-----|-----|------|-----|-------|
| 都呂々 | 福連木 | 小田床 | 高濱 | 一丁田 | 津留 | 宮地岳 | 深海 | 宮ノ河内 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 都呂々村 | 福連木村 | 小田床村 | 高濱村 | 河浦村 | 新合村 | 宮地岳村 | 深海村 | 宮ノ河内村 |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 三二 | 三五 | 四四 | 四七 | 四九 | 四〇 | 四五 | 三七 | 三三 |
| | | | | 一〇 | 三 | 二 | | |
| 久留 | 大江 | 崎津 | 龜浦 | 早浦 | 魚貫 | 久玉 | 牛深 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | |
| 久留村 | 大江村 | 崎津村 | 龜浦村 | 早浦村 | 魚貫村 | 久玉村 | 牛深村 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | |
| 三三 | 四二 | 五〇 | 二〇 | 五一 | 三二 | 四四 | 一四八 | |
| | | | | | | | | 四 |

一 「中學教則略」の概要 「中學校教則略」は「學制」の中、中等教育方面の實施細則である。その要點を述べれば、中學は上下二等を通じて十二級とし、下等六級より上等一級に至る。一級を六ヶ月とする。ことは小學校と同じく、一週教授時数は二十五時乃至三十時とした。教科の配當表は左の通りである。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|-----|---------|-----|------|------|------|------|-------|-----|------|---|
| 須子 | 赤崎 | 上津浦 | 姫浦 | 二間戸 | 樋ノ島 | 高戸 | 御所浦 | 大道 | 浦村 | 棚底 | 宮田 | 古江 | 下津浦 | 小島兒 | 大島兒 | 志柳 | 瀬戸 | 河内 | 桐本 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 須子村 | 赤崎村 | 上津浦村 | 姫ノ浦村 | 二間戸村 | 樋ノ島村 | 高戸村 | 御所浦村 | 大道村 | 浦村 | 棚底村 | 宮田村 | 古江村 | 下津浦村 | 小島兒村 | 大島兒村 | 志柳村 | 瀬戸村 | 河内村 | 湯舟原村 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 二二 | 一〇 | 三二 | 八五 | 五六 | 二一 | 三九 | 六三 | 四五 | 三〇 | 五五 | 二一 | 一三 | 三七 | 一五 | 八六 | 二六 | 二二 | 八一 | 七〇 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 下津 | 小宮地 | 楠浦 | 龜川 | 樋字戸 | 町山口 | 本戸 | 新休 | 本村 | 佐伊津 | 御領 | 大島 | 鬼池 | 上ノ原 | 井手 | 二江 | 坂瀬川 | 上津深江 | 富岡 | 志岐 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 下浦村 | 小宮地村 | 楠浦村 | 龜川村 | 樋字戸村 | 町山口村 | 本戸馬場 | 新休村 | 本村 | 佐伊津村 | 御領村 | 御領村ノ内大島 | 鬼池村 | 上野原村 | 井手村 | 二江村 | 坂瀬川村 | 上津深江村 | 富岡村 | 志岐村 | |
| 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 八〇 | 二〇七 | 七一 | 二七 | 三七 | 一三四 | 六七 | 四五 | 四七 | 三四 | 六八 | 二六 | 九二 | 五六 | 六二 | 五六 | 四五 | 二七 | 八一 | 七七 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 中學教則略 (下等中學) | | | | | | | | | | 同 | | | | | | | | | | 上 (上等中學) | | | | | | | | | |
|--------------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|----|----|------|----|----------|----|----|----|--|--|--|--|--|--|
| 六級 | 五級 | 四級 | 三級 | 二級 | 一級 | 六級 | 五級 | 四級 | 三級 | 二級 | 一級 | 六級 | 五級 | 四級 | 三級 | 二級 | 一級 | 六級 | 五級 | 四級 | 三級 | 二級 | 一級 | | | | | | |
| 國語 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 國語 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 國語 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 國語 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | | | | | |
| 數學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 習字圖 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 習字圖 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 習字圖 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | | | | | |
| 習字作文 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 習字圖 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 習字圖 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 習字圖 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | | | | | |
| 外國語 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 外國語 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 外國語 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 外國語 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | | | | | |
| 地學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 幾何學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 幾何學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 幾何學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | | | | | |
| 史學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 代數學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 代數學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 代數學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | | | | | |
| 幾何 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 窮理學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 窮理學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 窮理學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | | | | | |
| 窮理學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 動物學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 動物學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 動物學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | | | | | |
| 化學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 博物學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 博物學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 博物學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | | | | | |
| 生理學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 測量學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 測量學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 測量學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | | | | | |
| 政体大意 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 修身學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 修身學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 修身學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | | | | | |
| 大國勢 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 經濟學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 經濟學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 經濟學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | | | | | |
| 大意 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 修身學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 修身學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 修身學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | | | | | |
| | | | | | | 經濟學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 經濟學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 經濟學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | | | | | |
| | | | | | | 生理學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 生理學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 生理學 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | | | | | |
| | | | | | | 大意 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 大意 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 大意 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | | | | | |
| | | | | | | 星學大意 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 星學大意 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 星學大意 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | | | | | |

此の外に外國語にて教授する中學も數校創められた。尙舊藩の諸學校は學制頒布後之を廢せしめた。

二 女學校 文部省は南校境内に女學校を開いた。明治五年二月のことである。同十一月竹平町に新

築して東京女學校と稱した。明治八年教則を改めて、十四歳より入學せしめて、中學同様十二級六ヶ年とした。教科は、讀物(地理書、歴史、物理、修身學、養生書、經濟書、化學、法律書、雜書) 數學(算術、幾何) 記簿法、習字、作文、英學、手藝、唱歌、体操とした。

京都にも五年四月新英學校が設けられ、府縣高等女學校の嚆矢をなした。東京には私立女學校が多數創立された。

乙 本縣狀況

一、概況

本期に於ける本縣中等教育の狀況は縣廳文書によつて其一斑を知り得る外確實なる材料を求め得なかつた。

明治八年三月廿日第五大區八小區に植木中學並に小學校設置について建築費に充つる爲め委託金(教育費の普及を計るため政府が府縣に交付委託して使用せるもの)の一時振替を願出でた文書が見當る。しかし右願出では不許可になつてゐるから其の時他に金策して同中學が設立されたかはどうか一寸判然しない。

明治九年四月熊本中學校が開校になつたが翌年西南の役のため一旦閉校となり同十二年九月二日再び開校してゐる。

次いで九年八月天草全郡一致して假中學設立の願が出てゐる。上等小學を受持つ教員も少なく、従つて各村に於ける上等小學は不振の状態であるから此の際假中學校を設けて上等小學の教科も教へ、行く／＼は正則の中學に引直さうといふ趣旨であつた。之に對して縣は許可してゐない。そして順序として上等小學を設置せよと指令してゐる。即ち町村聯合の上等小學(今の高等小學相當)設立を促してゐる。

植木中學の不許可と併せ考へると實質の伴はない中學校の亂設は押へて來た様に解釋される。

其の後明治十二年三月廿六日球磨郡長から人吉に公立變則中學校設立願が出てゐる。之は變則ではあるが、その内容が必要適切であつた爲許可されてゐる。而して同年の學事統計書によると中學校は縣立一校、公立一校、私立三校と掲げられてゐるから其の縣立が熊本中學校であり、その公立が人吉變則中學校であることは首肯される。が其の他の私立三校が何々であつたかは文書の明かに示すものがない。而して次期の明治十四年の學事統計に於ては此の私立三中學校は姿を消して居るから此の頃暫くの存在であつたものと察せられる。而も其の内容として三校で教員三名生徒百六十五名といふのであるから或は私塾の少し整頓した程度のものであつたかとも思はれる。

尙明治十一年六月四日師範學校附屬小學校を會場として縣下學區取締會議が開かれてゐるが、此の會議は當時教育に關する重要問題の審議機關であつて諸施設創業時代であつた此の頃としては實に權威ある會議であつた。此の日の會議には其の他の議案と共に『中學校設立議案』なるものが提出されてゐる。其の要點は

各中學區に一校づゝ中學校を設くる前提として各候補地を選定して置く必要があらう。就ては左の各地をもつて之に充てたい。

| | |
|---------|-----|
| 第十二番中學區 | 熊本 |
| 第十三番中學區 | 山鹿 |
| 第十四番中學區 | 宮地 |
| 第十五番中學區 | 御船 |
| 第十六番中學區 | 八代 |
| 第十七番中學區 | 人吉 |
| 第十八番中學區 | 町山口 |

といふのであつたが、協議の結果尙早論のために否決されてゐる。

右の事情であるから茲には熊本中學校及人吉變則中學校の二校の状況を記して本期に於ける中學教育の状況を察することゝし、尙古老の談等をもつて之を補ふことゝしたい。

更に私學の方面を眺むると、學制の頒布と同時にそれまで唯一の普通教育機關であつた寺小屋と私塾は大部分閉鎖されてしまつた。しかし學制は勿論私學を認め一定の條件に適ふものは、之を許可する精神であつたから(學制第四十三章參照)明治五年以後即本期に入りて私塾の殘存するもの或は新に設置を出願するものもあつて、相當に普通教育の普及を助けてゐた。

本期に於ける私學關係の縣廳文書は極めて貧弱で當時の私學狀況は確實に知ることは困難である。そ

れで茲にはその私學の一斑及一二の内容を紹介することに止めて置くことにする。私立の小學校も相當の數を有してゐたけれども、それは公學の小學校と同様のものであるから特に述べる必要も認めないの

で、特に中學程度の私學についてのみ述べることにしたい。
縣廳文書によると、私學の設置出願の書類は明治十一年の分から編綴されてゐる。本史で云ふ第二期中に於ける設置の出願は、阿蘇の蓋簪學舎と熊本の廣取校のみである。之等の學校の状況を以て當時の一般を察するより外はない。

二、細 說

○ 中 學 校

1、熊本中學校

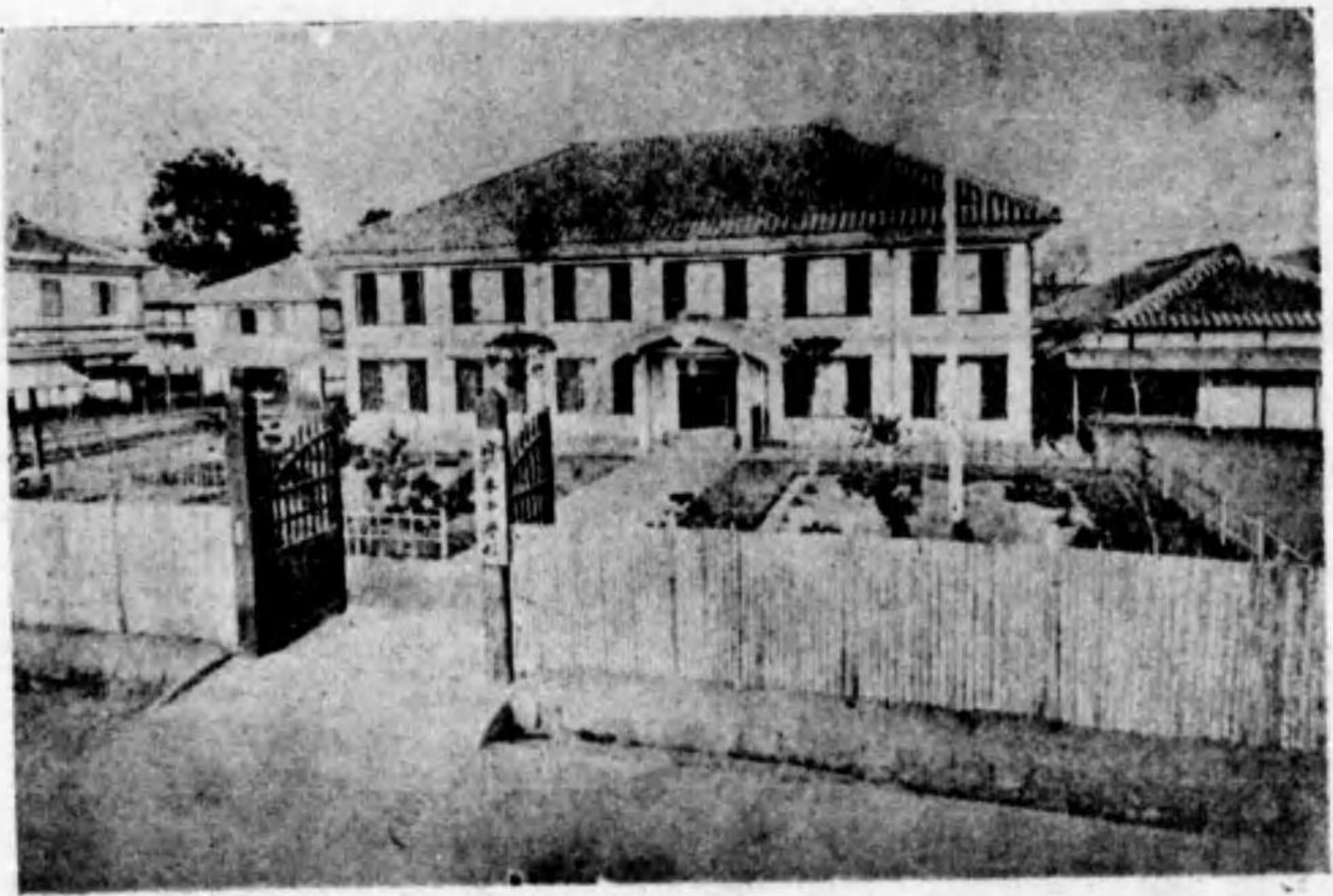
イ 創設狀況 熊本中學校の明治十二年報の劈頭に次の様に掲げてある。

『本縣明治九年中學校を千葉城址に設く。十年の亂、校を閉ぢ事夷き其地陸軍の所轄に屬す。因て十年の役の關係で年報として纏つたものは、此の明治十二年報をもつて第一回としてゐる。従つて九年、十年、十一年の狀況は詳細には分らない。唯九年四月の生徒募集の狀況は幾分之を知ることが出来るから、之によつて創設當時の状況を窺ふことにしたい。』

即ち九年四月八日縣布達をもつて生徒二百名の募集を發表し、同十二日次の様な入學試驗法を布達してゐる。

試 驗 法

- 小學卒業生 小學上等第一級
- 十五年ヨリ二十年迄 小學卒業生ノ外
 - 讀物 文章軌範 講義 日本外史 物理階梯
 - 作文 片假名交リ 數學 和洋ノ内
- 廿一年ヨリ廿四年迄 同前
 - 讀物 八大家文 講義 日本政記 格物入門
 - 作文 同前 數學 同前
- 履歴訊問 但各條



熊 本 中 學 校

年齢や試験科目など今から考へると随分興味あるものである。履歴訊問は今日の口答試問と相通するものがある。

口、學校の内容 同年四月二十八日。縣から布達せられた同校規則は當時の學校内容を知るに好箇の材料である。稍繁に亘るけれども此の種學校の創設でもあり、且つ當時の教育思潮、訓育態度なども窺はれるから全文を掲げて見よう。

○下等中學諸規則

一、熊本中學校下等教則

本校ノ教則ヲ上下二等ニ別テ每等六級トシ一級六ヶ月ノ習業ニシテ在學六ヶ年トス但當時未タ每級用フヘキ適宜ノ書籍ニ乏シキヲ以テ先ツ下等六級マテヲ示シ餘ハ書籍ノ發兌ニ隨ヒテ更ニ揭示ス可シ

第六級

- 一、史學 國史要、西史綱紀、十八史畧 一週 六時
 - 二、地理學 兵要地理小誌、輿地誌略(亞細亞ノ部) 全
 - 三、數學 英語階梯、理學初步上、地學初步、 四時
 - 四、物理學 物理階梯、物理全誌、 全
 - 五、作文 片假名交リ 三時
 - 六、體操 一日 三十分
- 第五級
- 一、史學 日本外史、通鑑要、泰西史鑑 六時
 - 二、地理學 輿地誌略(歐羅巴亞非利加ノ部) 六時
 - 三、數學 全
 - 四、英語學 理學初步下、文典 三時

六時

三時

第四級

- 一、物理學 格物入門 六時
 - 二、作文 三時
 - 三、體操
- 第四級
- 一、史學 日本政記、萬國新史、明鑑易知錄 六時
 - 二、地理學 (地理書米利堅ノ部) 四時
 - 三、數學 六時
 - 四、英語學 萬國史 三時
 - 五、經濟學 經濟小學、經濟入門 二時
 - 六、物理學 氣海觀瀾廣義、初學人身究理 四時
 - 七、書學 博物新編和解、植物學 二時
 - 八、作文 書學書、圖法階梯、西畫指南 三時
 - 九、體操
- 第三級
- 一、史學 英國史略、日耳曼史略、皇朝史略 四時
 - 二、化學 化學初階和解、百科全書化學編、 三時
 - 三、英語學 究理書 三時
 - 四、數學 六時

- 一、物理學 前級ノ如シ 六時
- 一、經濟學 英氏經濟論、經濟原論、 三時
- 一、書學 同前 二時
- 一、作文 同前 三時
- 一、體操

第二級

- 一、史學 元明史略、清鑑易知錄、合衆國小史 六時
- 希臘史略、羅馬國史略
- 一、數學 全 三時
- 一、英學 萬國史 全 三時
- 一、經濟學 致當新書和解、經濟篇、經濟新說 全 六時
- 一、物理學 前級ノ如シ 六時
- 一、記簿法 馬耳蘇氏記簿法 一時
- 一、書學 同前 二時
- 一、作文 同前 三時
- 一、體操

第一級

- 一、史學 魯西亞史、佛國史、傑氏萬邦史畧、綱鑑易知錄 六時
- 一、數學 四時

- 一、英學 經濟論 修身論 全
- 一、經濟學 前級ノ如シ 二時
- 一、物理學 前書並博物新編補遺 但發兌ノ上用フベシ 六時
- 一、生理學 生理發業、健全學ノ類 二時
- 一、記簿法 前級ノ如シ 全
- 一、修身學 修身論 全 一時
- 一、書學 同前 全
- 一、作文 同前 全
- 一、體操

右卒業スル時ハ大試験ヲ經テ上等中學へ進マシムベシ課程時間ハ先大概ヲ示スモノニシテ時宜ニ因リ斟酌モ之レアルベシ

二、舍則

- 第一條 入校生徒ノ心得第一心術ヲ正クシ品行ヲ董シ信義ヲ以テ相交リ都テ首長ノ指示ヲ受クベシ
- 第二條 修業ハ總テ誠心ヲ以テ之ニ從事スベシ假リニモ浮虛輕忽ノ心得有ルヘカラズ
- 第三條 出寢ハ春分ヨリ秋分迄午前第六時秋分ヨリ春分マデ午前第七時タル可シ出寢後直ニ衾褥ヲ收メ室内ヲ掃除シ寢衣ヲ改メ盥嗽スヘシ
- 第四條 入寢ハ午後第十時ヲ限トス
- 但シ本文時間後ハ音讀ヲ禁ス
- 第五條 毎日散步ハ午後四時ヨリ七時迄トス休業日ハ出寢ヨリ外出ヲ許シ歸舍門限ハ七時ヲ過ク可ラス

- 但疾病ニテ醫家ニ行ク者及ヒ父母ノ急病ニ趨ル者ハ臨時外出ヲ許ス可シ
- 第六條 外出シテ急病ニ遇フ者ハ父兄或保證人ヨリ歸舍遅刻スルヲ告ケ若其病漸ク重クシテ午後第十二時マデモ歸舍スベカラサル勢ヲ察セバ更ニ一宿ヲ願ヒ出ヘシ
- 第七條 外出ノ節ハ必ズ門札ヲ所持スヘシ
- 第八條 外ニ止宿スルヲ禁ス
- 第九條 病氣ニテ欠課ノ節ハ舍長ニ託シ名刺ニ病氣ノ二字ヲ書シ監事ニ届出可シ
- 第十條 病ノ節ハ必ズ醫師ノ診察ヲ受クヘシ三日以上ニ及フトキハ病舍ニ入り療養スベシ
- 第十一條 病氣ニテ歸宅後三十日ヲ過テ猶未平癒ニ至ラサル者ハ父兄或ハ保證人ヨリ其段申出ヘシ若病勢ノ終ニ就學ス可ラサル者ハ退校申付ル事モ有之ヘシ
- 第十二條 病氣ノ外室内ニ於テ喫飯スルヲ禁ス
- 第十三條 猥リニ他室ニ入り無用ノ談話ヲ爲シ他人ノ勉強ヲ妨ク可カラス
- 第十四條 外人ハ必ズ應接所ニ於テ面會スベシ室内ニ入ル、事ヲ禁ス
- 第十五條 飲酒放歌ハ勿論猥談ヲ爲シ稗史ヲ讀ミ品行ヲ害スル等ノ事ハ一切之ヲ禁ス外出先ニテ無據飲酒スル事有リトモ歸舍ノ上醉態ヲ發シテ他人ノ妨害ヲ爲ス事ノコト決シテ之アルベカラス
- 第十六條 學事ノ討論タリトモ漫リニ高聲ヲ發シ不敬ノコト有ル可ラス
- 第十七條 金銀又ハ衣服ノ貸借ヲ禁ス
- 第十八條 私席錯亂及ヒ廊下ヲ疾走スルヲ禁ス
- 第十九條 戸壁行燈等ニ戲書シ或ハ破毀スルヲ禁ス
但シ本人分明ナラサルトキハ一室中ノ責タルベシ

- 第二十條 塙墁及屋上ニ登ルヲ禁ス
- 第二十一條 校内ノ樹木ヲ伐折スルヲ禁ス
- 第二十二條 居所衣服等ノ汚穢ハ健康ノ大害ナレハ強メテ清潔ニ爲スベシ
- 第二十三條 受業料一ヶ月壹人前十錢並食料ハ毎月大凡金壹圓二十錢五日監事附屬へ相納ムヘシ
- 第二十四條 年中休日

紀元節 天長節 孝明天皇祭 神武天皇祭
 新嘗祭 土曜日正午ヨリ 日曜日
 但シ土曜日後ヨリ外宿セント欲スル者ハ其旨趣ヲ詳記シテ幹事へ願出ベシ
 夏期七月十六日ヨリ八月三十一日マテ冬期十二月二十五日ヨリ翌年一月三日迄其他臨時ノ休業ハ其時々揭示スベシ

三 食堂心得

- 第一條 喫飲期限擊柝ヲ以テ報知セシムヘシ
- 第二條 食堂ニ就クトキ順序ヲ亂ルベカラス
- 第三條 食事中猥リニ談話シ並ニ不行儀ノコトハ甚賤ム可キコトナレハ互ニ戒ヘシ
- 第四條 食事時間ハ一時間トス謂レ無ク過スベカラス

四 浴室心得

- 第一條 入浴時間ハ午後三時ヨリ全六時マテヲ限リトス過ルモノハ入浴ヲ許サス
- 第二條 高度ノ湯ハ身ニ害アルモノナレハ之ヲ慎ム可シ

第三條 裸体ニテ室外ニ出ルヲ禁ス

四七四

右諸規則違犯ノ者ハ其輕重ニ從テ罰ヲ加フヘシ

但シ右ハ大要ヲ記スルモノニシテ時宜ニ從ヒ或ハ變換スルコト有ルベシ

五 通 則

第一條 生徒ハ十五歳以上二十四歳以下行狀端正體質壯健ナル者トス

第二條 入校ヲ願フ者ハ本人ノ履歷書ヲ添へ學區取締戸長ノ連印ヲ以テ本校へ申出ベシ

但シ他縣管下ノ者ハ時宜ニ因リテ一兩名ノ保證人ヲ立テ入校ヲ許スコト有ルベシ尤保證人ハ當縣管下選舉議員投票ノ權ヲ有スルモノニシテ可ナリトス

第三條 入學試験ハ普通ノ書ニ就キ讀物講義及探題作文セシメ算術ハ問題ニ依リ答式ヲ作ラシム

第四條 臨時入校ヲ許ス者ハ其學業ノ各課ヲ試験シ其優劣ニ從ヒ各級ニ編入スベシ

第五條 縣下上等二級以上生徒ハ授業料ヲ省キ食費ヲ給與シ同三級ハ授業料ノミ相省クベシ

但シ上等從學秀才ノモノ極貧ニシテ學資辨シ難キトキハ三級以下タリトモ別ニ議スル所アルベシ

第六條 舍長ハ上等二級生以上ニ準シ授業料ヲ省キ食費ヲ給與スベシ

第七條 生徒ハ寄宿二百名ヲ定員トス

第八條 事故アルニ非サレハ半途退學ヲ許サス

六 教 場 規 則

第一條 萬事教員ノ指示ニ從フ可シ

第二條 席順ヲ亂ル可ラズ且授業中猥リニ席ヲ離ル可ラス

第三條 喫煙及談話ス可ラス

第四條 受業時間ノ外教員ノ許可ナクシテ教場ニ入ルヘカラス

第五條 教員ノ許可ナクシテ教場ニ備フル處ノ書器ヲ使用スヘカラス

第六條 課業ニ用ユル書器ハ自費ヲ以テ辨ス可シ尤モ其品數ニヨリ貸給スル事アルヘシ

但シ借用ノ書器破損又ハ紛失ノ事アレハ原價ヲ以テ償還スヘシ

明治九年四月

熊 本 縣

次いで十二年八月改正せられて「熊本中學校假規則」なるものが發布せられた。九年四月の比して相當整備してゐるが、重ねて全文を擧げることゝ省き、一三の要點を示して置く。

○その通則第一條に

中學ハ年齢滿十四年以上ニシテ小學全科卒業ノ者ヲ入學セシムルヲ法トス

但シ即今小學校全科卒業ノ者少ナキヲ以テ當分小學ヲ卒業セスト雖年齢滿十四年以上ノ者ハ試験ノ上入學ヲ許ス

としてある。

○修業年限は四ヶ年に改め之を八級に分ち、毎級六ヶ月としてゐる。

○小學校を終へざる年少者のために一ヶ年の豫科を設けてゐる。

ハ、教職員 創立當時即明治九年の狀況は書類見當らないが、十二年の再開校の折の職員は次の通りである。

職員表

| 職務 | 作給 | 本貫 | 氏名 |
|---------|----|--------|-------|
| 師範學校長 | 三〇 | 秋田縣士族 | 田中政五郎 |
| 兼中學校長 | 三〇 | 熊本縣士族 | 杉原知足 |
| 教授方兼副長 | 三〇 | 鹿兒島縣士族 | 三友鼎 |
| 一等訓導 | 二〇 | 茨城縣士族 | 水野浩 |
| 三等訓導兼監事 | 一五 | 茨城縣平民 | 荒木威 |
| 四等訓導 | 一〇 | 熊本縣士族 | 甲斐隆道 |
| 中學校係 | 一〇 | 全 | 西信敬 |
| 全事務係 | 七 | 全 | 富田本近 |
| 全事務係 | 六 | 全 | 櫻田鼎 |

二、生徒 九月再開校以後の生徒員數は次の如く記されてゐる。

| 月 | 本科第八級 | 豫科一級二級 | 合計 |
|-----|-------|--------|----|
| 九月 | 二三 | 一九 | 四二 |
| 十月 | 二五 | 三二 | 五七 |
| 十一月 | 二五 | 三二 | 五七 |
| 十二月 | 二五 | 三一 | 五六 |

再開校に際し募集した人員は本科二十五名、豫科五十名であつたのに對し應募者は通じて三十八名しか

なかつた位で、再募集したりして漸く右の程度に達した状況である。

2 人吉變則中學校

イ 創設状況 設立願出があつたのは明治十二年三月廿六日である。即ち熊本中學校の再開よりも早かつたわけである。願書によると位置は人吉町、校名は人吉變則中學校、所屬町村は求麻郡各町村としてある。そして其の設立趣旨に

右之通今般設立致シ小學齡外ノ中生ヲ教育シ其中目下緊要ノ小學授業生ヲ養生シ且ツ其生徒中ヨリ拔擢シ本縣師範校へ入學セシメ追テハ該校ヲ以テ當中學區内ノ中學校ニ引直シ候目的ニ付云々とある。之が郡内町村長總代、戸長總代、學區取締等の連名で願出でられ、郡長も右趣旨の添書を附けてゐる。それで別項「學校の内容」のところて詳説する如く、本校は授業生速成養成所の色彩を多分に持つてゐる余程變則のものであつたのである。之に對し縣でも考慮したと見えて學務課から富岡縣令へ指令伺をしてゐるのに次のやうな理由書を添へてゐる。

變則中學校ノ件

變則中學校設立ノ儀別紙ノ通り求麻郡ヨリ伺出ノ處左ノ條件附箋案ノ通り改正爲致候ハバ不都合ノ廉モ無之、然ルニ公立學校ノ教則ハ文部省へ可相伺成規ノ處此教則ノ如キハ獨リ求麻ニノミ限ルコトニ

テ實ニ非常外ノ變則ニ付文部省へ可伺程ニモ無之第一本縣ノ正中學教則無之内ニ變則ノ語出ル義ニモ無之故此分ニ限リ本縣限リ當分御開届相成可然哉此段相伺候也

さうして教則に一部の改正を條件として許可されてゐる。そして指令案に朱書で「教則ハ實地試ノ上追テ文部へ伺可然候」といふ注意を記してある。

□ 學校の内容 自ら變則と銘を打つて生れた本校の内容は其の教則によつて之を察することが出来る。一部分は認可指令と同時に改正の指示を受けたのであるから茲には其の改正されたものを示す。

變則中學教則

例言

第一條 本校ハ學齡外ノ少年生ヲシテ從學セシメン爲設クルト雖即今區内教員ニ乏シキヲ以テ傍ヲ授業生等ニ充ツベキ者ヲ訓練セシメン爲ニ師範學校訓導ノ内一名派出ヲ乞ヒ是ヲ以テ首座ノ教師トス可キ事

第二條 學級ヲ分テ二級トシ各六ヶ月ノ修業トシ卒業ノ上ハ證書ヲ附與スベシ

第三條 前條六ヶ月ト定ムト雖從來ノ學術一二課ヲ收ムル者(即チ漢學ヲ學ヒ算術ヲ知ラサル者等)ハ專ラ其未修ノ課ヲ教ヘ必シモ六ヶ月ヲ卒ヘサルモ試業ノ上證書ヲ與フ可シ

第四條 一般ノ教則ヲ定ムル左ノ如シト雖生徒ノ優劣ニヨリ小學科書又ハ師範學校豫科速成ノ科書ヲ取交ヘ或ハ卒業之上授業生タル事ヲ欲セサル者ヘハ其見込ヲ以テ教科ヲ斟酌スル事有ル可シ

第二級

- 一 史學 國史概要 一 地學 日本地理要略
- 一 理學 物理階梯 一 文學 日本文典 作文
- 一 數字 筆算 珠算 一 習字 行書
- 一 獨見 修身論 農學提要

第一級

- 一 史學 西村茂樹編輯萬國史略 十八史略
- 一 地學 輿地史略 一 理學 物理階梯
- 一 文學 日本文典 作文 一 數字 筆算 珠算
- 一 習字 楷書 一 獨見 經濟入門

第五條 此學科卒業ノ上小學教員タラント欲スル者ハ近隣小學校ニ於テ二ヶ月間實地授業方ヲ演習セシメ此ノ間教育書ヲ讀マシメ而シテ師範校派出訓導ニ於テ速成部ノ試験ヲナス及第ノ者ハ師範校ニ請ヒ該部卒業ノ證書ヲ交付スベシ

右第一條第四條殊に第五條に明かに見える如く本校の内容は當時尙ほ不足を告げてゐた小學校教員の速成養成所であつたのである。

職員と生徒

教員としては、熊本縣士族米良以平(當時二十一歳)を上申してある。生徒は校則には、止宿生三十名

とし、其他通學生あるも苦しからずとしてあるが、實際の状況は據るべき書類がない。

四八〇

明治初頭より十四五年頃までの人吉の文教

習教館—晴耕雨讀舎—新舊學派の反目—新教育と人吉中學—

於教育座談會 米 良 以 平

人吉には習教館と申しまする學校が御座いました。其の學校は平洲先生(紀徳民)の設計に依つて建てられたもので、もう百五十年ばかりになつて居りませう。此の態本の時習館と二、三年位違つて居り、丁度徳川中世時代の文化が盛んな頃でありますから矢張りさういふ學校が建ちましたが、それでもつまり紀徳民に依つてやつて居りました。が後世になりまして藩に於ては朱子學を主としてやつて居りましたからかの佐藤一齊の門人が後をついでやつて居りました。此の習教館が立つて居りますのに御維新になりましたから、此の名目をば宣教所と改められ、こゝで漢學を本としてやつて居つたのであります。それから明治の時代になりましたから、慶應義塾に入つて卒業した先生が歸りまして宣教所となつた以上是も同じく英學もやつてよからうといふので二十人ばかり生徒が居つたのでありますから、一つにやつたがよからうといふ事になりました。けれども其の元の習教館の先生達が英學等を學校に入れる事は不可ないと拒んで遂に英學の方は他の方で習ふ事になつた様でありまして、此の習教館に入れなかつた事を私は記憶して居ります。さうして此の學校は遂に廢藩と共に廢りまして其の後に出來ましたのが此の明治五年の學制に據りました學校であります。それは漢學を本として一面に小學校の其の當時の教科書をやつて居つたのであります。それは新規の當時の學派に對し所謂保守黨が居つてあそこに藩主の下屋敷があります薩摩藩といふ所に二十四、五人か三十人ばかり居て漢學を本にして晴耕雨讀舎といふ晴るれば耕し雨降れば讀むといふ晴耕雨讀舎が出來、さうして其の邊の田畑を作り、色々な事をやつて居り、そこには今でも渡船場がありますが其の渡し等はそこ

の書生が渡しをしてさうして幾何かの渡賃を取り其の費用で自活自營をやつて居つたのであります。此の間私の友達の人吉が渡しを渡す時に申しましたが之は自分等の初め建てたものである。其の晴耕雨讀舎の者がやつたのであるといふ事を言はれました。所が其の當時其の附近に裁判官の方があつて、人吉區裁判所に行くのにこゝを通らるれば「役人なんか渡しやせぬ」といつて其の裁判官は渡さなかつたといふ事實があるといふ事です。さういふ風でありましたがそこでは漢學を本として所謂百姓もし、渡船労働もし、自活の途をとつて居つたのであります。それから設立の趣意といふものは「明德を明かにし至善に止るにあり」といふ大學の一章を取つて教育の目的としたのであります。それには高畑、高橋等の先生が教育をして居られたのであります。それから新學派の方は當時上級生は多少漢籍を読みました。私共は生徒の一年でありましたが其の時日本外史等を何うなり斯うなりやつて居りましたが、安岡權令が巡廻して漢籍は出來ない、新學派即ち教育令による様と嚴命され、年の十六、七にもなつたものが當時小學校の第八級から入つてイロハからやり直すといふ事になり、總て新學派によつてやり、又斯ういふ藩舎は置く事は出來ぬといふので、舊學を廢して新學派に移された事を記憶して居りますが、更に不平滿々であつたといふ事を覚えて居ります。さうして小學校が段々出來ますとそれ等のものが人吉に出來ました。小學校から渡つて教師にゆき又師範校から出て來るといふ事になつたのであります。當時の中學校は貧弱なもので教員の三人位に生徒の四五十人位で當時の中學校の教科課程に依り學校を建てたのであります。さうして教員も小學校を卒業した者を取るといふ事になつて居つたのであります。其の時には私も其の末席を汚して授業して居つたのであります。すが中學校若くは他の學校に行く階梯としては良い所であつたと考へます。當時熊本縣に於ても縣立の中學校を廢せられた事があります。縣ですら持てないから郡に於ては尙更中學校といふもの、負擔は出來ないといふて廢止しましたけれども建つて居つて中學校が又早く出來たならばいくらか人物を養成するに宜かつたらうと今日では考

へる次第であります。さうしてそれ等のものは相當に矢張り出世して各方面に出て居ります。それが人吉の廢藩置縣の當時の學校の有様で御座いました。それに就きましては年月日等は記憶しませんがそれは調べましたなら判るだらうと考へます。終りに一寸申上げますが此の熊本の時習館を御設立になりました秋山玉山といふ方とそれから平洲先生紀徳民此の方は同じ學派で御兩人共非常に意志相通して居られ、私は其の文を見ましたが兄弟の交をなすといふ様な事が御座いました。それは徳川中世時代學問が盛んになると同時に非常に學派が出来ました事は諸君の御承知の通りでお互に相競つて己れの學問を主張しつ、他を非常に排斥されたにも拘らず秋山玉山先生と紀徳民に於ては所謂仁義道德孝悌忠臣の道を説き他を排斥する事は道にあらずとし其の主張は同じ様に意見が合つたといふ事でありませぬ。熊本は有名な玉山先生が其の本となつて教育され、球磨郡も其の習教館は平洲先生の建てられたものでありますが、時勢の變遷とは申しながら熊本縣の今日の様に町村長や町村會議員も政黨員にあらざれば偉い者でなく小學校教員や巡查に至るまで政黨の爪牙たらざれば立身出世は出来ずと心得るに至りては地下の秋山・平洲先生も慟哭せらるゝ事と存じます。

橋本委員 只今の入吉の變則中學校の設置願には當時の小學校教員の養成をなすのが一つの目的と出て居りますがやはりさふ云ふものでせうか。

米良以平 いゝえ目的はそう書いてありますが各方面にでまして小學校教員になるといふ事はばかりではなかつたのであります。大体あの中から出世して大學に入つたものもありますしそれから士官になつた者もありますし僅かの期間にも拘らず効力があつたと思ひます。

○ 學 　　私

1 本期私學の概況

本期に入つて私學の使命は益々重きを加へた。前期に於て時習館其他の藩學は廢せられたし、學制は布かれたけれども、従つて小學校教育は大いに興つたけれども、中等程度の教育機關は未だ以つて全縣下の希望者を收容するに至らない時である。維新後多事の際、有爲の青年子弟を教育する機關は主として此の私學であつた情況である。

私學は前期に於ては維新前より存したものの約二十余、前期に於て新設されたもの十余、之に設置期不明のもの、幾分かを加へて察する時は少くも三十余校に及んでゐたのである。尙維新前の私學表に示したもにして實際は第一期までも殘存せるものがあつたかも知れない。

それが本期に入つては新設約二十と既設の殘存せしもの約四十とで凡そ六十校あつたことになる。總數に於ても、新設數に於ても増加して私學の隆盛の兆を見せてゐる。

本期の分に就ても學校の内容は一々詳細には分らない。縣廳文書として其の設置狀況や學則などが明かになつてゐるのは、廣取學校と盍簪學校である。従つて此の二校に就ての調査の結果と其の他の寄稿や談話とを紹介して本期私學の一般を見ることゝしたい。尙「私學表」に就ての説明は第一期の分を參照せられたい。

第二期新設私學表

| 名稱 | 所在地 | 設立者又ハ 校長 | 所在地ノ 位置 | 教養ノ主 ナル教科 | 設置 年月 | 實際 年月 | 廢止 年月 | 出 身者ノ 重ナル者 | 備 考 |
|------------|-----------------------|-------------------------------|--------------------------|------------------------|----------------|-----------------|----------|-------------------------------------|---|
| 池邊塾 | 玉名郡 橫島村 | 池邊吉十郎 | 阿蘇郡北小國 宮原一七 | 漢學 | 明治五年 | 明治五年 | | 高島義恭、園哲雄、 高橋長秋、阿部充 太郎、辛島格、池邊源 | |
| 清風堂 | 東市內 東坪井町 | 齊藤雅言 | 漢皇學典 | 漢學 | 明治六年 | 明治六年 | | | |
| 松下塾 | 全坪井町 | 大木淑真 | 漢學 | 漢學 | 明治六年 | 明治六年 | | | |
| 高野塾 | 北小國村 宮原一七 | 高野拙藏 | 阿蘇郡北小國 宮原一七 | 漢學 | 明治七年 | 明治七年 | | | |
| 新開學會 | 宇土郡新開 村 | 渡邊 紳全 | 上變則中學 | 明學 | 明治七年全 | 上 | | | |
| 林塾 | 市內 下職人町 | 林 可吃 | 下職人町二九 橋本榮八宅 | 算學 | 明治十年 | 明治十年 | | | |
| 廣取校 | 全山町 | 嘉悅 氏房 | 本山町 御殿跡 | 英語 | 明治十年 | 明治十年 | | | |
| 田尻塾 | 市內 千反畑町 | 田尻彦太郎 | 北千反畑六四 宮崎義愛氏 所有地 | 漢學 | 明治十一年 | 明治十一年 | | | |
| 中村塾 | 北千反畑町 | 中村 六藏 | 勤身崎ノ横丁 | 普通學 | 明治十二年 | 明治十二年 | | | |
| 私立 盡善學會 | 阿蘇郡宮地 村一九四九 | 高宮 貞松 | 宮地町 | 漢學 | 明治十一年 一月廿一日 | 明治十一年 十一月廿八日 | | | |
| 大原義塾 | 合志郡原水 村七二六 | 大原義塾社 員十六名總 紫藤 寛治 氏宅 | 大原郡原水 津村 主トシテ 學 | 漢學 | 明治十三年 三月十五日 | 明治十三年 七月廿三日 | | 山崎 熊太 紫藤 惟敬 杉原 敬 | 元桂陰學舎ト 稱シタリシガ 明治十年兵火 ニ罹リシ後入 原ニ移シテ稱 ス |
| 論世堂 | 玉名郡 伊倉北方村 三、二、五 | 國友 昌 | 伊倉町 今川宅 | 漢學 | 明治十一年 四月 | 明治十一年 五月十七日 | | 吉田 義靜 池部 重太郎 全吉 重太郎 古賀 次郎 | |
| 山田塾 | 高橋郡 小學校內 | 山田 葵 | | 漢學 | 明治十一年 | 明治十三年 | | 武下 秋鶴 佐藤 兵衛 | |
| 含窓義塾 | 飽託郡 城山村 | 村上 勤 | | 漢學 | 明治十一年 | 明治十六年 | | 三浦 喜傳 | |
| 修道齋 | 飽託郡 城山村下臺 | 眞道又太郎 | | 漢學 | 明治十二年 | 明治廿二年 | | 淺井 寅喜 | |
| 井上塾 | 市內 春日町萬日 | 井上 如泥 | | 漢學 | 明治十一年 | 明治十七年 | | 岩越 勝熊 | |
| 知新學校 | 熊本區 新屋敷町二 | 田尻彦太郎 | | 修身、文 學、歷史、 外學、二科 | 明治十一年 六月廿日 | 明治十一年 | | | |
| 藤本塾 | 上益城郡 安村字馬水 | 藤本 澹庵 | | 漢文 | 明治十一年 一月 | 明治十八年 五月 | | 藤本 一雄 | |

| 名稱 | 所在地 | 設立者又ハ 校長 | 所在地ノ 位置 | 教養ノ主 ナル教科 | 設置 年月 | 實際 年月 | 廢止 年月 | 出 身者ノ 重ナル者 | 備 考 |
|------------|-----------------------|-------------------------------|-------------|------------------------|----------------|-----------------|----------|------------------------------------|---|
| 春雨社 | 山崎町 | 元真 | 山崎町ノ西側 | 醫學 | 明治十一年 | | | | |
| 藤本塾 | 上益城郡 安村字馬水 | 藤本 澹庵 | | 漢文 | 明治十一年 一月 | 明治十八年 五月 | | 藤本 一雄 | |
| 知新學校 | 熊本區 新屋敷町二 | 田尻彦太郎 | | 修身、文 學、歷史、 外學、二科 | 明治十一年 六月廿日 | 明治十一年 | | | 明治廿二年 十一月廿日 ト改稱シ有 爲村ニ移 名 |
| 井上塾 | 市內 春日町萬日 | 井上 如泥 | | 漢學 | 明治十一年 | 明治十七年 | | 岩越 勝熊 | |
| 修道齋 | 飽託郡 城山村下臺 | 眞道又太郎 | | 漢學 | 明治十二年 | 明治廿二年 | | 淺井 寅喜 | |
| 含窓義塾 | 飽託郡 城山村 | 村上 勤 | | 漢學 | 明治十一年 | 明治十六年 | | 三浦 喜傳 | |
| 山田塾 | 高橋郡 小學校內 | 山田 葵 | | 漢學 | 明治十一年 | 明治十三年 | | 武下 秋鶴 佐藤 兵衛 | |
| 論世堂 | 玉名郡 伊倉北方村 三、二、五 | 國友 昌 | 伊倉町 今川宅 | 漢學 | 明治十一年 四月 | 明治十一年 五月十七日 | | 吉田 義靜 池部 重太郎 全吉 重太郎 古賀 次郎 | |
| 大原義塾 | 合志郡原水 村七二六 | 大原義塾社 員十六名總 紫藤 寛治 氏宅 | 大原郡原水 津村 | 漢學 | 明治十三年 三月十五日 | 明治十三年 七月廿三日 | | 山崎 熊太 紫藤 惟敬 杉原 敬 | 元桂陰學舎ト 稱シタリシガ 明治十年兵火 ニ罹リシ後入 原ニ移シテ稱 ス |
| 私立 盡善學會 | 阿蘇郡宮地 村一九四九 | 高宮 貞松 | 宮地町 | 漢學 | 明治十一年 一月廿一日 | 明治十一年 十一月廿八日 | | | |

第二期存在の既設私學名

| | | | | | | | |
|----------|--|-------------|--|-------|--|------------|--|
| 1 維新前の設置 | | 笠岩學舎 | | 溫故堂 | | 吉良塾 | |
| 野間口學校 | | 硯壽堂 | | 清乃屋 | | 遜志堂 | |
| 遊霞山房 | | 沚水塾 又は 大矢野塾 | | 集義齋 | | 芋生塾 | |
| 日新堂(阿蘇) | | 桂陰學舎 | | 櫻田塾 | | | |
| 孚齋 | | 興賢舎 | | | | | |
| 2 第一期の設置 | | 大山塾 | | 國友塾 | | 平川塾 又は 鹿澤舎 | |
| 竹添塾 | | 遜志齋 | | 翼々舎 | | 熊本洋學校 | |
| 中津海塾 | | 日進堂(熊本) | | 晴耕雨讀會 | | 習之齋 | |
| 會輔堂 | | 大里塾 | | 爰疑堂 | | 善我堂(熊本) | |
| 牧塾 | | 孤松堂 | | | | | |
| 平田塾 | | 杉原塾 | | 田尻塾 | | | |
| | | ; 其 他 | | | | | |

「設置期不明私學表」に掲げたもの、中、左に示すものは既に本期に存在したことが、其の廢止期から推して知られる

2 各學校狀況

廣 取 學 校

1、創設狀況 熊本洋學校の廢絶後野々口等によつて再興を計つたが遂に實現に至らなかつたことは

洋學校の項に述べた通りである。

然れども明治十年の役全く收まつて世は平和に復し民心又學を想ふやうになつて來て洋學機關の再興熱はまた高まつて來た。洋學校の閉鎖と同時に基督教信者の一派は多く京都同志社に投じたが、卒業生中在郷者にして最も光つてゐたのは福島綱雄であつた。洋學校閉鎖當時生徒であつたもの、中有志者數名は此のまゝ初志を廢するに忍びず、福島を中心とし教師として、もと洋學校備付の洋書の貸與を請ふて極めて小規模の洋學研究を開始した。

此の狀況を傳へ聞いた洋學志望者は漸次相集りて其の數を増し實質的に學校の内容を備ふるやうになつて來た。茲に於て一般社會有志の援助に訴へて遂に廣取學校結社なるものが組織せられ、此の團體の力をもつて完全なる一學校を經營することゝなつた。其の中心幹旋者は無論野々口であり、之と相並んで嘉悦氏房、林秀謙があつた。

明治十一年九月認可があつて同十月廿一日開校の式を擧げてゐる。學校の所在地は託摩郡本山村四百七十八番地と記されてゐる。

校名の廣取學校といふのは開校式の際の野々口の祝辭中にあることによつて明瞭であつて、それは——此校ニ坐シ以テ語學ヲ講明シ以テ廣ク知識ヲ世界ニ取ラント欲ス是レ廣取學校ノ名稱ヲ生スル所

といふのである。

なほ創立當時の状況と関係者の熱心を知るために教員福島綱雄の朗讀せる祝辭全文を掲げて見よう

祝辭

物ノ盛ナルモノハ微ナルヨリ始リ大ナルモノハ小ヨリ成ル蓋シ自然ノ天理ト云ト雖モ人事參贊ノ功ニ由ラサルアルヘカラサルナリ謹テ惟ルニ本校ノ興ルヤ曾テ古城舊洋學校ノ將ニ廢セントスルノ日ニ當テ有志者社會思フ所有リ以テ保護接續ノ法ヲ設ケ上ハ以テ朝廷勸學ノ御主意ヲ奉休シ中ハ以テ舊藩主公ノ素志ヲ繼述シ下ハ以テ縣下人民將來ノ公益ヲ計リ再ヒ此學ヲ盛大ニシテ國家萬一ノ恩ニ報セント企テシニ漸々遂ニ其志ヲ達スル事能ハス終ニ全ク廢絶ニ至リシハ實ニ客年二月ノ事ナリキ續テ南賊襲來人民離散學事ノ底止スル殆ンド半歲餘既ニシテ亂稍平キ士民得テ業ニ就ク人心モ亦漸ク學事ヲ思フノ秋ニ遭フ此際ニ因シ舊洋學生徒綱等僅々六七名洋學ノ素志ヲ達セン事ヲ望ムト雖モ其書籍ナキヲ如何トモスル事能ハス之ヲ一二ノ有志ニ謀ル有志其望ノ切ナルヲ好シ官ニ請テ典籍ノ貸與ヲ仰ク官モ亦其支ノ美學ト云フ以テ若干ノ洋籍ヲ貸與セラル是ニ於テ乎再ヒ素志ヲ伸フルノ期ヲ得タリ然モ實ニ僅々乎トシテ微ニシテ且小素ヨリ未タ學校ノ休アラス又學校ヲ以テ名クヘカラス然リ而シテ四方ノ士庶洋學ノ今日ニ樞要ナルヲ知テ志ヲ懷ク者次第ニ傳致シ共ニ學テ其道ヲ得ン事ヲ望ム者續々止マス遂ニ未タ學校ヲ以テ名クヘカラスト雖モ稍學校ノ休アルニ至レリ是ニ於テカ有志者社會奮然トシテ振テ再學ヲ謀リ一教員ヲ得テ一小校ヲ開キ一舍ヲ新築シテ人員ヲ増殖シ夫ノ所謂名ト休ト兩然ノ實ヲ得テ漸次大ニ盛大ノ規模ヲ致ント欲ス依テ綱ヲ擢テ以ツテ教員ノ大任ニ充ツ綱不敏之ヲ辭セント欲ス綱ヤ曾テ舊費ニ在ルヤ多方俊才ノ驥尾ニ陪シ幸ニ全科ノ業ヲ得タリト雖モ豈ニ敢テ教員ノ大任ニ堪ユル者ナラシヤ然リト雖モ卒業ノ先輩概ネ出テ他邦ニ行ク綱獨リ在リ綱ニシテ之ヲ辭スル時ハ則チ彼有志者社會ノ志ヲ空ス綱不敏ナリト集モ以テ其乏ニ受サルヲ得ス是ヲ以テ綱ヤ斷然意ヲ決シ其任ノ重ヲ擔當シ以テ大ニ有志者ノ志ニ答ント欲ス

有志者社會連署シテ官ニ請フニ公立英語學校設立ヲ以ス官本年九月某日ヲ以テ之ヲ許可シ本月本月初テ盛ニ開校ノ典ヲ學ラル嗚呼盛ナル哉抑モ我洋學タル徳性ヲ尊テ問學ニ依ル仰テハ日月星辰ノ理究メサルナク俯テハ土地萬物ノ理究メサルナク一步一進以テ其蘊奧ニ至リ夫ノ空理ヲ談シテ實事ヲ踐マス高遠ヲ説テ地歩ヲ占メス因循學者家流ノ木ニ縁テ魚ヲ求ル如キ迂濶ノ學ニ非ルナリ噫初僅々乎タル綱等六七名ニシテ誠ニ微ニシテ且小ナルモノ今此盛舉ニ遇フ素ヨリ天運ノ然ラシムルモノ有リト云ト雖モ初メ官ニシテ典籍ノ恩貸アリ社會ニシテ篤志ノ盡力アリ生徒ニシテ不撓ノ勉勵アリ此三因結合シテ此成果ヲ爲ス果シテ夫ノ天理ヲ參贊スルノ切ナシト云フヲ得ンヤ然リ而シテ此ノ不撓ノ生徒綱ヤ不敏共ニ益勉勵ノ功ヲ加ヘ校中一致協力シ互ニ相愛スル事兄弟ノ如ク互ニ敬戒スルニ信實ヲ以テシ互ニ切磋シ互ニ琢磨シ上ハ以テ朝廷勸學ノ澤ヲ奉シ中ハ以テ官ノ恩施ノ厚キニ報シ下ハ以テ有志者社會ノ篤志ニ答ヘ益以テ斯學ノ盛大ヲ極ルコト有ル時ハ則チ善々タル有衆生徒綱ヤ不敏ノ如キモ亦各其器ノ盛大ヲ極ルコト有テ而シテ本校ノ盛大ナル日ヲ期シテ待ツヘキノミナラス微ヨリ盛ニ至リ小ヨリ大ヲ成スモ豈ニ亦窮極アラシヤ綱曾テ西哲ノ詩ニ感スルモノ有リ歌ヲ以テ今日本校盛典ノ祝詞ニ換フ詩ニ云大海ハ一小滴ノ雨水ヨリ成リ大陸ハ一小粒ノ土砂ヨリ成ル

福島綱雄

明治十一年季十月廿一日

ロ、學校の内容 縣廳文書に收められてゐる教則、校則を掲げて其の學校内容を察すること、しよ

教則

○教授ハ専ラ英語ヲ以テスルヲ本務トス

但人々受用上ノ奧義ヲ了解スル等ノ爲メニハ國語ヲ用ユルコトアリ其要領ヲ失ハサルカ爲ニス

○學級ヲ分テ六トシ毎級六ヶ月ノ修業トシ滿三年ニ至リ全ク卒業スルモノトス

○一週年ヲ以テ二學期ニ分チ卒業スル處ノ學科ヲ試驗シ等級ヲ下上ス
 ○每級試驗ノ上及第スル者ハ進級證書ヲ與フ若シ落第スル者ハ原級ニ置キ溫習セシムヘシ
 ○上課授業時間ハ一日五時ヨリ少ナカラス七時ヨリ多カラサルモノトシ而シテ生徒業ヲ受クルハ一人一日朝夕二時間トス是教員寡クシテ生徒多キカ故ナリ
 但時トシテ變換スルコトアルベシ

學級順序

| | | | |
|------------------|---------|----|--------------------------|
| (午前課) 第一課程書 習字 | 全 年後半學期 | 五級 | (午後課) 第二課程 書綴リ |
| (午前課) 英文典 中等書 | 第二年前半學期 | 四級 | (午後課) 第三課程書 地理初步兼圖學 大地理書 |
| (午前課) 中算書 大算書 代數 | 同 年後半學期 | 三級 | (午後課) 大地理書 歷史 |
| (午前課) 代數 | 第三年前半學期 | 二級 | (午後課) 歷史 窮理書 |
| (午前課) 幾何 星學書 | 同 年後半學期 | 一級 | (午後課) 化學書 人體書 |
| (午前課) 星學書 地質學書 | | | (午後課) 人體書 文學書 |

一周一回ノ科目ヲ設ル左ノ如シ

話文和 書取和 作文和 和漢學 素讀
 英 英 英 英 講義

此四科目ハ正課ノ外必ス一周一回ヲ務メ三年ヲ通スモノトス

校則

- 入學生徒滿十四年一月以上廿年以下トシ兼テ讀得ル所ノ書目ニ依リ其學力ヲ試驗シテ後入學ヲ許ス但小學卒業ノ者ハ此限ニ非ズ
- 凡入學ヲ請フ者ハ父兄若ハ其代理タル者ヨリ直接ノ囑托ヲ得ケ入學ヲ許ス
- 學科ハ教則ノ通初級ヨリ順次課程ヲ經テ卒業スルモノトス此間猥リニ退學スルヲ許サズ 但シ不得止事故アリテ退學ヲ請フルハ第二條ノ手續ヲ以テ請求スベシ
- 授業料三等ニ分ツ一ヶ月左ノ如シ
 - 一金三拾錢 相當則上等トス
 - 一金貳拾錢 中等
 - 一金拾錢 下等
- 但貧者ニシテ相當納メ能ハサル者ハ中下二等ノ内ヲ納メシム

束脩料

一金壹圓ヨリ少ナカラズ 一金貳圓ヨリ多カラズ

右ハ入學ノ都度一度收納ス

四九二

○入學生徒ハ寄塾通學共ニ本人ノ望ニ任スト雖モ寄塾生ハ着席ノ都合アレハ時トシテハ人員ヲ限ルコ
アルベシ

○休業定規

大祭日 祝日 毎土曜日午後ヨリ日曜日中

夏期八月一日ヨリ三十一日ニ至ル

冬期十二月廿六日ヨリ一月十日ニ至ル

此他臨時ノ休業ハ其都度々々告示ス

○試験規則

一 項 試験ヲ分ツテ月次定期ノ二種トス

二 項 月次ハ日々授クル所ノ業ヲ毎月末ニ行フヲ云フ而シテ其點數ヲ記載シテ定期ノ算較ニ備フ

三 項 定期ハ毎學期ノ終リニ之ヲ行ヒ月次ノ表ト比較シ等級ヲ定ムルヲ云フ

四 項 等級ヲ甲乙丙丁戊ノ五等ニ分チ各科試験ニ與ユル所點數ト月次ノ表トヲ算較シ生徒ノ順次ヲ

定ム之ヲ通常階級トシ一學期毎ニ變換スルモノトス

五 項 定期試験毎ニ進級スル者ヘハ其證書ヲ附與シ全科卒業ノ節ハ更ニ全科卒業證ヲ附與ス

六 項 全科卒業ノ試業ニ落第スル者ハ尙元級ニ据置キ其諸科ヲ溫習セシム

七 項 每級諸科ノ得點ト等級トヲ比較シ諸科丙科等以下ノモノハ落第トス

八 項 每級諸科格別優等ノ者ハ臨時試業ヲ行ヒ昇級セシムル事アルヘシ

九 項 試験ヲ行ヒ等級ヲ上下スル等ノ事件ハ一切教員ノ任トス

○生徒心得ノ要

一 項 凡學問ノ道自己ノ勵精ヲ欠成效ノ見ルヘキナキハ論ヲ俟タス皆自ラ新タニセサルヲ得サルノ

理由ナリ故ニ各自獎勵法ヲ講明シテ其業ヲ勤ムヘシ 但日用一時ノ成規ヲ要スル事件ハ生徒

中協議ヲ以テ之ヲ施行スヘシ尤モ協議ノ決案ハ必ス書シテ之ヲ教員或ハ學校總代人ニ兼テ差

出シ置クヘシ

二 項 拜借ノ官本取扱嚴重ニ相心得ヘシ若萬一破毀損失スル者ハ之ヲ辨償セシム

三 項 官本取扱ハ總テ總代人或ハ教員ノ外猥リニ取扱ヲ禁ス

ハ、教員及生徒 教員としては福島綱雄だけ記されてゐる。教則に於ても「正課授業時間は一日五時

より少からず七時より多からざるものとし、而して生徒業を受くるは一人一日朝夕二時間とす是教員寡
くして生徒多きが故なり」としてあるが如く、職員が手不足であつた爲め五時間乃至七時間も授業をや
りながら直接教授を受けるのは二時間限度であつたのである。

學校の諸事務は結社總代人として、野々口が主としてやつて居たやうに察せられる。縣廳へ提出の書

類を見ると同氏だけの名義であつたり前記林秀謙、嘉悦氏房の兩人を加へてあつたりしてゐる。生徒は前に述べし如く向學熱の高まつた折であつたから、希望者は相當にあつたやうである。入學當初の生徒として氏名を掲げられたのを見ると、

二級生 一名 三級生 四名 五級生 十二名 六級生 廿九名

となつてゐる。林田龜太郎、竹崎隼雄、同元彦、紫藤章などいふ人たちの名も見當る。六級以外の生徒或は廣取學校の前身たる福島中心の研究團員たちであらう。現に洋學校の生徒名と見當るものにして廣取學校の生徒名簿に載つてゐるのも明瞭にわかつてゐるものもある。開校式の折にはそれ等の生徒たちが英作文の朗讀や英語談話や、對話などを演じて來賓に見せてゐるから大分學力はつけられても居たであらう。年齢は右四十六名では十一歳が二人か居て大抵は十四五六歳頃である。

廣取學校に就て

洋學校の廢止—十年の戰爭—物置の二階が學校—寢室兼自習室兼教室—

於教育座談會 高木 第四郎

私の記憶してをる所では洋學校は明治四年頃より出來たかと思ひます。米國よりゼンス陸軍中尉であつたかと記憶してをりますが氏を呼びまして英語の教師として開かれましたが、當時は殆んど英學でもつて洋學としてをり、洋學といふと英學といふ風にして居つたと思ひます。私は其の學校に居りませんから素より詳しい事は知りません

が、紫藤氏は洋學校に明治八年に居つたといふ事で後廣取學校で一緒になりましたから私の話の漏れた所は補ひを願ひたいと思ひます。

私が廣取英學校と申しますのは余田さんのお話になつた通り、洋學校なるものは明治九年七月にゼンスが滿期となつてまゐつてそれと同時に廢止になつたと思ひます。廢校後明治九年は御承知の通り十月二十四日に神風黨の變がありましたし、其の時分より鹿児島の方は物情騒然として何時熊本に西郷の兵が來るか知れぬといふ話があつて居つたのでありまして之は明治九年の秋頃からございました。すると果して明治十年の二月二十二日には西郷の兵が來て熊本城の籠城開戦となつた様な風で明治九年の神風黨の亂から十年の西郷の戦が始まります間殆んど教育界の事等は今から考へますれば想像のつかない様な寂漠と申しますか教育といふ方面に就ての事は、丸で忘れられて居つた様に思ひます。十年の戰爭は二月二十二日が開戦となり熊本城の圍みとなり四月十五日に始めて熊本城へ南北の官軍がまゐつて城の圍みが漸く解けた様な風で、それから九月二十四日の城山落城まで熊本より薩軍は日向路をさして退却致しましたが、四月十五日に熊本城の圍みが解けると同時に、其日御船方面に薩軍は退却して漸次熊本は秩序が回復する様になりましたが、併し未だ却々教育なんていふ事は容易に手に着け様もなく市民は漸く兵禍を免れて熊本に歸ると、家屋はなくなつて居るといふ風で教育などといふ事は殆んど手の着け様もない状態であつたと思ひます。それに私共の先輩山田、嘉悦兩翁の如き相當教育方面に心配して居られましたが、又其實學者中の仲間には相當な有力な人が居られまして、さういふ人の間に色々お話がありまして、明治十年の十一月頃から此の洋學校の流れを汲みまして、當時英學といふ事は泰西の文化を學びますには非常に必要だといふ考へが一般にあつたと思ひますが、此の洋學校の流れを汲みまして英學の學校を起したが宜からうといふ事に就いて、私共先輩の間にお話がありましてさうして今の本山町にもと柏原家の邸宅の廣い所があつたのを私共の先輩嘉悦翁が買受けて住つて居られたので其處に英學校を作つたのであります。其の廣取英語學校と申しますのは廣い知識を世界に取る

英語學校といふ事で、十一年の一月頃より先づ廣取英學校といふ名稱の下に英語塾即ち英語學校が開けたのであります。私は十一年一月より其の學校に入學したのであります。其の學校は今日の教育に携はつて居られる方々に御想像も及ばぬ位洵にみずばらしいもので、嘉悦先生の自宅が學校となりましたが長屋立ちで下は物置で上の方に疊を敷く所があり、それはどの位ありましたか二間幅の家で五、六間位のものであつたと思ひます。さうしますれば疊が二十枚そこ／＼でも敷かりますか、其の下の方は埴氣物大根漬であるとか焚物があるといふ風で、先づ其處が初めに出来ましてそれから其の時はどういふ事で其の授業が出来て居つたかと申しますれば、熊本洋學校を卒業されました所の福島綱雄先生、此の人は御存知の方が大分あると思ひますが、晩年は尙綱女學校の校長となつて活躍され、今日の尙綱校の當時あそこに第一の建築が出来た其の第一の校長であつたと思ひます。其の福島綱雄先生が洋學校を卒業して居られて始め仕事がない様でありましたので嘉悦先生等が相談し合つてその福島綱雄先生を呼んで英語の教師とされ、英語はもとより數學も先生が教へられたのであります。初めの生徒数は貳拾人余と思つて居ります段々盛んになつた當時が五六百人位で、その二十枚敷位の二階であつたのをその隣りに長屋續きに何とも二間幅に六七間位の二階屋を新築された。それは南北に窓をあげそこに机を置いて一杯つまり、それが勉強室ともなり寢床もそこで授業も亦そこでやる、さういふ風にしてやつて居つたのであります。上下合せて四五十枚敷位はあつたと思ひます。又一方嘉悦先生の自宅は相當廣い處でありますからその座敷等や部屋も一部寄宿舎に充て授業するにも外に教場があるといふのでは無く自習する所も授業室にします處も何もかも同じで晝は授業室になり晩は自習室になり寢室は當然といふ風で、そうして五六百人位居つた事があります。それが明治拾一年の一月から拾三年の四月頃までそこで學びましたが、その後外に感ずる處があつてその學校を出しましたが、なんでも拾四五年頃迄續きました様であります。だん／＼おそく出た人に今の九州學院長遠山參良氏等があり、この人は私共よりおそい人ではありますが、その拾一年から拾三年の間は前申し上げました様な事であつて、福島先生が數學や英語等

一人で教へて居られ、上級生が僅かに補助教授した様な事でありました。一方に教科目の方面は主として英語で數學をやつて居つた様でありまして、五六百人居りましたが、大學に入つて高等教育をうけた人は十四五人位あつたと思ひます。さういふ風な事で廣取英學校といふものが起りましたが拾五年頃には止んだ様であります。止めたのはどういふ譯でありますかよく存じませんが、嘉悦家の事情の爲學校を續けられぬといふ事に相なつたものであります。然し少しく前後しましたが洋學校の舎監として野々口爲志先生が居られまして、その方が廣取英學校の舎監役目であつて色々生徒の監督といふ事をやつて居られ校長の嘉悦先生山田先生はもとよりそれに參加して居られました。山田先生は又別に上林の共立學舎を起されました。それは英語でなくして漢學の塾であります。主としてその方をやられ間接に關係はありましたが廣取英學校の事は主として嘉悦先生がやられ、それに對して山田先生は顧問役の處で漢學の講義をして居られた様で、それが拾一年頃初まりまして拾五年頃先生の學校も解かれたといふ事に相成つたと思ひます。以上私の記憶の極めて概略を申し上げます。

盍 簪 學 舎

明治十一年十月廿一日阿蘇郡宮地村二四七番地に於て設置認可されたる私學である。生徒員數三十八名となつてゐる。當時の私學の一般を知るためにもなるから今學科教則を縣廳文書に據つて記さう。

一、學科 漢和洋兼學

一、學則

下等第六級

一、讀書（孝經、大學） 一、算術（數字） 一、習字（假名、洋文學）

全 第五級

- 一、讀書（論語、中庸） 一、算術（位取） 一、習字（楷書、千字文）
- 全 第四級
- 一、讀書（孟子、日本畧史） 一、算術（加法） 一、習字（楷書、唐字選）
- 全 第三級
- 一、讀書（詩經、日本地誌畧） 一、算術（減法、加減、合法） 一、習字（行書）
- 全 第二級
- 一、讀書（書經、易經、萬國史畧） 一、算術（乘法、加減乘合法） 一、習字（草書）
- 全 第一級
- 一、讀書（禮記、內國史畧、萬國地誌畧） 一、算術（除法、四術合法） 一、作文（通俗往復文）
- 上等第六級
- 一、讀書（春秋左氏傳國語 十八史畧 日本地理書） 一、算術（至大等數）
- 一、作文（片假名交記事） 一、詩作（五言絕句）
- 全 第五級
- 一、讀書（史記、戰國策、國史畧） 一、算術（至小倍數） 一、作文（史類復文） 一、詩作（七言絕句）
- 全 第四級
- 一、讀書（說苑、世說新語、蒙求、日本外史） 修身學（修身論）
- 一、算術（自命分至通分） 一、作文（漢文記事） 一、詩作（五言律）
- 全 第三級
- 一、讀書（文章軌範、文選日本政記、和譯地理全志） 一、理學（物理楷梯） 一、化學（化學篇）

- 一、算術（自加分至除分） 一、作文（雜題漢文） 一、詩作（七言律）
- 全 第二級

- 一、讀書（歷史綱鑑、國史纂論） 一、理學（氣海觀測廣義） 一、化學（未究）
- 一、算術（比例） 一、作文（同前級） 一、詩作（五言排律）
- 全 第一級

- 一、讀書（綱鑑易知錄、大日本史、唐宋八大家讀本） 一、理學（博物新編）
- 一、化學（未究） 一、算術（利息算） 一、作文（同前級） 一、詩作（五七言古）
- 一、塾 則
- 一、座班者以學級爲順
- 一、朝六時起夜十時臥
- 一、整肅諸具清潔塾內不可汚障壁
- 一、借用書籍每歸省可返致塾中會稽亦準之
- 一、不許漫外出則必可告其事故
- 一、除昆弟外禁同臥
- 一、塾中禁酒
- 一、犯規則者可以炊飯及灑掃贖之 以上八條

以上が同學舎の學科、教則、塾則である。地理や歴史が讀書の内に入つてゐることや、教科の程度から云ふと、讀書では既に、左傳や十八史略、史記、戰國策などを學習し、五言、七言の詩の絶句を作る

生徒が、算術ではやつと、最小公倍数、最大公約数を學習し、卒業のとき利息算で終ることなど、理科の如きは、ほんの、初步に止まることを思ひ合せて、當時に於ける、漢學對各教科の權衡が如實に窺はるゝ様である。そして、厚薄の差こそあれ、當時の私學通しての傾向ではないかと思ふ。

松下塾(惜陰舎)の話

郷學校—連の思想—實學派—國粹保存派—惜陰舎と大木先生—士風の鼓舞—敬神黨の變—士氣昂る。

於教育座談會

宇野東風

松下塾を起した時の動機を申しますと、少し永くなりますけれど、明治二年に藩學時習館の改革がありました。初等教育科を引分けて熊本市内の六個所に郷學校を設けたのでありまして、内坪井にも其の學校が出来ました。其は丁度觀音橋から東へ向つた町の中央に大河原典太といふ人が居りまして、是は大祿の人で邸宅も廣いのでありますから、其邸宅に郷學校が出来ました。此所に坪井地方の幼年子弟を收容して教育して居たのが、明治三年八月熊本で世俗には藩政の大崩れと申しました大改革がありまして、各方面に亘りて藩制の變革があり時習館も郷學校も悉く廢止せられて文武藝の稽古所が無くなつて仕舞ひました。

各郷黨共非常の迷惑で先輩等の盡力で各地に學問所を起しましたが、坪井にも先輩等の心配で同町の右田小五郎といふ人の邸に學問所を起しました。又内坪井町には元時習館の先生であつた國友重昌といふ人が私塾を開いて居られましたから其に入塾して教を受けたものであります。

明治の始内坪井連は時勢に感ずる所があつて、連中互に意見を異にする所から分離したのであります。元來内坪

井は實學連でありまして、時勢に順應し西洋文化をも採用する流でありました處、國粹保存西洋きらひの青壯年者中山平太郎、片山甚十郎、佐々干城、淺山基雄等數十人は實學派と分離しました。而してまた明治の四年になつて再び分れました。其は佐々干城全弟友房淺山基雄全弟知定高島義恭松村勝三等は時勢に感ずる所あり、世態人情の日に非なるを知り無爲にして終るべからず、螳臂を揮うて國家に盡さんと思ひ、他郷黨の有志と交り又は當時の習慣であつた士籍と輕輩の階級を打破して廣く交友を求めました。それを中山片山等の連中が故障を申立てましたから、かゝる俗論者とは俱に謀らずと申して佐々淺山高島等が中山片山等と分離したのであります。

此派の幼年者は年長者と共に二つに分離しましたが、其者等は是まで國友重昌先生の私塾に就いて學んで居つたのを、國友先生は此際中立を標榜するといふて此の分離者双方の子弟を謝絶して塾から出されたので、いづれも大迷惑を致しまして、佐々派の人々は一時松村勝三の父十之進といふ人其他老人達が分けて受持ち教育を施して居ました。其後本縣では明治六年かに文部省の新學制に據り學校の建直しのあるやうになつてから佐々派の人々學舎設立の話があつて、佐々干城の名を以て縣の許可を受け内坪井町の松下意忠宅に惜陰舎といふを創設しました。全町に住んで居らるゝ大木淑慎といふ先生を招聘して幼年者を教へて貰ひ青年等は之に寄宿する者あり、先生の會讀又は佐々、淺山、高島等年長者の誘導を受けて居りました。

此の惜陰舎といふ名は樞原知定先生に附けて貰うたので立派な名であります。實は名計りで寄宿生等は光陰を惜んで孜々として學問を勉むるといふ風ではなかつたやうであります。然し明治維新に關係した志士の作つた詩歌を集めたものゝ殉難草、振氣篇、興風集などいふのがありまして、此等を好んで朗吟するとか、又は水戸學の弘道館記、新論、回天詩史などを讀ますとか大に士氣を鼓舞することを先輩は努めて居りました。

明治七年に千葉城に中學溫故堂が設置せられました。惜陰舎生の内溫故堂へ入學したのもありますが、やはり惜陰舎も續きて居りました。明治九年四月溫故堂が廢せられました。同年五月千葉城の上段今の借行社の所に熊本正則

中學校が出来ましたが、此學校では英語を學ばねばならぬといふことで、其を嫌うて入學せぬものが多數ありましたので、先輩等の周旋で手取本町の袋丁に永田文九郎といふ人の邸宅、此程迄手取小學校のあつた所であります。其處に學舎を設けて坪井通町方面の子弟を集めておりました。私も初め温故堂に入りて其から、正則中學には入校せずして此の永田邸に入塾しました。此時も惜陰舎の方は依然繼續しまして私は永田邸と惜陰舎と双方へ往來して居ました。さうして此時分からは惜陰舎は内坪井連佐々派の同志集會所のやうにもなつて居ました。

それから九年十月敬神黨暴動の際には其日の晝間今夜彼等が熊本鎮臺に斬入るとの事を聞知して、先輩から連中に報知して警戒せよとのことでありましたから、皆々同志者は惜陰舎に集合しました。當時は廢刀令の出た後で帶刀禁止となつて居ましたけれど、皆々刀劍を携へ間に鐵砲を持つたものもありました。是は暴徒が若しも誘ひに来て強迫するならば防禦する爲めといふ譯でありました。さうして夜更けて果して彼等は兵營に攻入り、或は吶喊の聲が聞え銃砲の音が響き又は猛火が燒あがりまして戰鬪が稍衰へるやうになつた比、暴徒は北岡細川邸に至り幼君を擁立するさうなどの警報がありまして、一同共は大變である幼君を保護して彼等に渡してはならぬとて各御邸に斷付けたといふこともありまして、平常同志の者は國難に際しては涯分の力を盡して御奉公したいと考へて居ました所に、此の勇ましき活劇を目前に見せ付けられましたから、人氣も昂奮して來まして寄るとさはると此の暴動の後話が日々續き〜に起つて來て、暫くは絶えなかつたので、落つて勉強どころではないのでありました。さて翌十年には二月初から着々戰爭準備にかゝつたので自然學舎は廢止の姿となつて同志の集會するのみとなりましたが、同志の十七歳以上の人々は結束して熊本隊に加はり、薩軍に應じまして其以下の幼年者は四方へ避難し、松下家邸宅は兵燹に罹りて燒失しましたので、惜陰舎も自然消滅となりました。

熊本學生風俗一斑 (第一期)……………(野田寛氏談其の二)

本篇は野田寛氏の談話の要領である。外に第二、三、四期の三篇があるが、それそれ關係時期の所に分ち掲げることとした。文責は固より編者の負ふ所である。

第一期は學制頒布(明治五年)當時より西南戰役(明治十年)頃までであつて、此の時代の重なる學校は師範學校、温故堂(變則中學校)、千葉中學校(正則中學校)洋學校等で老儒先生の私塾も猶處々に存在し熊本城下に在つては諸郷黨(所謂連)各教館を有し學校も亦相當に隆盛であつた。此の時代に於ては洋學校生徒は早く斬髪したが其他は一般に結髪であつた。さうして何れも廢刀令の下るまでは兩刀を帶してゐた。服裝は間々洋服を着る者もあつたが大抵和服を着て而かも手織木綿の縞物か又は空色等の紋付を着てゐた。帯は角帯を用ひ結び方は挾帯と言ふ結び方で今日の所謂兵兒帶を用ふるものは甚だ稀れであつた。尙ほ腰には兩刀の外に手拭、豪傑袋、握飯包みを下げて更に臘引傘或は胴亂(煙草入レ)を下げてゐた。袴は一体に短く、澁袴、小倉袴等を用ひて履物は晴天の時は竹の皮草履、藁草履を履み、或は差し齒の日和下駄を用ひてゐたのである。

學校で授業の際は千葉中學校では机、腰掛を用ひてゐたが一脚に三人共用の極めて簡單なものである。洋學校は腰掛のみと言ふ)其他温故堂及び諸塾は猶ほ坐學の舊式を用ひてゐた。

學科目は洋學校では總て英語の原書を用ひ「ゼンス」氏自ら英語で總ての學科を教へて一切の日本語を使用しなかつた。千葉中學校では學科十五六科目で英語も其一科であつた。但し大体に其の當時は漢學が猶隆盛であつたのである。洋學校以外の生徒の當時愛讀した書籍は大體、中庸、論語、孟子等で經典の外は左傳、史記、文章軌範、唐宋八家文、日本外史、日本政記、靖獻遺言等が其の重なるものである。

さうして作文も亦漢文が流行し其の文体は大抵所謂記序論說の諸体であつた。

學生の當套語は勤王、敬神、武士道、大和魂、廉耻心と言ふが如き言葉で又洋學校では文明、自由と云ふ様な言葉が非常に流行したといふ事である。

又此の時代には家の系統を重んずる風があつて其の所持品には普通の苗字の外に藤原の某とか源の某とか署名する者が多かつた。

此の時代の學生は一体に極めて武骨で動作は莊重を貴び且つ恭敬であつた。(其弊は所謂鈍重) 言語は寡く力強く且つ叮嚀で(其弊は訥辯)そして長幼の序が非常に嚴重であつた。但し所謂「ワマカシ」の弊風も此の時代は特に甚しかつた様である。

劍道(當時は多く劍術といふ)柔道(當時は重に「ヤツラ」と唱へられた)水泳の武育は一般に行はれたが學生は銘々其師範家の道場、水泳場に於て之を學んだものである。

遊戯は兎狩が最も盛んで又夏期河川出水の時などは高き橋梁又は堤防(白川の「ハネ」の様なもの)の上から濁流蕩々の中に真逆様に飛び込んで遊泳することが青年學生の最も誇りとする所の遊戯であつた。吟詩も亦流行した。當時最も吟咏せられたのは唐詩選中の詩で吟調は藩時代から傳はつた所謂時習館節で悠揚として迫らない音調の吟じ風であつた。又太平記中俊基朝臣の東下りの一節は學生の好んで朗誦したものである。

第五節 高等教育

甲 全國狀況

一、専門學校 學制前に各藩で起した西洋學問の紹介學校は學制によつて全部廢せらるゝことゝなつた。かくて新に學制の示す所によつて専門學校が各地に設けられた。

其の中でも最も數の多かつたのは醫學校、語學校であつて、官立や府縣立として簇出した。其の他法律、繪畫、音樂、文學、宗教、体育等に就きそれ／＼専門學校が生れた。之等の諸學校は併合、分離、改稱、昇格など随分複雑な變遷を経て居るので、其の経緯を茲に詳記することは容れないが、此の種の學校で、今日の權威ある専門學校又は大學となつてゐるのが少くない。

二、大學 明治十年四月、東京開成學校及東京醫學校を合併して、東京大學と命名し、それを法、理、文、醫の四學部に分つた。後に工、農の二科を増して綜合大學を完成した。名稱も帝國大學と改められた。

乙 本縣狀況

一 古城醫學校及病院

— 醫學校兼病院 — 通町病院 — 北岡假病院 —

一沿革大要 創設狀況其の他當初の學校内容等は前期に述べた所であるが、以下本期關係の沿革大要を述べよう。

明治四年七月 廢藩置縣と同時に官立となり「醫學校兼病院」と稱した。

明治五年六月十九日 明治天皇が御臨幸あらせられた。當日は教師の授業を御覽あり、玉座前にて生徒の學科策問も仰せ出された。當時の外人教師マンسفエルトは國民の保健衛生に就いて上疏文を上つた。

明治五年十月 學制發布に伴ひ政府は從來の各縣不同の教育費官給の制を廢したので止むなく本校も一時廢止となつた。

其の後醫學校復活繼續の希望盛んにして縣當局は教師、通辯等の給料官給方を懇請したが、政府では五年十月の右布達に基き、外國人教師の條約期間だけは之を給するが其の他は支給せぬと指令したので、縣としては管下に寄附金募集などもあつたが、結局地方費をもつて之を處辨することゝした。これが明治六年六月のことであるが、學校の實質としては前年十月以來教授は續けられてゐたやうである。

明治七年六月 外國人教師マンسفエルトは明治七年六月任期満ちて熊本を去つたし、縣は八年三日限り縣費支出を止め、學校及病院は私立とし、而も古城の地を縣廳としたい爲に學校病院の移轉を指令した。

明治八年三月 學校では直に熊本病院結社なるものを起し寄附金を集めて維持の計畫を立てた。

明治八年十一月 として移轉地として今の下通町靜養軒附近の私有邸宅を求めて引越した。明治七年教師マンسفエルトの去りし以來學校としてよりも病院としての實質が勝つてゐた爲に「熊本病

院」とも通稱せらるゝたが、通町移轉後は「通町病院」と改稱した。

私立となつた「通町病院」は經費難に逢着した。縣は從來の緣故もあり、結社同人に向つて激勵すると同時に管下に向つて、結社を助けて金員の寄附をするやうに告諭も發した。しかし寄附金は容易に集らず、病院側が醫育機關として一大躍進を圖らんとして外人教師招聘を熱望してゐたのも遂に達せられずに終つた。其後は非常な緊縮生活を續けて兎も角、醫育と治療とに貢献して來た。

明治九年十月 然るに意外にも明治九年十月に神風連の暴舉があつて縣當局の首腦皆之に斃れ、其の他官民多數の負傷者を出した。病院はその治療に非常なる努力と効果を示して縣民の信頼を篤くした。

明治十年二月 薩軍の侵入に際し熊本全市兵火の災厄を蒙り、病院は僅かの治療器械等を搬出したのみで、一切の藥物器械烏有に歸してしまつた。

明治十年五月 薩軍熊本を去つた後、病院は飽田郡横手村北岡の光永邸を借りて假病院を開いた之を「北岡假病院」と稱した。

附 十三年以後のことは第三期に出すべきであるけれども本校記事としては第三期關係は餘り多くを有しないから此に附記して、本校の終りを見ることとする。

明治十三年二月 附近の横手小學校（今の春日小學校の前身）の校舎を借りて放課後講義を始めた。鎮臺病院よりの同情によつて軍醫の援助講義が加へられたりして相當に整ふたものであつた。

當時の學科は

- 第一期 理學、解剖學
- 第二期 化學、組織學
- 第三期 生理學、藥物學
- 第四期 病理總論、內科學
- 第五期 內科學、外科學
- 第六期 外科學、婦人科學、小兒科學

であつて、醫術開業試験に應ずる準備の教育であつた。

此の準備教育は、明治廿四年まで續いたが、其の時まで田代の經營を助けてゐた長尾小太郎教師の東都遊學のため辭職するなどの爲に遂に教場を閉鎖した。

病院の方だけは長く續いて明治四十年に到つたが、此の頃は時勢の進歩もあり、周圍の事情も變つて、公立病院の經營としては煩瑣なこともあつた爲に遂に通町病院結社を解散し、病院は田代の個人經營となした。

明治八年 縣費經營から結社經營に移されてより三十餘年、幾多の難關を切り抜けて苦心經營を續け、醫育と治療のために捧げたところの功績は實に大なるものがあつたのである。

2 教員 醫學校が官立となつた爲に翌五年三月には當時の職員に對し新に官等を定め更に其の勤務等も規定された。その職員及主務は次の通りである。

| | | |
|----|---------|----------|
| 教師 | マンスフェルト | 教授及治療 |
| 助教 | 高橋鼎藏 | 通辯、筆記校正 |
| 幹事 | 内藤泰吉 | 學校病院の庶務 |
| 助教 | 奥山靜叔 | 授讀、授講 |
| 教導 | 中山至謙 | 同 |
| 教導 | 田代文基 | 同 更に筆記校正 |
| 教導 | 西直方 | 國學教授及通辯 |
| | 向川浩三 | 解剖學教授 |

明治七年六月マンスフェルト教師は約定の三年の期が満ちて、多數の生徒及親しき同僚に惜しまれて熊本を去り長崎に行つた。醫學校の首腦を失ふことは學校としては致命的打撃であるが、政府としては約定期間だけ俸給を支給するといふので、今後月俸五百圓を縣が支給し得ない限り氏を引止むる策はなかつた。勿論縣として當時の經濟狀態として斯かる莫大の俸給を支辨する余裕はなかつた。かくして本縣醫育界の大恩人マ氏は遂に本縣を去つた。

マ氏去つた後は頓に學校としての機能を稀薄にした。マ氏によつて三ヶ年の教育を受けたものは卒業して學校を出て行く。次いで間もなく高橋、奥山、中山等も辭職した。

關係當事者は勿論、縣當局としても更に外人教師を招聘して醫育機關としての權威を持続したい希望は切なるものであつた。恰も長崎に英國人デンウヰツキといふ人が居たのを招聘せんと苦心したが、結

社經營となつて寄附金は充分集まらず、經營難に陥つた場合であつたので月數百圓の俸給を支給して之を招くことは到底不可能な願であつて、遂に實現に至らなかつた。

従つて其の後は主として内藤幹事、田代教導によつて經營せられ僅かの生徒は主として田代教導の實地指導を受けてゐた。

明治八年四月以降縣費をはなれ、通町病院結社の經營するところとなつた所謂通町病院はやはり内藤田代兩人によつて院務を處理してゐたが、九年六月内藤は結社幹事と意見合はないで辭職した。内藤は明治三年古城醫學校設立の時より常に畫策經營の衝に當つて本縣醫育上に多大の功績を残した人である。

内藤幹事辭したる後は田代教導院長となり、副院長に内田道生、竹崎藤樹を任命し、其他醫員を新に入れて經營を續けた。

明治十年戦後は北岡に移轉したが經營はやはり田代教導によつたのである。

3 生徒 マンスフェルト着任當時は生徒が百人位あつたといふことである。マ氏を迎へた學校は頓に信望を増して以後中途入學が續出し、五年八月から六年四月までに三十餘名に及び、以後收容力足らないで、入學を謝絶したといふ狀況であつた。

明治七年六月マンスフェルトが熊本を去るまでに教を受けたものが百三十餘名といふことであつて、北里柴三郎、濱田玄達などいふ人達も當時の生徒であつた。

學校的色彩を薄くした後は實質は病院となつてしまつた爲に生徒の入學なども餘りなく、残つた生徒たちが田代教導の實地指導を受ける程度のもとなつてしまつた。

明治九年七月規則も改正し教則も立て、生徒募集の計畫があつたが其の年十月神風連の厄に逢ひ、次いで翌十年二月の役に兵火に罹り遂に實現せず終つた。

4 諸規則及教科 廢藩置縣後醫學校が官立となつた際に同校の諸規則を文部省に報告したものに依れば次の通りである。これが教師マンスフェルト在任中のものであるから同校が醫育機關として最も効績を残した即ち黄金時代のものである。

校 則

- 一、生徒之年齢二十五才ヲ限り支那學ハ綱鑑通鑑解文之上其人ノ奇骨ヲ撰候事
 - 一、二十五才以上格別之志有之格別之撰ニ入可申人体ニ而無之而者入學ヲ不許尤其撰ニ出候人者暫外宿ニ滞リ志相見候上入學差許候事
 - 一、入學ノ生徒志操切ナラス成業之見込無之者ハ入學差許候面々共退寮致サセ候事
 - 一 外出ノ節ハ各印章ヲ役間ニ納メ出入嚴重暮六ツ時歸院ノ事
 - 一 寮中毎朝六時ニ洒掃終テ各其業ニ就机案之間可齊整事
 - 一 朝第八字ヨリ第十二字マデ病院ニテ診察滯院並外來之患者ヲ治療ス
- 但入寮ノ生徒其撰ニ非ル者ハ診察ニ携ル事ヲ許サス

學 則

一 朝第八字ヨリ第十一字迄語學

五一二

一 第十一字ヨリ第二字迄之内蘭學究理書並文典生徒之等級ニ隨ヒ教示ス

一 毎月十二度 夜六度 二日間支那學ヲ講ス

一 毎月十八度夜二日間蘭學究理書並文典生徒ヲ交替シテ講ス

教師ヨリ出ス處ノ學則

一 毎日レスヲ與フル事四字間ナルベシ學生欠席ノ者有之間敷事

一 肝要ノ事件病氣ノ外欠席ヲ許サズ且晝教示セシ事晚ニ勉テ學フヘシ

一 學生始ヨリレスニ欠席ナク教師滞在三ヶ年之間新參ノ學生アラバレスニ出席セシムヘカラス教師ノ功績ニ於テ

一 肝要ノ事ナリ其故ハ始ノレスニ出席セサル人ハ後之ヲ理會スルコトアタハスシテ學フ事ヲ得サルナリ

一 レスノ時刻ニ後ルヘカラス遅刻スル時ハ其人ノ勤辨ニ妨ヲ生スルカ故ナリ

一 書生之學ヒシ事ヲ理會セシ哉記憶セシ敷問フ事ヲナスヘシ

一 其上學生四字之間勉テ蘭語ヲ學フヘシ

一 診察ニ携ルコト初學ノ人ニ無益也且蘭學ニ要用タル時刻ヲ費ス故ニ少ハ學ヒシ人而已携ル事ヲスヘシ又可成書

一 生ヲ入替ラシメ醫術ヲ學ヒシ後診察ニ携ル事ヲ許スヘシ

一 病理ヲ知ルニハ人身ノ理ヲ知ルヲ要ス故教示ハ解剖術ヲ以テ始ムヘシ其後數月ハウエーフセルレルヲ隔日ニ

一 示スヘシウエーフセルレルハ解剖ノ微細成モノ也其後一ヶ年半ハフキシヨロキノ大略ヲ示スは一ヶ年半

一 ヲ經テ成就ス其後一ヶ年ハ内外ノ醫術隔日ニ教示シ此節ブルーデレキケールキユコンデノ手術並藥劑ヲ示スヘシ

一 學生是等ノ學業中教師ヨリ示ス處之外他之書籍ヲ見ル事ヲ禁スベシ是第一ニハ其修行充分ナラス蘭語ニ於テ必

一 學業ヲ經テ學術ノ基本ヲ先ニ進ム事ヲ得ルトキハ廣大之書籍ヲ見ルベシ然ラサレハ醫術之奧ニ入ル事ヲ始ムヘシ

一 シ是醫家之生涯勤行スベキ所ニシテ西洋之醫家ニ於テ爲スカ如シ

一 故ニ學生之心得ヘキハ教師ハ學生ヲ醫家トナスコトナシ唯其行クヘキ道ヲ傳ヘ諸事穿鑿之爲用フル所ヲ示ス而已也

右之通御座候事

辛未十二月

熊 本 縣 醫 學 所

なほ教科としては、

解剖學、組織學、顯微鏡學、生理學、病理總論、內科學、外科學、和蘭語學、物理學、修身

であつた。

其の後マンスフェルト退任して暫くは生徒の入學も無く、折角企てた第二の外人教師招聘も達せられず、醫育の機關としての影が薄くなつたので、之を歎いて明治九年七月規則を改正し大々的に生徒募集を企てたけれども、神風連の厄について十年の役あり、其の規則は遂に實現されないうで北岡假病院となつてしまつた。

二 縣立熊本醫學校

1 創設狀況 古城醫學校及病院の經營變遷は前項に述べた通りであつて、外人教師マンスフェルトの退任以後は醫育機關として影は次第に薄くなつて來た。縣當局が關係者及縣民を勵まして舊勢復活を

企圖したことも効を奏しなかつた。

此に於て縣令安岡良亮は新に縣費をもつて醫學校を經營せんことを企てた。以下創設に續いて本期中(十二年迄)の狀況を略記して見よう

明治九年七月十四日 近く醫學校の設立さるべきことを豫告し、同時に募集規則なども公布した
全八月十四日 文部省に向つて設立上申書を提出しその三十一日には文部省よりの認可があつた
之と前後して縣は生徒の應募方につき激勵し、地方教師の招聘にもそれ〴〵手配した。學校は手
取本町今の鎮西祠堂及天主教會堂の在る所であつた。

明治九年十月 いよ〴〵開校の式典を舉げた。

翌十年二月 西南役の厄に遭ひ、學校病院全く烏有に歸した。而して病院だけは本山の一民家を
借りて假りに應急の醫務に當つた。

翌十一年二月 眞宗大谷派管長大谷大教正が病院新築及患者治療の費用として金壹萬八千圓を縣
に寄附したために縣は直に此の月病院建築に着手し、全五月一日開院式が舉げられた。しかし醫
育機關としての學校は未だ復活出來てゐない。

全十一年七月 縣は醫學校再築の上申をなし、同月その認可があつた。尙之と同時に生徒募集を
なした。

全九月一日 新校舍に於て開校式は舉行せられた。

全十二年三月 には上級生の四名を徴兵検査に關係せしむるなど教養の成績は着々舉げられた。

全十二年十二月 速成的醫學教育の必要を認めて傍聽生の規程を設けて實施した。

2 教員及生徒 教員は明治九年十月創設の當時東京府士族三浦省軒を招いて校長とし松山由哲、坂
修の二名之を助けてゐたが、十二月更に東京府病院局長齋隆哉を聘することとなつた。

三浦校長は十一年五月辭職し後任校長には兵庫縣士族赤鹿東策を迎へた。斯くて兵燹後再設時の明治
十一年十月調の職員表は次の通りになつてゐる。

○職員表 (明治十一年十月調)

| | | |
|----------|-------|------|
| 校長兼教師 | 兵庫縣士族 | 赤鹿東策 |
| 教員 | 福島縣士族 | 澤祐麿 |
| 全 | 全 | 村井信敬 |
| 教員兼監事 | 熊本縣士族 | 徳野常信 |
| 全 | 長野縣平民 | 神林益次 |
| 外事務員など四名 | | |

更に十二年七月赤鹿校長は病院長に專任せられ、齋隆哉代つて校長事務をとつてゐたが、同年九月兵
庫縣士族梅田了氏を迎へて校長となし、齋藤氏は副院長となつた。

生徒 最初創立の時は八十餘名の生徒であつた(縣廳文書)

再設の際は自費生百十八名、區費生三十二名、計百五十名を募集し其の結果定員を超過する程の盛況を

呈してゐる。自費生は卒業後奉職、開業自由であるが、區費生は其の郡區に於て開業し三年以内に在學中の區費を償還する義務があるものである。

十二年十二月傍聽生取扱規程によつて入學したものが二十七名に及んでゐる。

3 諸規則 創設當時設定されたる諸規則は左の通りである。

○ 規 則

(1) 教 則 (括弧内は其時間數)

- 第一期 物理學(一) 化學(一) 解剖學(二)
- 第二期 生理學(二) 藥物學(二)
- 第三期 外科學 外科總論、手術學、繃帶學、器械學、(二)
眼科、眼毒、皮膚病等ヲ含ム
- 内科學 内科總論、病理學、診斷學、組織學、(二)
理病解剖學、婦人病、産科等ヲ含ム
- 第四期 外科學(二) 内科學(二)
- 第五期 外科學(二) 内科學(二)
- 第六期 外科臨床講義(二) 内科臨床講義(二)

(2) 校 則

- 第一條 生徒年齢十五才以上廿五才以下ニシテ行狀端正体質壯健ナルモノトス
- 第二條 入學試験ハ甲第二百二十五號布達ノ通り醫學普通ノ書ニ就キ讀物講義及ヒ探題作文セシメ算術ハ問題ニヨリ
答式ヲ作ラシム
- 第三條 課業書籍ハ自辨タルヘシ尤モ其品ニヨリ貸給スルコトアルヘシ 但借用ノ器械破損ノ節又ハ紛失等アレハ原

價ヲ償フヘシ

- 第四條 臨時入學ヲ願フ者ハ其ノ學業ノ各科ヲ試験シ其優劣ニ從フテ各科ニ編入スヘシ
- 第五條 各科卒業ノ上ハ大試験ヲ終ヘ卒業ノ免狀ヲ與ヘ其業ヲ開カシム
- 第六條 生徒寄宿百五十名トス
- 第七條 二級以上ハ授業料ヲ省キ一級生ハ食費ヲ給與ス
- 第八條 會長ハ一級生ノ内ヲ撰テ之ヲ置ク
- 第九條 事故アルニ非ラサレハ半途退學ヲ許サス
- 第十條 年中休ハ紀元節、天長節、孝明天皇祭、神武天皇祭、神嘗祭、新嘗祭、土曜日(正午ヨリ)日曜日、夏期休業(七月
日ヨリ八月)、冬期休業(十二月二十五日ヨリ翌年一月五日迄)其他臨時ノ休業、其時々揭示スヘシ

(3) 教 場 規 則

- 第一條 教場ニ在リテハ萬事教員ノ指示ニ從フヘシ
- 第二條 席順ヲ亂ルヘカラス且授業中猥リニ席ヲ離ルヘカラス
- 第三條 喫烟談話スヘカラス
- 第四條 授業時間外教員ノ許可ナクシテ教場ニ入ルヘカラス
- 第五條 教員ノ許可ナクシテ教場ニ備フル所ノ書器使用スヘカラス

(4) 舍 則

- 第一條 生徒既ニ試問ヲ受ケ許可ヲ得テ入學スルモノハ必ス學舍規則ヲ遵守スヘキ事
- 第二條 言行方正ハ人道ノ常理ナレハ教官並幹事ヲ尊敬スルハ勿論僚友互ニ相敬禮親睦ス可キ事
- 第三條 一室内生徒數人ヲ居セシメ之ヲ學友ト定メ内一人宛一週ノ輪次ヲ以テ室内諸事ニ注意セシメ自他萬般ノ往

第四條 講義ノ報アリテ講堂ニ登リ席ニ就クトキハ等級ノ順序ニ從ヒ且聽講間ハ談話及不行儀ノ體裁ヲ禁ス可キ事

第五條 講筵ニ登リ並教官幹事等ニ謁スルトキハ必袴羽織ノ内着用致スヘキ事

第六條 講義時限ノ外ハ各人其居室ニ在リテ慢リニ他室ニ入ヲ許サス若シ學術ノ疑難アリテ先進ニ質スル等ハ其事故終ラハ直ニ自室ニ歸ル可キ事

第七條 舍内ニ在リテハ酒食放歌雜談午睡等ノ嚴禁タルハ論ヲ待タス音讀モ亦禁止ノ事

第八條 毎月末一回必學科ノ優劣ヲ試ミ席次ヲ定メンカタメ試問ヲ設ク最モ試問ノ方ハ應答或ハ筆記臨時之ヲ報知スヘシ

第九條 朝起入寢食餌ノ時限ニ違ハサルヲ要スヘシ

但右ノ時限ハ其日時ノ長短ニ應シ時々之ヲ布告スヘシ

第十條 毎朝起床後直ニ幹事ニ謁シ名刺ヲ出スヘシ入寢ノ節モ同様タルヘキ事

第十一條 食柝ニ由テ膳ニ就ク時ハ其席ノ順序ヲ正シ喧嘩雜踏ハ勿論時限ニ後ル、ヲ許サス若故ナクシテ後ル、時ハ給與セサル事

但學術ノ事故及疾病ハ此限ニ非ス

第十二條 運動ノ時限ニハ構内ヲ散歩シ慢リニ牆垣ヲ攀チ樹木ヲ折ルヲ禁ス

第十三條 居室ノ不潔ハ衛生學上ノ最モ忌ム所ナレハ自己ノ室而已ナラス互ニ相示談シ清潔ヲ要ス可キ事

第十四條 外出ハ午後四時ヨリ七時ニ至ル若シ課定ノ間不得止ノ故アリテ外出ヲ願フモノハ保證人ノ願書ヲ以テ可申出

第十五條 外出ノ時ハ名刺ヲ幹事ニ通シ歸舍モ亦之ニ同ジ若シ故アリテ時限ニ後ル、カ或ハ疾病等ニ由テ歸舍スル事

能ハサル者ハ其事故逐一記載シ保證人ヨリ斷リ出可キ事

第十六條 生徒疾病ニ罹リ課業ニ就キ難キ者ハ必幹事ニ申告シ其病體検査ヲ受ク可キ事

第十七條 五十日以上疾病ニ罹リ課業ニ後ル、者ハ其病癒ヘテ後原級ノ末席ニ入ル可ク百日以上ハ一級ヲ下シ次級ニ入ル可キ事

第十八條 父母ノ看護願ハ必保證人ノ願書ヲ差出ス可シ其許可ヲ得テ歸省シ日數ヲ經テ歸舍スル者ハ第十七條ノ例ニ從フ可キ事

第十九其 本校ノ許可ナクシテ私ニ他ノ學校或ハ師友ニ通學スルヲ許サ、ル事

第二十條 授業料一ヶ月一人ニ付貳拾五錢並食料毎月貳拾五日幹事ヘ可納事 但食料ハ毎月其額ヲ可報事

第二十一條 粗暴ニシテ官藏ノ書籍器械ヲ破損或ハ紛失スルモノハ其原價ニ照準シテ償金ヲ納メシムル事

第二十二條 學舍規則ニ背ク者ハ勿論下ノ個條アルモノハ退舍セシムル事

- (甲) 入舍後疾病ニ罹リ學期ニ後レ成業ノ目途立難キ者
- (乙) 入舍後智識ノ發生遲鈍ニシテ才能人ニ加カス或ハ怠惰ニシテ課業ナ了セス三期ノ試業ヲ經テ登級スル能ハサル者
- (丙) 放蕩無賴ニシテ屢先輩ノ訓戒朋友ノ忠告ヲ受クト雖敢テ其行ヲ改メサル者
- (丁) 傲慢粗暴ニシテ先進ヲ凌辱シ後輩ヲ輕侮シ教官ヲ敬禮セサル者

第廿三條 入舍生徒ハ凡テ學舍規則ヲ遵守スヘシ若シ罪犯アレハ相當ノ罰アルヘシ

第廿四條 生徒懲罰ノ輕重等差ヲ定ムル事左ノ如シ

- (甲) 外出禁足
- (乙) 外出禁足、舍内掃除
- (丙) 室内禁足
- (丁) 退校

第廿五條 父兄朋友事故アリテ面會ヲ乞フ者ハ必先幹事ニ報告シ其許可ヲ得テ後應接所ニ於テ面會シ他室ニ入ルヲ禁

シ且食物ヲ以テ相贈ルヲ許サ、ル事

次に明治十一年再設に際して規定されたる規則は前者に比して余程範圍も廣く整頓されているけれども大体の内容は右によつて察せらるゝから掲ぐることを省く。

明治十二年十月新に設けられた傍聴生取扱規程は時の校長梅田了氏が縣下醫術の普及せざるを歎き、速成的養成を企て、設定されたものであつて、勿論機宜に適したものであつた。其の規程は左の通りである。

○熊本醫學校傍聴生取扱規程

- 第一條 醫學傍聴ヲ請フ者ハ別紙書式ノ願書ニ通テ本校ヘ差出シ許可ヲ受ケヘシ
- 第二條 登校ノ時ハ兼テ本校ヨリ附與セシ名札ヲ監事ニ差出シ退校ノ節之ヲ受取ルヘシ
- 第三條 傍聴生ノ座次ハ出願ノ順序ヲ以テ之ヲ定メ本校生ノ末席タルヘシ
- 第四條 課業中ハ質問ヲ許サス尤放課後ハ此限ニ非ス
- 第五條 課業終ラサル間ハ叻ニ退席スヘカラス
- 第六條 監事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ生徒ノ舍内ニ入ルヘカラス
- 第七條 報酬金ハ本校生ニ準據シ毎月初ニ之ヲ事務係ヘ納ムルモノトス
- 第八條 傍聴生ハ教場ノ都合ニ依リ増減スルコトアルヘシ
- 第九條 右條件ノ外ハ渾テ本校規ニ準據スヘシ
- 第十條 渾テ規則ニ乖戾シ或ハ不良ノ所爲アルトキハ傍聴ヲ禁スルコトアルヘシ (願書書式略ス)

三、熊本洋學校

洋學校の創設は明治四年であるから第一期に屬するけれども、其の實助の大部分は第二期であるから便宜上こゝに編入することとした

1 洋學校以前 維新前から各藩とも西洋文物の輸入については相當に注意を拂つて來た。それが爲には順序として英語を學ぶ必要に迫られて居た。従つて藩中の有望な青年を或は東京長崎に或は米國に留學せしめて語學を修めさせることが行はれてゐた。肥後藩に於ても横井小楠の甥の横井左平太、同大平の兄弟の如きは米國に留學してゐたし、野々口爲志其の他長崎に在つて語學修行をやつたものも少くなかつた。別項醫學學校の項に述べた職員の中、通譯などの職にあつた人は之等の系統に屬する人であつた。併し東京長崎の留學はあまり成績が良くなかつたらしい。それで相當の監督の下に熊本に於て學ばせるがよいといふ意見が多くなつて漸次語學教育の機關が整つて來るやうになつたのである。而してその初のものには熊本洋學所と言はれてゐるが其の設置期は確め得なかつた。

洋學所は洗場町の豪商梓屋の家を借受け、之を教室に充てた極小規模のものであつたといふ事である。教師には岡田攝藏といふ者を主任とし、尙當時長崎留學中であつた野々口爲志なども之を助くることゝなつた。岡田と言ふ人はもと福澤氏の門人であつて、其の頃は長崎に於ける熊本藩留學者の諸般の世話係といふやうな位置にあつた人である。右の程度であつて未だ以つて本縣に於ける語學教育の充分の要

求を充たすためには規模も程度も幼稚なものであつたやうである。

2 創設の状況 右洋學所では時勢の要求を充たすに足らず擴張發展の希望は野々口等によつて頻りに唱へられてゐたが未だ實現に至らなかつた。明治三年護久公藩知事拜命等により庶政大いに面目を新にし、此の方面にも一大進展を見ることになつた。

即ち野々口は完全なる洋學校設立と外人教師招聘との二項を進言したのに對し、藩廳では評議の結果學校設立の件は異議なく決定したが、外人教師招聘の件は急に決行されさうな模様には至らなかつた。それは攘夷の夢未だ覺めず縣内の民心、外人を教師として戴くことに快からざるもの少からざるを懼れたからであつた。

之に對して長崎留學中の横井大平偶々歸縣し、此の協議を聞いて大いに遺憾とし、米田權大參事に見えて、外人教師を有せざれば洋學校としての使命到底達し得ざること、及び攘夷家の思惑を顧慮して躊躇することの不要なることを屢陳して英斷を請うた。これが爲に廳議改まり外人教師招聘に決定した。而して外人教師招聘に就いての意見を徵せられたのに對し、横井は米本國より非役士官を招くをもつて最適任と述べてゐる。それは一には人格上の立場より、二には藩兵教練の顧問たらしめる利より出でた意見である。勿論藩廳の議も之を容れられ且つ横井氏を東京に派し當時大學校の御雇教師たりしフルベツキに計つて適任者を物色させられた。

横井氏は上京してフルベツキに萬端打合せた後病氣にかゝつたので、それ以後の洋學校設立諸般の幹

旋は主として野々口が當つた。即學校敷地に古城の北隅一萬坪ばかりを充て、校舎は舊建物を利用し寄宿舎及外人教師住宅は新築された。殊に教師住宅は長崎より洋館建築請負大工を招いて建てさせたので

當時熊本に於ける唯一の洋館が出来たのであつた。

スノーゼ・ルエ・ルエ



斯くして明治四年七月米國の非役士官陸軍大尉エル・エル・ヂェーンヌ來朝し、野々口は之を東京に迎へ、藩廳との契約書を交換して熊本に伴ひ歸つた。そして同教師の意見などにより準備を急ぎ愈々九月開校といふことになつた。

3 學校の内容 學校の目的は勿論英語

によつて普通學科を授くるにある。語學其のもの、收得は勿論、その内容としては歐米に於ける新進文化の傳達である。次に當時の規則全部を擧げて同校教育の内容を知ること、しよう。

○ 熊本縣洋學校規則

第一條 童蒙ヲシテ洋書ノミ教導イタシ候得者專ラ科學ニノミ長シ孝悌忠信ノ本ヲ忘レ漢籍ニ疎ク

相成ニヨリ漢籍ノ導教ヲ置キ毎日時限ヲ分チ教導スヘキ事
但習書勿論之事

第二條 入學諸生十五歳以下十歳迄ヲ限リ其才ヲ撰ムタメ左ノ科目ヲ立テ臨讀ノ試験ヲ遂ケ入學ヲ
許シ三年ヲ一期トス

試験科目

- 四書二經素讀 十歳ヨリ十一歳
- 左傳史記 十二歳ヨリ十三歳
- 綱鑑通鑑 十四歳ヨリ十五歳

但生徒漢籍科目歳限等相立候儀有志ノ情ヲ欠クニ似タレトモ學科ノ設ケ十年ノ日月
ヲ經サレハ其成業ヲ見ル事不能且十六歳以上ハ大人ノ部ニテ彼語音ニ移ルヲ難ク是
小學校ノ本意ヲ失ヒ却テ扞格ヲ生スルノ道ナレハ本行ヲ以テ規定トス

第三條 生徒ハ漢籍科目ニ依テ撰之英書試験ヲ遂入學可許事

第四條 生徒並役掛之面々外來用談ハ應接ノ間ニテ辨スヘシ尤生徒傳習時間應接ヲ禁ス

第五條 生徒病氣ノ節ハ病院ノ診察ヲ加フヘシ

第六條 生徒ハ暑寒二季休業前精粗ヲ試ミ隋ヲ顯シ且新ニ入學ハ此休業中試験ニ可及事

第七條 試験科目ニ相當タリトモ身体病氣學業定限難終者入學難許事 (第八條省略)

塾則

第九條 生徒一統教師ノ意ヲ体シ教官ノ指圖違背仕間敷事

第十條 生徒互ニ交誼禮讓ヲ厚クシ言語同靜ニ至ル迄不敬僣暴ノ儀有之間敷事

第十一條 傳習席ハ各其席ヲ守リ混雜不可致事

第十二條 傳習席ニテ音讀談話ヲ禁ス

第十三條 傳習定刻ニ後レ候者ハ其日ノ業ヲ省ヘシ且病中タリ共數日欠席ノ者ハ教師ノ見込ニヨツテ
下級申付候事モ可有之事

第十四條 塾中座席掛札ノ順序ヲ不可亂事

第十五條 追校ニ逢ヒ候者再入學不相成事

第十六條 兩門出入共鑑札ヲ以テスヘシ尤門限ハ朝暮六時開鎖ノ事

第十七條 休業定則

| | | |
|------|----------|-------|
| 每月 | 日 | 曜日 |
| 每年 | 六月十四日 | 八月十五日 |
| 天長節 | 九月廿二日 | |
| 夏休業 | 六月中三十日 | |
| 西洋元日 | | |
| 冬同斷 | 十二月廿五日ヨリ | 十五日 |
| | 正月十日迄 | |

學 則

- 第一 生徒漢學ヲ學ハサル者ハ英學入門ヲ許スヘカラス
但入門許容スル前ニ其試験ヲ行フヘシ
- 第二 漢學ノ時刻ハ英ノ規則ニ隨ヒ毎日一字間以上ヲ與フヘシ
- 第三 一旦課程傳習ニ入タル生徒ハ學業少クトモ三年ノ期限ヲ得ヘシ學生ノ内若シ病ニ罹リ其業ヲ勉メ難キ者且其業ヲ終ヘ難キ者等有之時ハ檢査シテ許容スシ其他官ノ免許ヲ得サレハ假令學生ヲシテ他事或ハ通辯等ノ如キニ仕用スル事要スルニ共學業充タサル中ハ決シテ許容スヘカラス
- 第四 此學科ニ入ルノ生徒ハ前條記載ノ如ク課程傳習ヨリ開業シテ其階級ヲ踏ヘシ若此學律ニ違フ事アルトキハ教師ノ差圖ヲ得サレハ決テ之ヲ許容スル事ヲ得ス
- 第五 生徒第一ノ要ハ互ニ一致シテ學校ノ規則ヲ堅ク相守恭敬温順ヲ專一トスヘシ
- 第六 教師差圖ニ隨ヒ若シ第一級生ノ内見込ノ者アラハ之ニ命シテ課程傳習ノ一部ヲ與フ事アルヘシ
- 第七 生徒入門ノ前先身体ノ檢査ヲナサシメ官府ヨリ其質ヲ記スヘシ而シテ規則中ニ之ヲ載スヘシ
- 第八 塾則ハ熊本縣廳ヨリ定ルト雖矢張學校規則之一部ナリ依テ教師ハ双方ノ宜ヲ周施スルコトヲ得ヘシ
- 第九 學業ノ試験ハ一ケ年ニ兩度ト定メ是ニ三ノ區別ヲ設ヘシ第一ハ學業ノ優劣ヲ檢査シテ之ヲ記シ

其黜陟ヲナシテ賞美ヲ與フ事第二ハ學業ノ階級ヲ終ヘ難キ者ヲ除ク第二ハ學業ノ模様ヲ檢査シテ官府ニ建言スル事

- 第十 年末ノ試験ハ例年官府ヨリ日代ヲ遣テ總体ノ學業ヲ試験シ是ヲ書面ニ認メ官府ヘ達スヘシ且又半ケ年目ノ試験ハ教師ノ差圖ニ隨ヒ館中限ニテ教師並掛ノ官員列座ニテ學業ノ試験ヲ行フヘシ
- 第十一 學校ノ休業ハ例年兩度タルヘキ事但夏日休業ハ定例試験ノ後一ケ月ヲ限ルヘシ且寒中ノ休業ハ凡二週間ト定ムヘシ

初一ケ年課程科目

一、課程科目ハ凡ソ一ケ年ヲ期トス而シテ此目的トスル所ノモノハ第一生徒ヲシテ英語通話ヲ學ハシメ其意ヲ詳ニシテ他ノ科目ニ移ルトモ辭書ノ助ヲ以テ其闕ヲ補ハシメ終ニハ專科學科入門ノ基礎ヲ開クヘシ

前半ケ年科目

- 第一 アルフヘビツト 英字ノ總稱也 懸板ニ自書シ諸級生同音ノ演習ヲ以テ其難トスル處ノ調音反覆シテ之ヲ得サシムヘシ
- 第二 母字音三音ノ綴字モ右同様ニ施シテ語音ノ難キヲ同音ニ反覆セシメテ是ヲ演習スル事茲ニ綴字ノ例ヲ畧スウエフストル綴書ノ初メ第十一段目ヲ懸板ニ白書スヘシ
- 第三 語音ノ演習ハ懸板ニ口舌ノ圖ヲ顯ハシテ其働キヲ示スヘシ然ル時ハ口演ノ教ヨリ余程益アラシ
- 第四 綴字學 兼 讀
- 第五 初學課程

但是迄二ヶ月ノ間此振合ナリ最此科ニ在ル迄ハ意味ヲ問ハス只其變化ノ演習圖解ニテ學フヘシ且ウエブストル級書並物學課程書ヲ得サスヘシ

- 第 六 級書卒業
- 第 七 讀書 タルソウフ 課程書ヲ得サシメ是ニ辭書並其意ヲ説キ和語ニ解讀サスヘシ
- 第 八 級學ハ語意ノ二ツヲ譯スヘシ
- 第 九 英文中用ヒタル句點ヲ學スヘシ但是ハ傳習堂ノ懸板ニ顯ハス
- 第 十 横文習書
- 第 十一 演習書取 但是ハグセツトノ初學地理書ヲ取
- 第 十二 初學文典
- 第 十三 演習書取シテ和語ニ譯シ隨テ和語ヲ英語ニ譯スヘシ
- 第 十四 英語作文
- 第 十五 會讀理論

後半ケ年科目

- 第十六 文典語解
- 第十七 ニワタル算術
- 第十八 演習書取
- 但是ハグセツト高上ノ地理書ニシテ又是ヲ翻譯セシムル事
- 第十九 讀書翻譯但メツキフィースノ課程第四第五章目ヲ用ユ

第二十 英語作文

第二十一 會讀理論

第二十二 算術 但和學一ケ年ヲ通スヘシ

中學階梯科目

第一ケ年目

第一前 三ケ月中

- 第 一 讀書翻譯 カセツト高上ノ地理書
- △第 二 解 語 ハルラツクス コールス、チフ、ライフ
- △第 三 筆 算 ラクス算術書

第一後 三ケ月中

- 第 四 修身學
- 第 五 歷 史 宜數ヲ撰ムヘシ
- 第 六 算 術
- 第 七 點 算 タウイツスゴールトンノ書

第二 半ケ年中

- 第 八 歷 史 續キ六ケ月ニテ終ル
- 第 九 點 算 卒ル
- 第 十 測量術 ダウリース氏

第二ケ年目

第一 六ケ月中

- 第十一 理 學 則萬物學
- 第十二 窮理學 宜數ヲ撰フベシ
- 第十三 初學本草學
- 第十四 算 術
- △第十五 測量學 各科ヲ含ム

第二 六ケ月中

- △第十六 地質學
- 第十七 礦物學
- △第十八 舍密術

第三ケ年目

第一 六ケ月中

- 第十九 理 學
- 第二十 天文視學 光線響音電氣 磁石等ナリ
- 但光線、電氣磁石、響音等ノ學ハ、チンダリ
- スノウナス氏ノ書ヲ用ユヘシ

第二十二 兵學教練

第二 六ケ月中

第二十二 律學 ストリー氏

△第二十三 公法學 ホウイートン氏

※第二十四 兵學教練

五三〇

※印ハ學科餘暇ナキ時ハ是ヲ除クヘキ事

△印ハ右同斷余暇ヲ得サルトキハ是ヲ短縮スヘキ事

學生心得之條々

- 第一條 教官先覺ヲ蔑視スル事勿レ第十五條塾則ニ示ス通り交誼禮讓ヲ重ンスヘシ許多ノ條則ヲ示スモ素ヨリ生徒ヲシテ良心ヲ培養シ温順恭敬學途精達ヲ本意トスレハ人々身心ヲ省ミ着實學課ニ従事スヘシ若鄙技浮薄ノ風習ヲ脱シ得サル者ハ洋學者流ノ糟粕タルヲ免レサレハ斷然退校スヘキ事
- 第二條 朝六ツ時報聲ヲ聞起出速ニ嗽水シ各室内掃除ノ事
但入室ノ妨ニ不相成ヤウ廊下迄掃キ出スヘシ
- 第三條 夜十時^西臥床ノ事^{春分ヨリ秋分迄}
^{九時タルヘシ}
- 第四條 但報聲ヲ聞各室外ニ整列當直ノ指揮ニヨリ各互ニ暇ヲ告ケ入室速ニ眠ニ就キ臥談スヘカラス
館中ハ傳習席ヲ始メ總テ脱劍ノ事
- 第五條 但塾中ハ大小共總テ當直ノ間ニ置ヘシ尤手入タリトモ塾中ニテ拔刀禁止
傳習ハ定刻ノ通報聲有之事ニ付其時ニ至リ混雜ナキヤウ前以テ心懸順序ヲ正シ出席スヘシ尤教師出席ニ後レ候者ハ其日ノ業ヲ省クヘキ事
- 第六條 傳習ノ善惡勤惰ハ教師ノ見込ニ相撰ニ付異論有之間敷事
- 第七條 漢籍稽古時限ヲ守ルヘシ尤漢學堂出席ハ傳習出席ニ准スヘシ 但無答欠席ハ罰之

- 第八條 塾中各其室ヲ守リ他室ニ相寄り雜談ハ勿論勉強タリ共堅禁ス若用談有之時ハ當直ニ答差圖ニ從フヘシ
- 第九條 生徒一統責ヲ禁ス且塾中ニテ飲食遊戲不相成事
- 第十條 生徒爭論相起ルトモ互ノ論決ヲ止其儘當直ニ可答事
- 第十一條 生徒互ニ金錢借貸堅禁止イタシ候間所持ノ面々ハ俗事方ヘ預ケ置ヘキ事
- 第十二條 洋品必要ノ物一通リハ上納ヲ以テ相渡候ヘ共當地ニテ相整候品ハ休日ノ暇最寄ニ相整フヘシ
- 第十三條 休日外出ノ節ハ各室外ニ掛置候名札ヲ當直ニ渡シ歸塾ノ上請取ヘシ尤兩門出入ハ兼テ相渡置候鑑札ヲ番人ニ渡シ歸校ノ節請取ルヘシ
- 第十四條 生徒一統身體清潔ヲ主トセサレハ諸病ヲ醸シ候間少クモ肌着三枚モ以上用意スヘシ且寒氣中ハ股引モ願ヒ用意ノ事
- 第十五條 但宿元ヨリ洗濯屑兼候向ハ校中ニテ周旋スヘシ
各室内素ヨリ清潔ニ心懸衣類手道具ニ至迄至極簡辦ニ致書篋タリトモ仰山ノ品持越不相成候事
但衣類道具入ハ兩掛柳コリ皮籠ヨリ大ナラサル類ヲ撰ムヘシ
- 第十六條 休業時間ハ運動心懸無用ノ遊戲有之間敷事但休業時間ハ漢英二科業ニ關係有之ニ付當分午後一字間夜食後一字間タルヘシ尤モ夜間ノ業ハ定則ナシ只高聲音讀ヲ禁ス
- 第十七條 各室ヨリ何品ニヨラズ窓外ニ投捨不相成且室内ヨリ通行ノモノト談話スヘカラス唾ヲ吐クヘカラス
- 第十八條 外出先ニテ病氣差起歸校難成カ或ハ尊長急病ノ節ハ其次第ヲ洋學校當直當ニシテ達スヘシ口上ヲ以テスヘカラズ
- 第十九條 課業ヲ始メ一統ニ拘ル事件ハ各級頭ニ告クヘシ
- 第二十條 館中塾中總テ走ル事禁止

- 第二十一條 課業時間寢床ニ入申間敷事
 第二十二條 書籍ノ始メ何品ニヨラス樂書且削形等堅附申間敷事
 第二十三條 火用心專要ノ事
 第二十四條 塾中上リ口並ニ便所ハ定ノ通不可亂尤不法ノ仕方有之時ハ當人へ掃除可申付事
 第二十五條 兩教師門内猥リニ出入不相成事
 第二十六條 學校中吟詩放歌禁止ノ事
 第二十七條 入湯ハ第一級ヨリ一切完速ニ交浴ノ事 但入湯中亂雜塵暴ノ所業等堅禁
 第二十八條 食事毎ニ報聲ヲ聞各室前ニ整列シ徐々席ニ就キ雜談スヘカラス替リヲ爭フヘカラス食事畢テ元ノ如シ
 第二十九條 朝飯七時三十分晝飯十二時夜食五時ト定 但朝夕ハ日ノ長短ニ因テ斟酌アルヘシ
 第三十條 歸省ハ二季休業タルヘシ尤日曜日ハ前夕夜食ヨリ歸宿一泊ヲ許スヘシ當日ハ暮門限迄ニ歸校有ヘシ門限ヲ逾シ候者ハ退校ノ事但歸校刻限遲速ニ依テ賄方手賦混雜致シ候間此日食事有無ハ前夕銘々當直ニ答申スヘシ

4 教師及生徒 教師はデエーンズ専ら教授の任に當り、野々口は幹事として庶務を處理し、又通辯の任にもあつた。外に校長といふものを置かなかつた。明治七年に至つて寄宿生増加のため境野熊藏を塾監に命じた。明治八年十月には卒業生の中から選任して、入學當初の生徒の教授に當らせた。それは山崎爲徳・森田久万人・高田産權・岡田源太郎・山田謙次・小崎弘道・上野已熊・隈部閔四郎・横井時敬・伊勢時雄の諸氏である。デエーンズ教師は全科を教へるのであり且つ生徒は寄宿舎に收容し、教師住宅と相隣りしてゐたために朝夕親しみを厚くし、加ふるに謹嚴熱心なる教授撫育により教育効果は大いに擧げられた。

デエーンズは俸給四百圓、野々口はじめ四十圓、後都合あつて三十圓となつてゐた。

尙生徒は當時藩中にて最も向學心に燃ふるものゝ集りて十五六歳から二十二三歳に至るもの、野々口の談といふのによると第一年目が四十六名、第二年目が八十余名、第三年目が四十余名、第四年目が三四十名もあつたといふことである。

なほデエーンズは基督教信者として生徒に感化を及ぼしたことも少くなかつた。初めは同教師の住宅に訪問して雜談で賑合つてゐた生徒たちが、何時となしに其の眞摯なる信仰生活に感化せられて漸次に信仰者を増し、明治九年に至つては三十余名誓書を調製し、信仰を誓ひ、修養を約し報國の至誠を宣明した程で、單に一英學校としてばかりでなく宗教的にも大なる影響を與へたもので、本邦基督教史中にあつて一系統を作る程の勢力となつたのである。

其の生徒の中には後日社會に出て新日本の建設に偉功を捧げた人達が少くない。例へば横井時雄・中原淳藏・横井時敬・海老名彈正・宮川經輝・金森通倫・徳富猪一郎・藏原惟郭・浮田和民・紫藤章等である。

5 開校 明治九年十月デエーンズの契約期間満ちて歸國するに及び洋學校は閉ざされた。而してその閉校の主因は學校内に起つた基督教信者の一團と之に反感を有する他の一團との反目對立するありて、學校の統一經營が困難になつた點にあるやうである。

それで其の開校と同時に基督教信者團體は多く相携へて京都の同志社に走り、新島の薰陶を受くるに

To all Persons Concerned:
 It is to Certify, that An Sigeo Goden
 of Kumamoto Prefecture, Japan
 Entered Kumamoto English School at the
 beginning of the Academic Year September
 1st 1871. that he has been prompt and constant
 in Attendance, one period of his term in the
 most commendable and diligent
 and successful application to all the
 studies of the course throughout the entire
 term of four years, that he has creditably
 passed every Annual and semi-annual
 Examination, and that he is entitled to
 this Certificate of Proficiency in the
 various branches of study embraced in the
 Course of Kumamoto English School, Namely
 1. Elementary English Language - including
 Reading, Writing, Grammar, Composition,
 Declamation, and Rhetoric. 2. Intellectual
 and Written Arithmetic. 3. Geography. 4. Civics
 History. 5. Algebra. 6. Geometry and Trigonometry
 and Elementary Practical Surveying. 7. Natural
 Philosophy. 8. Chemistry. 9. Astronomy. 10. Geology.
 11. Physiology.

L. L. James
 Wm at Kumamoto Japan
 July 26 1875

洋學校免許證

企てたけれども、敬神黨の變に次いで明治十年の役あり、遂に實現に至らずして止んだ。

五三四
 至つた。尤も此の團體はその以前から既に同志社と聯絡を保ち信教上の提携を密にしてゐたのであつた。斯かる關係で其の時同志社に投じた人たちはその卒業生中に優秀な地位を占むるものが多かつた。
 洋學校廢校後野々口は熊本に語學教育機關の廢絶することを歎き嘉悦氏房、山田武甫等と協議し、從來の校舍を借り受け、卒業生を教師として之を繼續せんと

卒業生徒エリ免許證狀

此證狀ハ九ノ条目ヲ表スヘキ為メ也

余田司馬人

右ハ八百七十一年明治九年九月一日熊本洋學校創設、日ヨリ新ニ英語ノ業ヲ始メ、
 多ク品行最正シク、勇奮堅固ニシテ學問ニ注意シ、一年間、
 此ニ卒業シ、且チ成功ノ状ヲ頒シ、
 左ノ各科ニ於テ進歩ノ效トシテ此免許證狀ヲ授ケル者也
 一 英語 算方 習字 文典 作文 英語 文學 算術 算術
 二 地理書 三 萬國歴史 四 代數學 五 幾何學 六 測量術 七
 算理書 八 化學書 九 算學書 十 地質學 十一 人體書
 千八百七十五年七月二十六日
 於日本熊本與之
 正ル、正ル、正ル

右教師授與スル所ノ免狀譯之及調印者也

明治十二年七月二十六日

白川縣洋學校



洋學校免許證譯文

洋學校に就て

官學の系統——教師即校則——英語による普通教育——

於教育座談會 余 田 司 馬 人

洋學校には私は生徒として入つて居つて従つて生徒として知つて居る事ですから、管理上とか何とか言ふ詳しい事は解りませんが、熊本藩として時習館が廢せられました時は洋學校が官學の系統を踏んだものと思ひます。その證據には時習館の書籍もあり孔子の 龜の香爐 等と言ふ教育上貴重な寶物が皆洋學校にまゐつて居つたのであります。何れ官學校として時習館の後を繼いだ様になつて居つたのではないかと思ひます。洋學校の起りは明治三年であつたらうと思ひますが、教師が來ましたのは四年の八月で、九月一日より授業を始めたのであります、さうして明治九年の七月に教師解雇され、閉校となりましたが、學校の内部の様子は幹事制度で野々口といふ人が幹事でありまして事務に當り、教授向の事教育といふ方面の事は萬事教師一任になつて居つた様で、それで規程といふものがあるではなく、教師の頭が既に學校の規則であつた様に思ひます。學校は殆ど今日の普通科であつて、それも英語で稽古するといふ丈であります。其の時代全國に段々洋學校とか或は英學校といふ様なものがあつたと思ひますが皆語學を教へたもので獨り洋學校は普通科であつてそれで卒業生が東京に出て大學に入ります時等は大変便利であつたと聞いてをりますが私は詳しく知りません。

第六節 師範教育

甲 全國狀況

一 官立師範學校 學校の増設、教育の普及を謀るには教員養成機關を設けねばならぬ。文部省は學制頒布以前から苦心してゐた所であるが愈その開校を見たのは明治五年九月であつて、舊昌平校内に小學師範學校と稱して置かれた。小學校教員の養成を目的とした。之が師範學校の嚆矢で、現今の東京高等師範學校の前身である。明治八年八月、中學師範學科を併設して中等學校の教員養成にも努めた。其の後文部省は七ヶ所に官立師範學校を設けたが、漸次府縣立師範學校の整備に伴つて之等は廢止された。

女子師範學校は明治七年東京に創設せられた。他の諸學校に比し割合に早く女子師範學校の生れたのは、主として當時の學監たりし米國人モルレーの進言によるものと察せられる。同校は後の東京女子高等師範學校である。

二、府縣立師範學校 教員養成が焦眉の問題であるにも拘らず官立の師範學校は數校を出でない爲に各府縣では當初講習所様のものを設けて速成を計つてゐたが漸次内容を改めて、明治八九年頃には漸く整つたものとなり、十一二年頃に前述の官立師範の廢止となつたのである。

女子師範學校も府縣立が増して來た。十一年迄には十一校を數ふるに至つた。

乙 本縣狀況

一 戰前の狀況

1 創設 本縣師範學校の創設は明治七年であるが、明治十年の兵火に罹り校舎、書籍、器械共に全く烏有に歸し、明治十一年に至り再築し同年五月再開校してゐる。従つて設置の狀況も亦戰前戦後の二期に分ち述ぶる方が便利である。

戦前に於ける創設當時の狀況を稍詳細に記載せる縣の文書には、只明治十二年二月に六等屬田口政五郎、一等屬古賀保高の連名で、富岡縣令に報告せる「沿革大意」なるものがあるのみで（以下沿革大意とあるは本書をいふ）他には殆ど見當らない。右によると本縣師範學校は明治七年三月卅一日熊本區新町壹丁目（今の一新小學校地）舊藩の時御客屋と唱ふるものを以て校舎とし、全年五月二日を以て開校すとなつてゐる。（本縣師範學校より出せる師範學校一覽の沿革には七年五月十二日授業を始むとあるも今は前者に據ることとする。）

當時教員は僅かに四名で生徒は凡そ八十名を數ふるに過ぎなかつた。始假師範學校と稱へてゐたが、これは別に名稱をつけたのでなく創立の際偶然に唱へられたものであるからといふ理由で明治九年六月十六日付にて熊本縣師範學校と改むる旨示達してゐる。

2 諸規則 創設當時の規則は遺憾ながら見當らない。翌八年三月十日に更正された規則が縣廳

文書に見えてゐるが、前規則に對し増加したものは○印、改正したものは△印を附するとの注意書があるので、之により創立當時の規則も察知することが出来る。依て左に全文を掲げて創立當時の内容を窺ふ資料に供することとする。尤該規則は校則、教場規則、舎則の三つからなつてゐる。

○ 校 則

第一條 小學は人民普通の教にして貴賤の別なく六歳より十三歳までの子弟學ばざるべからざる所以の者なり本縣小學の教未だ遍からず教授の方法亦未だ其宜を得ず是本校の由て設けらるる所なり入學の徒宜く此の旨を領し俛焉從事すべき事

第二條 入學の生徒は皇漢普通の書に通じ年齢は廿歳以上たるべき事

第三條 體質壯健なるべき事

第四條 入學志望の者は學區取締の證書を以て願出べき事

第五條 入學の者は試験を経て許すべき事

第六條 試験の上及第の者は卒業の後公命に従ひ小學教員に従事すべき證書を可差出事 但證書々式第十五條に照すべし

第七條 生徒食費及薪炭油等官費たるべき事

第八條 入學の上は半途退校或は他途へ出身するを許ざる事 但疾病者にして成業致し難き者は醫員の證書を以て退校を許すべし

第九條 生徒の中父母の病氣又は難差置用事有之節は親類組合の内より證書を以て歸省願出候者事情に應可差免事

第十條 全科卒業の上試験を遂げ學力に應して教員たるべき免狀を與へ各區へ分派し小學教師とすべき事

第十一條 二箇年は小學教授に服事すべし

第十二條 教師幹事の命に従はざる者は直に退校申付べき事

第十三條 病氣にて受業欠席の者は其旨幹事に届出幹事より教師へ通すべき事

第十四條 休業

孝明天皇祭

一月三十日

紀元節

二月十一日

神武天皇祭

四月三日

神嘗祭

九月十七日

天長節

十一月三日

新嘗祭

十一月廿三日

一六の日

十二月廿日より一月十日まで

右の外休日とは臨時揭示すべし

第十五條 證書々式(料紙美濃紙)……………様式略す

○ 教場規則

第一條 教場に於ては諸事教師の命に従ふべき事

- 第二條 受業中互に雑談すべからざる事
- 第三條 教場に於て喫烟すべからざる事
- 第四條 受業中猥に席を離るべからざる事
- 第五條 教場に在て猥に異見を演ぶべからざる事

○ 舍 則

- 第一條 舍中都合長の指揮を受くべき事
- 第二條 晨起は春分より秋分迄午前第六時秋分より春分迄午前第七時たるべき事但掃除の時に至る迄出寢せざるべからず
- 第三條 入寢は午後第十時たるべし時間外書見する者は發聲を許さざる事
- 第四條 生徒を一組とし更番舍内の掃除を掌務して清潔に致すべき事但掃除は朝餐前たるべし
- 第五條 夜具衣類等舍内に狼籍すべからず必ず柵上に收め並に行燈は其の入場に改むべき事
- 第六條 食時は組の順序に従ひ赴くべし鳴鐘を待さるべからざる事
- 第七條 當直の者は朝餐後直に出座すべし動め終り舍長へ答へ後退座すべし
- 第八條 毎日午後二時間散歩運動の事但時間を誤ることあらば必ず其由詳申すべし
- 第九條 事故有りて不時外出の者は其旨舍長に陳し指揮を受くべし
- 第十條 夜間外出を禁ずる事
- 第十一條 生徒病氣にて自宅加養致度者は醫員の證書を以て幹事に申出指揮を受くべき事
- 第十二條 病中にて欠課の者は遂一其由を申出づべき事
- 第十三條 舍内にてケツト頸纏等着用すべからざる事

第十四條 休業の日は日出より日没迄外出を許す事

第十五條 生活舎内に於て酒肴を禁ずる事

右之條々違反する者あらば罰直一日再犯三日三犯七日猶悛めざる者は退校せしむべし。

越えて明治九年四月十五日に再規則が改正せられ稍整備せるものとなつてゐるが茲には繁雜を避くる爲要點のみ示すこととする。

イ、先づ校則第一條を次の通り改めてゐる。

本校は一般人民の爲に師範たるべき生徒を入學せしめて其の教則及教授の方法を授くる處なり故に生徒たるもの勉強勵精速に其の實用に供し以て開明の一隅を補助するを期すべし若此旨趣を誤り業を怠り行を失ふに至りては則本縣立校の主旨に背くのみならず身亦生涯の榮譽を害するを免れず此れに従事するもの宜しく此の意を體し行を修め業を勉めて兒童の模範後進の領袖たるべきを要すべし

ロ、其他改定せられたる主なるもの

- 1 年齢は十八歳以上三十五歳以下行狀端正體質壯健にして普通の書及略算術を學ひ得たる者たるべし
- 2 本校は速かに小學普及を要するが故に概略六ヶ月を以て卒業の期とす但學業の優劣によりては定期の緩急あるべし

3 生徒百名を定員とし其級によりて官費自費の差異あるべし但薪炭油は都て官より支給すべし

4 幹事の名稱を廢して校長と改め別に監事を置き一般を監視せしめて校規の振肅を計ること尤監事は專任とせず、教員の中より兼務せしむること

5 校則、教場規則、舎則の外食堂心得、校長、教員、監事、舎長、庶員等の職務章程をも定めてゐる。

右二つの規則を通覽して感じたる事項をあぐれば次の諸點である。

イ、校則第一條に示されたる設立の趣旨が後者は前者に比し余程充實整備してゐるが師範學校なるものが「教則及教授の方法を授くる處」とせる點は略同一である。

ロ、入學資格が前者は二十歳以上として最低の方のみ限定してゐるが、後者は最高の方にも制限を加へると共に最低年齢を低下してゐる。

ハ、前規定には修業年限が見へてゐないが、後者には六ヶ月を以て卒業することとしてゐる之れによると其當時教育の普及を圖る爲に相當の教師を要望することの如何に切實であつたかと察せられる。

ニ、前規定には定員なく且全部官費としてゐたのに反し、後者は定員を設け且級により官費自費の差異を設けてゐる。

ホ、創立當時より二ヶ年間は幹事といふ名稱で、校長といふ名稱を用ゐる様になつたのは九年四月の

規定からである。

へ、兩規定共に一六の日は休日と成つてゐない。又冬季休業はあるが夏季休業は設けられてゐない。

尙縣の文書によると右規則の改定に伴ひ牛嶋謙作は十二番中學區、取締兼師範學校幹事を免ぜられ、新に師範學校長を申付けられ且一昨七年來盡力せし功績により月給五圓を増加して拾五圓となり、五等訓導赤星爲己は拜命後年數はなきも教授上盡力せしにより一等昇給、月五圓増加して拾五圓支給の旨達せられてゐる。之によると牛嶋謙作は創立當時より任命せられてゐたものと思はれる。

尙明治九年十一月十三日付當縣令心得より文部大輔田中不二麿宛教則改正伺書提出全月廿三日付許可の指令が出てゐるが他に此の種のものが見當らないので當時の學科課程等を推察する資料として左に掲ぐることにしよう。

○ 熊本縣師範學校教則豫科

(明治九年十一月廿二日施行)

| | |
|-----------------------------|---------------------------|
| 第四級 六ヶ月 | 第一級 六ヶ月 |
| 一、史學 日本外史、十八史略 一周十二時 | 一、史學 皇朝史略、元明史略、清鑑易知錄 一周八時 |
| 一、數學 加減乘除、分數 六時 | 一、數學 比例 六時 |
| 一、地理學 兵要日本地理小誌、輿地誌略、聯邦法略 九時 | 一、物理學 物理全誌 七時 |
| 一、作文 片假名交 三時 | 一、作文 三時 |
| 一、体操 一日 三十分 | 一、授業法 六時 |

| | |
|------------------|-------------------------------------|
| 第二級 六ヶ月 | 第一級 六ヶ月 |
| 一、史學 皇朝史略 一周 三時 | 一、實地授業 付屬小學生徒を授業せしむ 實問類但實地授業の餘暇に於てす |
| 一、數學 開平開立對數用法 六時 | 一、數學 代數、幾何 |
| 一、生理學 生理發蒙 三時 | 一、史學 泰西史鑑、萬國新史、米利堅誌 |
| 一、物理學 物理全誌 六時 | 一、修身學 百科全書修身論 |
| 一、化學 學百科全書化學篇 四時 | 一、經濟學 百科全書經濟論 |
| 一、畫學 二時 | |
| 一、授業法 六時 | |
| 一、体操 一日 三十分 | 一、作文 但課業時間外に於てす 三時 |
| | 一、体操 一日 三十分 |

3、徴兵免役と證書 明治九年五月五日付熊本縣令安岡良亮より徴兵免役に關し次の御達寫が師範校長宛に交附されてゐる。

御達寫

其校入學生徒之内左之三條膺候者徴兵免役に相成候事

第一條 師範學校に修業一期の課程を了り其證書を得たる者

第二條 同全科卒業の證書を得たる者

第三條 該校に於て其試験を経て上第の證書を得たる者

右三條に膺る者は徴兵免役相成候に付三條之通其都度證書相渡置徴兵年齢之者は其期に至其旨該區戸

長へ可爲届置候此段相達候事

之に對し校長牛島謙作は同九年九月六日付にて右の御達により證書式伺書を縣令に提出、同月八日付にて「書面之通り施行致候事」との指令が出てゐる。(證書様式は略す)

4 散髮令と辭職問題 同九年七月に時の師範校長牛島謙作、及同舎長内藤儀十郎外一名(井田幸雄)が散髮相達之儀に付各辭表を提出してゐる。當局は校長に對しては「願之趣難聞届」と指令し、舎長に對しては一應之を許し九月四日に至り「今日に至ては悔悟の様子且既に散髮致し候」旨を以て再舎長を申付けてゐる。(井田某分は文書が見當らぬ)

こは少し余談に亘るが當時の事情を察知する資料として左に辭表の全文及散髮に關する公文を掲げて參考に供しよう。

○ 辭 職 願

今般散髮御誘之令下リシヨリ諸學校ヨリ本校ニ至リ一時ニ紛援ヲ生ジ候ニ付テハ私儀駕馬之力何分往々維持致シ候見込無之候間乍恐職務被免被下度此段伏願候事

明治九年七月三日

熊本縣令 安 岡 真 亮 殿

師範校長 牛 島 謙 作

○ 辭 表

師範學校舎長ノ命ヲ蒙リ日夜勉勵以テ生徒ヲ誘掖シ心竊ニ興隆ヲ期シ在舊今日ニ至レリ然ルニ今般散髮ノ命下リシヨリ諸小學教員ヲ初メ、就學ノ輩ニ至ルマテ疑惑ヲ生ジ或ハ意見ヲ上リ或ハ職ヲ辭セシトス嗚呼明光ノ盛徳ニ依テ是迄興隆ノ諸小學校殆ント

儀 十 郎 儀

瓦解ノ勢ヲ醸セリ夫師範校ハ小學教員ノ淵源ニシテ若小學衰頽スル時ハ隨テ盛ナル事能ハザル必セリ假令散髮トナリ相誘フトモ如何ニ學事ニ補アルヲ得ンヤ仰願クハ急ニ當職ヲ免シ他ヲシテ某カ職ニ代ハラシメンコトヲ懇願切望ノ至リニ堪ヘズ

明治九年七月一日

熊本縣令 安 岡 真 亮 殿

熊本師範學校舎長 内 藤 儀 十 郎

○ 明治九年六月廿一日乙第六十號

別紙ノ通學區取締教員へ相達候ニ付テハ其職務上ニ於テモ深ク注意致シ追テ就學之者必散髮候様可致候此旨爲心得告諭候事

別 紙

散髮ハ上蒸ヲ發散シテ神氣ヲ清爽ニスレハ就學之輩勉強上至便緊要之事ニ候處今ニ舊情ニ泥ミ依然結髮之者不少ニ付テハ其指揮指導ノ任ニ當ル者自ラ之ヲ行ヒ學生一般へ推及セシム可シ因テ自今散髮可致候此旨告諭候事

○ 明治九年八月三十一日乙第九二號

本年當縣乙第六拾號ヲ以テ散髮之儀相達候處教員之内今以テ依然結髮罷在候者モ有之哉之趣相聞へ不都合ノ事ニ候條右様ノ者ハ取札可申候此者相達候事

創設當時の師範教育狀況

— 入學勸誘 — 食費月二圓 —

於教育座談會 三 浦 晟 彦

私は恰度明治七年頃迄師範學校の創設になる頃から師範校先生方に漢籍等のお教を受けて居りました。其の時分

中津海知崇先生に就て居りましたが、師範學校の校長格に平川俊太郎先生が居りました。其の次に今の中津海先生で御座います。そこに朝まゐりよりでしたが今迄の教授方法は却々面白い新工夫で一日參觀せられたいと言はれまされ共迎も現今の教育がよかつた所が迎も其の熊本邊りの昔からのお教よりさう結構な事もあるまいといふ位で遂ハイ〜と言つて實行もしないでをりました。それから或日今日は是非珍しい師範學校を御參觀なさいといふ事で恰度先生の遠縁に當つて居る坂井徳といふ者と一緒に出て同道致しますと、先生も無論居られました。今日は春日校の試験で今から行つてせねばならぬから後は平川に頼んで置いたからそれで平川の言ふ通りになつて居てくれといふ。それで坂井と待つて居りますと一枚の辭令の様な書付を渡されまして、見ますと、連名で『入學させ候條明後日より入塾致すべく候』とある。それが恰度五月の何日かであります。もう師範學校の始つて一二ヶ月も経過した後であります。さういふ時代で御座いますからトント始めに開校して生徒や何かの集りました當初とは一寸遅れて顔出したのでありますから、何も知りませんので御座います。そうして入りましても勿論米とか粟とか入れてゐた倉に少し修繕を加へて疊敷にしてそこがマア宿舎になつてをりましたが銘々に家から机や書物箱なんぞ持つて行つてさうして疊敷に座つて居ります。さうやつて三日位何とも沙汰なしにお賄をしてもらひ晝夜遊んで居つたのであります。さうして三日目に試験をする。それで試験にかゝつてみますと、日本政記の神武帝論の一章で御座いました。それから又理學とか支那譯等の漢文格物入門で御座います。却々漢文で御座いますから何うして余程見るにも困難で只理學と言へば何もかもそれに含まれてをるといふ風で、それで其の本等を読んでもどんなものであるかよく世間にも判つてをらぬといふ時代でありましたから殊に困難で御座いますし、マアさういふものが教科書になつてをつたもので、さうして學校は素より自費で御座いまして未だ官費等は思ひがけない事で銘々に食費を收めよつたので御座います。其の食費は大抵一ヶ月二圓以上三圓以内といふ位でございました。さういふ様に今から考へると至つて軽い費用で御座いましたが、其の時分はそれは相當の金額だつたと急みます。教師の方には主に宇

上の方から段々出て居られます縣廳の方はまだ幾分監督の様な氣味もあり上羽といふ先生は縣屬であつて師範學校の教授も兼ねて居られると云ふ風でまあそんな様な事で試験等も入つてから三日の後あつたと云ふ風でそれであら試験の及第の落第のといふ様な事も何にも無く只御手数だつたと思はれます。さういふ風にして學科はまあ所定學科は殊更新しい事も御座いませすさうしてやつと卒業丈はしたと云ふ様な次第であります。

参考のため三浦晟彦の入學許可書の全文を掲げて置かう。用紙は奉書の巻紙様のものである。

三 浦 晟 彦
 板 井 徳
 當校入學差許候明日可致入塾候事
 甲戌 五月十七日
 假 師 範 學 校 團

二 戰 後 の 状 况

1 再築開校 前に述べたる「沿革大意」及明治十二年に發表せる本縣師範學校第一年表等によると學事の事一日も忽にすることが出來ないからといふ處から、亂後間もなく再築の計畫を立て十年十一月文部省へ具狀し地を熊本藪の内に卜して直に工事にかゝり、翌年四月に至り落成を告げ五月一日に開校式

を舉行し、全六、七の兩日始めて入校するもの、試験を行ひ、全月十一日より授業を開始してゐる。
而して購入せる敷地は三千四百十三坪三合五勺、建物坪數三百九十五坪七合五勺で建物は次の様になつてゐる。

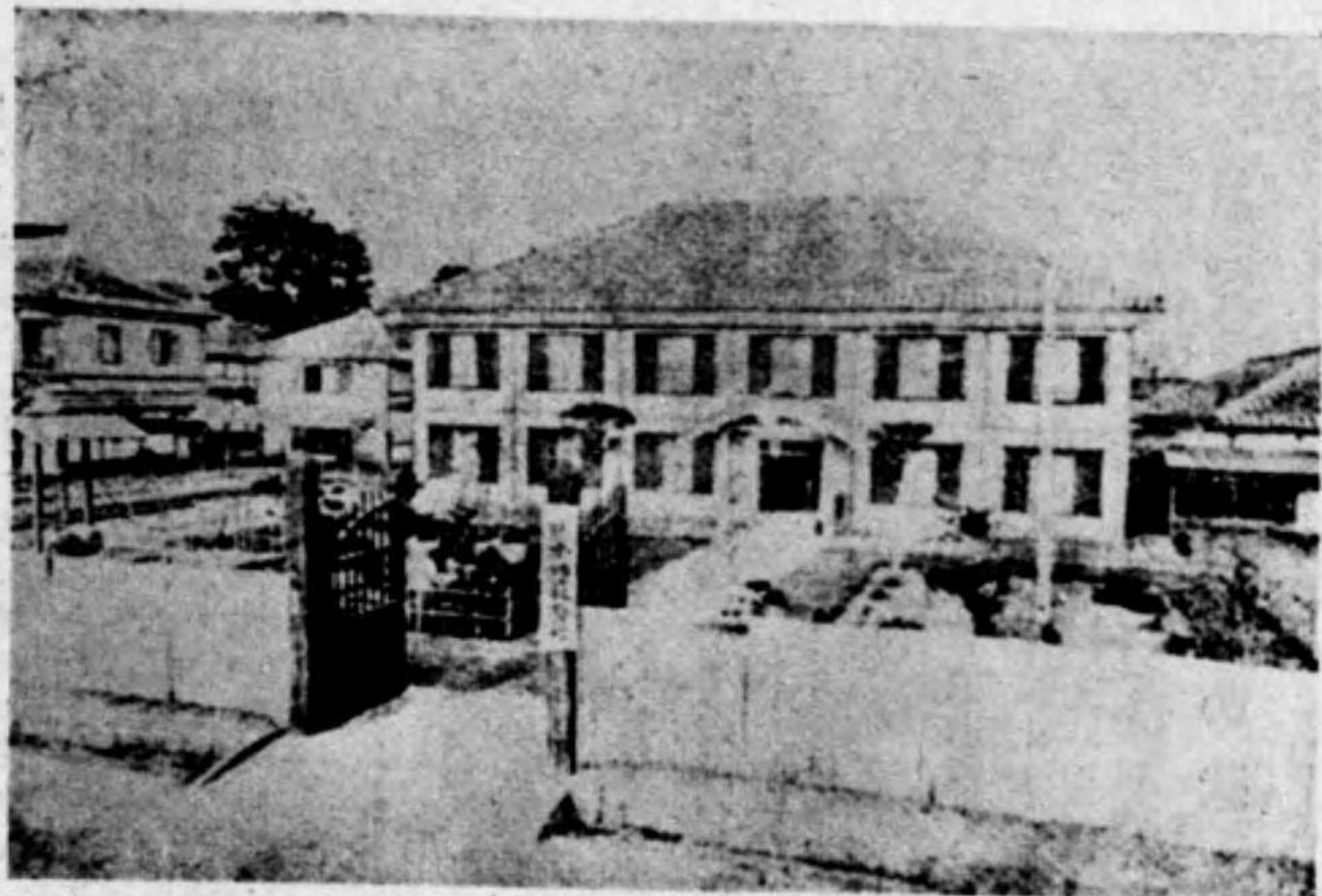
| | | | |
|-----------|----|--------|----|
| 講堂及教場(本家) | 一棟 | 附屬小學校 | 一棟 |
| 本校食堂及炊所 | 一棟 | 全食堂 | 一棟 |
| 生徒寄宿寮 | 一棟 | 外に体操場等 | |
| 浴室 | 一棟 | | |

此の建築費壹萬四千四百貳拾四圓を要してゐるが該金額は全部文部省より配賦せる小學補助金十年度以前の蓄積金を以て充てゝゐる。(十年は兵亂にて學事休業に付此の剩餘金を出せる由)

尙當時の開校式順序及時の權令富岡敬明が右開校式に臨み演説せる告辭(今尙扁額となり校長室に掲げらる)は當時の事情を窺ふに好個の資料であるから稍細に亘るの嫌はあるが左に示すことゝしよう。

開校式順序

第一次 本日正午第十二時ヲ期シ長官第一課長第五課長及學務科ノ職務科、土木科屬官ヲ率キ本校ニ莅ム當日警部巡查ヲ率キ校



舍校内ノ藪校學範師縣本熊

中ヲ巡視シ衆人ノ雜沓ヲ制シ及盜火ノ取締ヲナス

第二次 正午第十二時三十分職務科校長訓導生徒並ニ學區取締、區戸長等ヲシテ左圖ノ如ク設備ノ席ニ着カシム(圖畧す)

第三次 職務科各自着席整頓ノ旨ヲ長官ニ上申シ然ル後柝ヲ撃タシメ長官ノ臨席ヲ報シ各員ヲシテ整肅セシム撃鼓畢テ長官及ヒ隨從官員臨席スコノ時訓導起テ禮式ノ禮ヲナシ生徒ヲシテ敬禮セシム

第四次 長官演説スコノ時一同立テ承之尋テ職務科長官ノ祝辭ヲ朗讀ス禮式如前次ニ校長以下祝詞アルモノ順次演述ス

第五次 職務科柝ヲ撃タシメ開校式執行濟ヲ報ス終テ長官並ニ隨從屬官退席スコノ時禮式如前

第六次 長官並隨從屬官及校長訓導學區取締、區戸長祝酒ヲ舉ケ生徒ヘハ赤飯ヲ與フ畢テ一同退校

告辭

客歲ノ亂縣下學路ノ退歩其成分ナルヲ知ラズ之ヲ作興スル術多端ナリト雖モ其要師範生徒ヲ養成シ小學教員ヲ普及スルニアリ是ヲ以テ砲煙僅カニ消シテ本校土木ノ工ヲ興シ本年五月一日ヲ以テ功竣ルヲ告グ規模宏大結構偉麗樓ニ登テ望メバ眼界空豁山秀水綠ナリ之ヲ前校ノ狹隘塵囂ニ比スレハ齊壤不啻ナリ自今此校ノ教員ハ嚴正以テ己ヲ持シ懇切以テ生徒ヲ導キ生徒ハ品行ヲ正シ師教ヲ守リ志ヲ立ル山ノ不動ガ如ク學ヲ勉ムル水ノ不已カ如ク勵精從事セバ其退歩セル者反テ進歩ノ銳ヲ添兵斐ノ禍轉シテ奎運ノ福ヲ開ク蓋シ

富岡權令ノ告辭
客歲ノ亂縣下學路ノ退歩其成分ナルヲ知ラズ之ヲ作興スル術多端ナリト雖モ其要師範生徒ヲ養成シ小學教員ヲ普及スルニアリ是ヲ以テ砲煙僅カニ消シテ本校土木ノ工ヲ興シ本年五月一日ヲ以テ功竣ルヲ告グ規模宏大結構偉麗樓ニ登テ望メバ眼界空豁山秀水綠ナリ之ヲ前校ノ狹隘塵囂ニ比スレハ齊壤不啻ナリ自今此校ノ教員ハ嚴正以テ己ヲ持シ懇切以テ生徒ヲ導キ生徒ハ品行ヲ正シ師教ヲ守リ志ヲ立ル山ノ不動ガ如ク學ヲ勉ムル水ノ不已カ如ク勵精從事セバ其退歩セル者反テ進歩ノ銳ヲ添兵斐ノ禍轉シテ奎運ノ福ヲ開ク蓋シ

富岡權令ノ告辭

2、諸規則 校則は明治十一年五月十日付にて假規則として新に縣から布達せられてゐるが戦前のものに比すれば内容形式共に頗る整備してゐる。今左に其目次を掲げて見よう。

熊本縣師範學校假規則目次

| | |
|---------------|--|
| 告示 | 第七章 派遣並奉職規則 |
| 第一章 通則 | 第八章 舍則 |
| 第二章 入校規則 | 第九章 舍長擧擧及心得規則 |
| 第三章 教則 | 第十章 諸規程 (教場規則、書籍器械取扱規則、食堂規則、浴場規則、來觀規則) |
| 第四章 試業規則 | 第十一章 禁約 |
| 第五章 學年並休業日 | 第十二章 戒例 |
| 第六章 學資給與並辨償規則 | |

各章に亘り全文を掲ぐる事は稍繁に亘るので見合はするが本規則は再興後の始めての規則であり且今後の基礎ともなつてゐるから左に主要事項に付述ぶることとする。

第一 設立の趣旨及目的

戦前のは校則第一條に示してあつたが本則では告示と通則第一條との二つに分ち而も其内容が余程判明して來た様である。即

告示 本校ハ縣下人民ノ爲メ小學ノ師範タルベキ人物ヲ薰陶養成スル所ニシテ學事ノ隆替人智ノ開否

全ク此校ニ由ラサルハナシ故ニ此校ノ生徒タル者ハ學業ヲ勉勵スルハ勿論常ニ品行ヲ正シ廉耻ヲ重シ以テ小學ノ模範トナリ開明ノ補助タランコトヲ要ス

通則第一條 本校ニ於テ生徒ヲ養成スルハ將來縣下小學ノ教員タラシムルノ目的ナレハ所定ノ學科ヲ修メ授業ノ方法ヲ演習セシムルヲ以テ主要トス

第二 生徒ノ種類

校費生 區費生、自費生の三つとする。

校費生 月參圓の給與。卒業後各小學校へ派遣、在勤二ケ年。

區費生 毎大學區内各小學生徒の内尤優等で將來教員に適すべきものを區長學區取締にて撰み入學せしめ學費旅費とも區費を以て辨用(月參圓宛)卒業後其區内の小學校に奉職し在勤三ケ年以上で在學中の學資を返還すべき事となつゐる。

自費生 學資皆自辨で修業期年は當人の望に任す。但通學するもよい。

第三 入學に關する事

入校規則中の主なる事項を摘録すれば

イ、生徒は年齢十八年以上三十五年以下行狀方正にして普通の書を読み略算術を學び他日小學の師範たるべきもの。

ロ、體質健全にして種痘或は天然痘をしたものでなければ許されぬ。